

第6章 年季奉公人について

西村和江

はじめに

ここでは、粟生岩坂村・佐保村・泉原村の三村において特徴的に見られる、京都府北部地域からの奉公人について簡単に考察したい。

具体的に言うと、池上家文書・免山家（本家）文書・東浦繁雄氏所蔵文書・川畑澄雄氏所蔵文書・寺野允将氏所蔵文書の中から人の移動を示す史料、つまり年季奉公人請状・宗旨寺請状・人別受取一札等をピックアップし、移動者の出身地の傾向を明らかにするとともに、〔年季奉公による移動〕を〔嫁入・養子による移動〕と相対化させるなどして、この地域の年季奉公人の特徴を捉えていくつもりである。但しその際、ピックアップする史料は、移動者の出身地と移動理由が明確なものに限定した。また、同一移動者に関する史料が数点ある場合は、最も内容の豊富なものを代表として一つ取り上げた。

以下、ごく簡単ではあるが、これら北摂地域の村々の一側面を理解する手掛かりとして若干の材料を提示しようと思う。

第1節 粟生岩坂村

まず、三村の中で最も史料点数の多い粟生岩坂村について見ていきたい。池上家文書の中から年季奉公に関する史料を取り出し、他地域から粟生岩坂村への移動者がいったいどの辺りを出身地としているのか、類型化を試みた。それが次の1.に当たる。

1. 他地域から粟生岩坂村への移動

〔年季奉公を理由とした他地域から粟生岩坂村への移動〕を示す史料をピックアップ、整理したのが表1である。全部で53点。その内訳を出身地別に六つに分類して見てみよう。

分類①：丹波国天田郡と丹後国加佐郡は地理的に隣接しているのだが、この地域（現行行政地名〔以下「現」と略す〕；京都府加佐郡大江町付近）からの奉公人が23点と最も多く集中している。更に、〈丹波国何鹿郡私市村・中村・山田中村〉〈同国氷上郡中竹田村〉などの周辺地域を含めると、全部で27点にまで上るほどである。これらの地域を分類①とする。

分類②：京都府北桑田郡美山町付近に位置した村々（若狭国下中郡井上村を含む）からも14点という多くの奉公人が出されている。これらを分類②とする。

分類③：ちょうど分類①と②を東西に結んだ真ん中辺りに安栖里村と上実勢村がある。これらはともに丹波だが、①・②のどちらに所属するのか判然としない位置関係を形成しているので、ここではあえて独立させて分類③としておく。

以上、分類①・②・③の地域、つまり京都府北部を出身地とするものが43点見られた。これは、全体

のおよそ8割を占めており、明確な一つの傾向として捉え得るものである。中でも特に、京都府北桑田郡美山町と同府加佐郡大江町という二地域からの大きな奉公人の流れが存在していたと言える。この点は、後ほど取り上げる佐保村・泉原村の事例を見るに当たって、心に留めておいて頂きたい。

次に、残りの10点の内訳なのだが、以下の様な地域からの奉公人も若干ながら見られることに注目してみようと思う。

分類④： 現：京都市からの奉公人に関する史料4点が見られる。これは佐保村・泉原村に関する史料では見受けられない地域であり、非常に特徴的である。これらを分類④とする。

分類⑤： 丹波国桑田郡田能村（現：大阪府高槻市）と丹波国船井郡佐伯村（現：京都府亀岡市）。この二村は、粟生岩坂村から見て「美山町や大江町ほど遠くはないが近村でもない」といった位置関係を形成している。田能村は佐伯村の南東にあるため粟生岩坂村にかなり近付くが、それでもやや距離がある。これらを分類⑤とする。

ところで、年季奉公人の出身地として今まで見てきた地域は、皆比較的遠方の村々であった。そのような中で注目したいのは……、

分類⑥： 摂津国能勢郡木代村・同国嶋下郡道祖本村出身の年季奉公人の存在である。この二村は粟生岩坂村から非常に近くに位置している。全部で4点と数は少ないが、これらの存在から、丹波・丹後といった遠方だけでなく近村からも年季奉公人を受け入れていたことは確かである。また、分類①～⑤の地域が全て粟生岩坂村より北方にあることを踏まえると、道祖本村は粟生岩坂村よりも南側にあるわけで、これも興味深い。しかし、数点しかないのもまた事実であり、[年季奉公を理由とした粟生岩坂村への移動]が北方、特に京都府北桑田郡美山町と同府加佐郡大江町周辺からを中心としていることに間違いはない。

表1-Aは表1をもとにして年代順に並べ替えたものである。更に、上述した地域分類も追加しておいた。大きな流れをつかむと、前半に京都府北桑田郡美山町周辺出身のもの（分類②）がまとめて見られ、1752年頃から同府加佐郡大江町周辺出身のもの（分類①）が主流となっていく。細部を考察してみると、同一村出身の年季奉公が年代的に隣接している場合が多いことも興味深い。特に、摂津国能勢郡木代村などは1802年・3年・8年と続け様に見られ、上記の傾向の顕著な例と言えるだろう。

表1-Bは、同じく表1をもとにして男女別に整理し直したものである。表1-Aと同様地域分類を明記した。全53点中 男性32点 女性20点、男性が6割ほどを占めている。地域分類をもとに考察すると、男性32点の内、20点もが分類①、つまり京都府加佐郡大江町周辺出身であることにまず目が行くはずである。これは非常に大きな特徴と言えるであろう。一方女性においては、どの地域分類が特別多いということもなく、平均している。分類②・③・④・⑤・⑥に関しては、男女でちょうど二分した形となっており、性別との関連はないように思われる。

2. 粟生岩坂村から他地域への移動

表2は、[年季奉公を理由とした粟生岩坂村から他地域への移動]を示す史料がまとめられたものである。わずか2点しかないが、どちらも摂津国嶋下郡しかも粟生新家村・佐保村とごくごく近村へ送り出されており、これは京都府北部という遠方から年季奉公人を受け入れていることと対照的である。

第2節 佐保村

1. 他地域から佐保村への移動

A. 年季奉公による移動

表3は「年季奉公を理由とした他地域から佐保村への移動」を示す史料を取り上げたものである。全14点で、出身地別に見ると内10点が丹波国桑田郡からやって来たもの。その中でも安掛村4点、知見村（西畑）4点が上位を占める。上記二村に加え、知伊江和村・上平屋村ともに現；京都府北桑田郡美山町であり、この四村は地理的に非常に近い。先述した類型化によると分類②に当たる。

残り4点の内3点が丹後国加佐郡からのもの。いずれも現；京都府加佐郡大江町、つまり分類①である。特に小原田村と公庄村は隣接している。

以上より、佐保村への年季奉公に関しては、粟生岩坂村と同様、京都府北桑田郡美山町と同府加佐郡大江町という二地域からの大きな奉公人の流れが存在していたと言えるようだ。粟生岩坂村で見られた特徴が佐保村においても見られるということは注目に値する。

次に、表3-Aは表3をもとに年代順に並べ替えたものなのだが、概観して年代別に出身地の偏りがあることに気が付くはずである。丹後国加佐郡出身の3点は前半に偏ってみられ、次に丹波国桑田郡知見村西畑のまとまり、続いて安掛村のまとまり、という流れを踏んでいる。これは非常に興味深い。

表3-Bは、同じく表3をもとにして男女別に分類したものである。14点中9点が女性の奉公人と、男性と比較して点数が多い。特に丹後国加佐郡からの3点がともに全て女性であることが分かる。知見村4点の内3点が男性、安掛村4点の内3点が女性ということも、一つの傾向として一応取り上げておきたい。また、男性の奉公人は1821年～1836年までの15年間に集中して見られる。これは表3-Aを併せて見て頂くと明確に理解できる。

B. 嫁入・養子による移動

表4は、「嫁入を理由とした他地域から佐保村への移動」を示す史料をピックアップしたものである。全部で2点と少ないので、正確なところは検討を要するが、ともに摂津国出身で、年季奉公に見られる丹波・丹後に比べて比較的近村からやって来ている。

表5は、「養子を理由とした他地域から佐保村への移動」を示す史料を取り上げ、表にしたものなのだが、これも摂津国出身で地理的にも佐保村と非常に近く、嫁入による移動と同様の傾向を呈している。嫁入・養子による移動において丹波国・丹後国出身のものが1点も見られないということは、注目すべき事実である。

2. 佐保村から他地域への移動

佐保村から他地域への移動を示す史料は非常に少ない。まず年季奉公を理由とするものは一つも見られず、嫁入による移動（表6）・養子による移動（表7）も各1点ずつあるのみである。表6・表7にある通り、嫁入・養子を理由とした佐保村からの移動先は、ともに摂津国嶋下郡の近村で、上述した1-B「嫁入・養子を理由とした他地域から佐保村への移動」と同様の特徴を有している。この特徴に関しては、先述した「年季奉公を理由とした粟生岩坂村から他地域への移動」を絡めて、更に泉原村の事例を見た上で、後ほど一括して思うところを述べるつもりである。

第3節 泉原村

泉原村に関しては、年季奉公による移動を示した史料が4点あるのみだった。内3点が泉原村への移動、残り1点が泉原村からの移動である。それらを表8・表9として整理した。

1. 他地域から泉原村への移動

ここではまず表8を用いて、「他地域から泉原村への移動」について考察を加えたい。出身地はいずれも丹波国。分類②に属する知見村西畑からの奉公人が見られる。残りの二村（鳥羽村・千ヶ畑村）は、泉原村から見て「美山町や大江町ほど遠くはないが近村でもない」という位置関係にあり、つまり分類⑤に当たる。詳しく述べておくと、鳥羽村はちょうど美山町と泉原を直線で結んだ真ん中辺りに位置し、千ヶ畑村は鳥羽村の南西に位置していた。佐保村だけでなく泉原村においても粟生岩坂村で行った類型化が該当する、ということは非常に興味深い。

2. 泉原村から他地域への移動

表9を見て頂きたい。これは上述の通り「年季奉公を理由とした泉原村から他地域への移動」について整理したものである。移動先は摂津国嶋上郡富田村。泉原村の南東に位置した比較的近村であると言える。史料が乏しくはっきりしたことは分らないが、粟生岩坂村・佐保村の事例を併せて考えると、丹波・丹後との関わりはあくまで年季奉公人を受け入れる時のみのものであり、嫁入・養子の出入、また年季奉公の送り出しは、近村との間で取り交わされていたのではないかと思われる。

ま と め

以上簡単ではあるが、村と村の間で取り交わされた人の移動、特に年季奉公による移動について検討してきた。その特徴は次の通りである。

- *年季奉公人の受け入れに関しては、京都府北部地域、特に同府北桑田郡美山町周辺・同府加佐郡大江町周辺という二地域からのものが大多数を占めている。
- *しかし上記の二地域との関わりはあくまで年季奉公人を受け入れる時のみのものであり、嫁入・養子の出入、また年季奉公の送り出しは、近村との間で取り交わされていた。

これが、非常に大ざっぱだが今回の分析の成果である。残念ながら以上のような特徴を呈する原因・理由に関しては、力及ばず不明のまま報告に至ることとなった。結果的に、多様な側面を有する村一村関係のほんの一部分を垣間見たに過ぎなかったわけだが、粟生岩坂村・佐保村・泉原村を理解する一つの手掛かりとして、参考にして頂ければ幸いである。

表1-A 年季奉公による移動【他地域→栗生岩坂村】(年代順)

西暦	出身地	分類	目録番号
1687年	丹波国和井部安納里村	(3)	池上1988
1713年	山国国家工部郡野大徳寺門前	(4)	池上1988
1714年	丹波国桑田郡知見八原村	(2)	池上1990-1
1715年	京都府(西)屋町通中立売下町	(4)	池上1991
1718年	丹波国桑田郡上町村	(2)	池上1992
1720年	丹波国桑田郡柳田村	(2)	池上1993
1726年	丹波国桑田郡上平屋村	(2)	池上1994
1735年	丹波国桑田郡上町村	(2)	池上1997
1736年	丹波国桑田郡下平屋村	(2)	池上1998
1738年	丹波国桑田郡沢田村	(2)	池上2000
1739年	丹波国桑田郡下平屋村	(2)	池上2001
1745年	丹波国加佐郡尾藤村	(1)	池上2002
1746年	摂津国嶋下郡道祖本村	(6)	池上2003
1750年	丹波国桑田郡宮脇村	(2)	池上2004
1752年	丹波国天田郡新妻村	(1)	池上2007
1756年	丹波国天田郡中村	(1)	池上2010
1757年	丹波国加佐郡福谷村	(1)	池上2011
1757年	丹波国天田郡新妻村	(1)	池上2012
1758年	丹波国天田郡大呂村	(1)	池上2013
1762年	丹波国加佐郡小原村	(1)	池上2014
1763年	丹波国加佐郡日藤村	(1)	池上2017
1765年	京都今出川通町(本寺屋敷)	(4)	池上2018-1
1768年	丹波国加佐郡有田村	(1)	池上2019
1772年	丹波国加佐郡有田村	(1)	池上2021-1
1776年	丹波国天田郡前田村	(1)	池上2022
1782年	丹波国桑田郡知見八原村	(2)	池上2029
1782年	丹波国加佐郡金屋村	(1)	池上2030
1784年	丹波国桑田郡知見八原村	(2)	池上2031
1785年	丹波国加佐郡新妻村	(1)	池上2032
1785年	丹波国加佐郡新妻村	(1)	池上2033
1787年	京都東六條寺内住吉町	(4)	池上2034
1790年	丹波国加佐郡小原村	(1)	池上2037
1790年	丹波国天田郡安井村	(1)	池上2038
1793年	丹波国加佐郡小原村	(1)	池上2039
1795年	若狭国下中郡井上村	(2)	池上2040
1796年	丹波国天田郡大塚村	(1)	池上2043
1796年	丹波国加佐郡小原村	(1)	池上2045
1798年	丹波国加佐郡小原村	(1)	池上2046
1801年	丹波国加佐郡阿守町	(1)	池上2049-1
1802年	摂津国能勢郡木代村	(6)	池上2051
1803年	摂津国能勢郡木代村	(6)	池上2050
1808年	摂津国能勢郡木代村	(6)	池上2054
1815年	丹波国船井郡上表勢村	(3)	池上2057
1816年	丹波国桑田郡沢田村	(2)	池上2058
1816年	丹波国桑田郡柳田村	(2)	池上2059
1816年	丹波国桑田郡知見八原村	(2)	池上2060
1818年	丹波国阿蘇郡八市村	(1)	池上2064
-	丹波国天田郡観音寺村	(1)	池上2023
-	丹波国阿蘇郡山田中村	(1)	池上2077
-	丹波国天田郡前田村	(1)	池上2089
-	丹波国天田郡安井村	(1)	池上2091
-	丹波国加佐郡日藤村	(1)	池上2093
-	丹波国船井郡佐伯村	(5)	池上2096

表3-A 年季奉公による移動【他地域→佐保村】(年代順)

西暦	出身地	性別	目録番号
1751年	丹波国桑田郡知見伊江和村	女	免山03996
1757年	丹波国加佐郡公庄村	女	免山0367
1789年	丹波国加佐郡小原村	女	池上2036-1
1803年	丹波国加佐郡二箇村	女	東瀬 62
1816年	丹波国桑田郡安井村	女	東瀬 41
1821年	丹波国桑田郡知見村西瀬	男	東瀬 68
1821年	丹波国桑田郡知見村西瀬	女	東瀬 74
1829年	丹波国桑田郡知見村西瀬	男	東瀬 103
1829年	丹波国桑田郡上平屋村	男	東瀬 122
1834年	丹波国桑田郡佐保村	男	寺野1-3-6
1836年	丹波国桑田郡佐保村	男	免山03358
1858年	丹波国桑田郡安井村	女	免山03999
1862年	丹波国桑田郡安井村	女	東瀬 5
1862年	摂津国嶋下郡泉原村	女	東瀬 113

表1-B 年季奉公による移動【他地域→栗生岩坂村】(男女別)

性別	出身地	分類	目録番号
男	丹波国桑田郡知見八原村	(2)	池上2029
男	丹波国桑田郡知見八原村	(2)	池上2060
男	丹波国桑田郡知見八原村	(2)	池上2031
男	丹波国桑田郡上町村	(2)	池上1992
男	丹波国桑田郡下平屋村	(2)	池上1992
男	丹波国桑田郡上平屋村	(2)	池上1994
男	丹波国桑田郡柳田村	(2)	池上1994
男	丹波国桑田郡上町村	(2)	池上1997
男	丹波国天田郡安井村	(1)	池上2038
男	丹波国天田郡前田村	(1)	池上2022
男	丹波国天田郡新妻村	(1)	池上2089
男	丹波国天田郡新妻村	(1)	池上2012
男	丹波国天田郡大呂村	(1)	池上2013
男	丹波国天田郡観音寺村	(1)	池上2023
男	丹波国天田郡大塚村	(1)	池上2043
男	丹波国阿蘇郡私市村	(1)	池上2064
男	丹波国阿蘇郡中村	(1)	池上2033
男	丹波国阿蘇郡山田中村	(1)	池上2077
男	丹波国加佐郡小原村	(1)	池上2039
男	丹波国加佐郡小原村	(1)	池上2045
男	丹波国加佐郡小原村	(1)	池上2046
男	丹波国加佐郡日藤村	(1)	池上2014
男	丹波国加佐郡日藤村	(1)	池上2017
男	京都今出川通町(本寺屋敷)	(4)	池上2018-1
男	丹波国加佐郡有田村	(1)	池上2093
男	丹波国加佐郡有田村	(1)	池上2019
男	丹波国加佐郡有田村	(1)	池上2021-1
男	丹波国加佐郡阿守町	(1)	池上2049-1
男	丹波国加佐郡阿守町	(1)	池上2049-1
男	丹波国加佐郡尾藤村	(1)	池上2002
男	京都東六條寺内住吉町	(4)	池上2034
男	山崎国豊前郡薬師大徳寺門前	(4)	池上1988
男	摂津国能勢郡木代村	(6)	池上2050
男	摂津国能勢郡木代村	(6)	池上2054
男	摂津国下中郡井上村	(2)	池上2040
女	丹波国桑田郡上町村	(2)	池上1997
女	丹波国桑田郡下平屋村	(2)	池上1998
女	丹波国桑田郡柳田村	(2)	池上1993
女	丹波国桑田郡宮脇村	(2)	池上1993
女	丹波国桑田郡柳田村	(2)	池上2004
女	丹波国桑田郡沢田村	(2)	池上2000
女	丹波国天田郡安井村	(1)	池上2091
女	丹波国天田郡新妻村	(1)	池上2007
女	丹波国船井郡上表勢村	(3)	池上1987
女	丹波国船井郡上表勢村	(3)	池上2057
女	丹波国船井郡佐伯村	(5)	池上2096
女	丹波国天田郡中村	(1)	池上2010
女	丹波国加佐郡小原村	(1)	池上2037
女	丹波国加佐郡小原村	(1)	池上2032
女	丹波国加佐郡金屋村	(1)	池上2030
女	丹波国加佐郡福谷村	(1)	池上2011
女	京都府(西)屋町通中立売下町	(4)	池上1991
女	京都今出川通町(本寺屋敷)	(4)	池上2018-1
女	摂津国能勢郡木代村	(6)	池上2051
女	摂津国嶋下郡道祖本村	(6)	池上2003
-	丹波国桑田郡知見八原村	(2)	池上2058

表3-B 年季奉公による移動【他地域→佐保村】(男女別)

性別	出身地	目録番号
男	丹波国桑田郡知見村西瀬	寺野1-3-6
男	丹波国桑田郡知見村西瀬	東瀬 103
男	丹波国桑田郡安井村	免山03398
男	丹波国桑田郡上平屋村	東瀬 122
男	丹波国桑田郡知見村西瀬	東瀬 68
女	丹波国桑田郡安井村	免山03999
女	丹波国桑田郡安井村	東瀬 5
女	丹波国桑田郡安井村	東瀬 41
女	丹波国桑田郡知見村西瀬	東瀬 74
女	丹波国桑田郡知見村西瀬	免山03996
女	丹波国加佐郡伊江和村	免山0367
女	丹波国加佐郡公庄村	免山0357
女	丹波国加佐郡二箇村	東瀬 62
女	丹波国加佐郡小原村	池上2036-1
女	摂津国嶋下郡泉原村	東瀬 113

表4 嫁入による移動〔他地域→佐保村〕

目録番号	出身地	現行行政地名	移動者	性別	年齢	移動先	年月日	西暦
免山Q52	摂津国嶋下郡山田庄上村	大阪府吹田市山田付近	庄屋伊右衛門妹すむ	女	18歳	清右衛門	安政6年2月	1859年
免山Q390	摂津国川辺郡栄根村	兵庫県川西市	きぬ	女	-	清右衛門伊妻兵衛	文政2年2月	1819年

表5 養子による移動〔他地域→佐保村〕

目録番号	出身地	現行行政地名	移動者	性別	年齢	移動先	年月日	西暦
免山Q72	摂津国嶋下郡宿久庄村	大阪府茨木市宿久庄付近	源助伊和兵衛	男	27歳	のふ	天保15年2月	1844年

表6 嫁入による移動〔佐保村→他地域〕

目録番号	移動者	性別	年齢	移動先	現行行政地名	年月日	西暦
川畑 7	久助娘すて	女	-	摂津国嶋下郡太田村彦次郎方	大阪府茨木市太田付近	文政7年2月	1824年

表7 養子による移動〔佐保村→他地域〕

目録番号	移動者	性別	年齢	移動先	現行行政地名	年月日	西暦
免山Q391	武右衛門伊源兵衛	男	-	摂津国嶋下郡正音寺村平兵衛	大阪府摂津市東正雀付近	明和9年2月	1772年

表8 年季奉公による移動〔他地域→泉原村〕

目録番号	出身地	現行行政地名	移動者	性別	年齢	移動先	年月日	西暦	期間	給銀
寺野 1-3-3	丹波国船井郡島羽村	京都府船井郡八木町字島羽	何右衛門伊清吉	男	-	北右衛門	天保7年1月	1836年	11年	130匁
寺野 1-3-5	丹波国桑田郡知見村西畑	京都府北桑田郡茨山町大字知見	長兵衛伊藤藏	男	12歳	北右衛門	文政7年1月	1824年	11年	150匁
寺野 1-3-7	丹波国桑田郡千ヶ畑村	京都府亀岡市畑野町千ヶ畑	吉五郎伊音松	男	-	北右衛門	文政13年1月	1830年	10年	150匁

表9 年季奉公による移動〔泉原村→他地域〕

目録番号	移動者	性別	年齢	移動先	年月日	西暦	期間	給銀
寺野 1-12	文右衛門伊伊三吉	男	13歳	摂津国嶋上郡富田村西口屋庄左衛門	嘉永4年3月	1851年	7年	130匁

第7章 北摂地域の産業

八木 滋

第1節 概観

本調査地域は、大都市近郊に位置するが、山間地域である。近世・近代のこの地域の産業も、このような特徴に彩られている。まず、池上家文書中の1876(明治9)年「粟生村産物表書上控」をみてみよう。この史料は、粟生村戸長から大阪府権知事に宛てて提出されたものである。この史料の内容をまとめたのが表1である。これをみると、まず米の生産量が圧倒的である。米の欄には、「食用共」と書かれているが、後述のようにこの米の大半は酒造米である。これで産物の3/4程度に及ぶ。次に多いのが、麦で1割程度である。その外目に付くものとしては、林業関係のものである。「薪」「柴」「松丸太角柱」「松杉板」「竹」「小竹」を合わせると5%程度になる。それ以外としては、豆類や菜種、野菜や果物の生産が行なわれていた様子がうかがえる。この他にも聞き取り調査などから、独活や罌粟、蕎麦や牛蒡などの生産が行なわれていたという。以上まとめてみると、産業の中心は酒造米の生産で、裏作としては麦が中心で、夏から秋にかけて野菜や果物類の収穫があった。また、年間を通して、林業からの収益もわずかではあるがあったといえよう。

独活については、明治になって栽培されはじめたが、栽培者は三島郡独活仲間組合に加入が義務付けられていた。組合員の権利は売買可能で、株化していた。実際の「独活売渡確証」などをみると、独活の栽培地が売買されていたようである。阿片の原材料である罌粟は、大正期に福井村の二反長音藏の尽力で生産が飛躍的に増大したことはよく知られているが、池上家文書によると明治期にすでに栽培されていたことがわかる。また、寒天の製造については先行研究もあるが、当該地域周辺では盛んであった。これらの作物の生産と流通を明らかにすることは非常に興味深いが、今回は果たせなかった。後日を期したいと思う。さらに、佐保村馬場株からは農業技術書『農閑余話』を著した小西篤好がでているが、彼についても言及できなかった。

そこで本章では、「北摂の歴史環境」で触れられている酒造米の生産・流通と牛の流通を中心に検討したあと、周辺都市との関係についても若干の言及しておきたいと思う。

第2節 酒造米

まず、『伊丹市史』第2巻(1969年)に掲載されている文政5(1822)年の「酒造米手引」という史料から島上・島下郡地域の酒造米の良否を表した地図をみてみよう。全体的にみて、淀川流域の平野部では品質が良くなく、山麓部から山間部にかけて良質な酒造米の産地であることがわかる。調査地域の粟生・佐保・泉原・千提寺村は、数少ない「大極」「極上」「大上々」につく「上々」の村のなかに入り、この地域において標準的な酒造米産地であるといえよう。

この地域で生産された酒造米は、池田、伊丹、瀬といったこの当時の酒造の中心地に送られると考

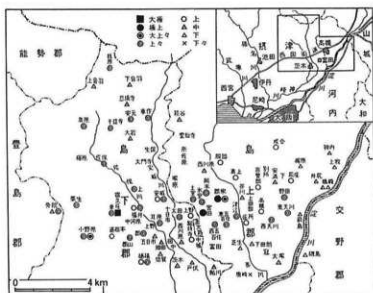


図1 酒米地帯摂津国島上・島下郡村々の産米品等図（『伊丹市史』第2巻 1969）
られるが、その実際の様子をみてみよう。先ず、次の史料を見よう。

子納米之事

紙屋忠兵衛かい

一、米拾石 下河原間や甚右衛門着

伊丹紙屋忠兵衛渡

但五拾石之内

鹿嶋屋利兵衛かい

一、米三拾石 下河原間や甚右衛門着

伊丹鹿嶋屋利兵衛渡

但差引米

但五拾石之内

右者急米候間早々米出可有之候、以上

九月十三日 三宅新次郎 印

粟生村

庄屋

年寄中

この史料は、高槻藩役人の三宅新次郎が同藩領の粟生村庄屋年寄中に対して年貢米の納入を指示した文書である。納入先は伊丹の米屋紙屋忠兵衛・鹿嶋屋利兵衛となっており、酒造米の郷払いを指示したものである。同様の史料は同藩領の古曾部村五十嵐家文書・芥川村岸田家文書（『高槻市史史料目録』）の中にも見え、高槻藩で一般的に行なわれていた方法であると考えられる。弘化2（1845）年12月の「粟

生村年貢皆済帳」(池上家文書)によれば、この年の粟生村取米高は1098石5斗で、現物納と銀納の比率は7:3となっており、779石6斗余りが米納されている。この納米指令書は池上家文書に多数含まれているが、年欠で干支のみが記載されているので、同一年のものかわからないが、干支ごとにまとめたのが、表2である。たとえば子年では、869.8石のうち556.6石が伊丹へ、165.2石が池田へ送られている。中でも伊丹の鹿嶋屋利兵衛へは314.6石も送られている。『伊丹市史』第2巻掲載の天保13(1842)年の鹿嶋屋利兵衛の米買入れ高は12,000石におよび、そのうち島下郡からは1/3の4,100石余りとなっている。価格も平均以上である(表3参照)。鹿嶋屋利兵衛は、伊丹でも有数の米問屋である。伊丹では、「酒屋造方米屋株」があり、酒造家は、その株を持つ米屋からしか酒造米は買えなかったとされている。表4は、表2の米の送り先の名前を書き上げたものであるが、その中大鹿屋市右衛門は酒造家である。紙屋やかせ(加勢・総)屋も酒造家の屋号にある。ここからだけでは判断できないが、酒造家のなかにも米屋の株を有するものがあつたのではない。

表3に戻って、米の送り先を詳しく見てみると、伊丹・池田の他、西宮・今津・灘にも米を送っていることがわかる。送るルートとしては、史料からもわかるように伊丹へは西国街道を通過して、下河原の間屋を経由して運ばれている。西宮・今津・灘方面へは尼崎経由で運ばれている。ちなみに、島上郡古曾部村の場合は神崎経由で伊丹に運ばれ、同芥川村の場合は尼崎経由で灘・今津方面に運ばれている。これらはおそらく神崎川の水運を利用したものであろう。また、芥川村では、伏見・京都方面へも送っているが、この地域ではそれは余り見られない。

近代になっても、酒造米の産地であることに変わりはない。『高槻市史』第2巻(1984年)所載史料には次のように書かれている。

当地(茨木・栗生地区)産米ハ悉ク酒造米トシテ高価ニ売却セラレ、自家食料用トシテハ調製ノ際生シタル悪米ノ外ナキヲ以テ、不足額ハ本郡並ニ隣郡ヨリ一石ニ付三円位ノ割安米ヲ別ニ共同購入シテ食料ニ供セル有様ナリ、

つまり、酒造米を生産してそれを売却し、その金で食料用の米を買っているのである。次に、売り払いの状況を見ておきたい。表5は、『高槻市史』第2巻所収の「大正2年度米穀共同販売明細表」から抜粋したものである。清溪村からも11件4,424俵を出荷している。出荷先は今津、西宮、京都などの酒造地がほとんどで伊丹は入っていないが、販路については近世と余り変化はないといえる。

このように明治以降も酒造米は生産され続けていたが、聞き取り調査によると、戦時期食用米に転換され、戦後も作られなくなったようである。それは酒造米(畿内雄町)の収穫期が遅く、育てるにも手間がかかるからだといわれている。

山間部に水田を切り開き、酒造米が作られた。その酒造米は、伊丹・池田・灘といった大酒造地に運ばれ、その原材料となった。その酒は、また全国へと出荷されていた。また、酒造地に行くまでも様々な人々の手を経ていった。山間部の農村ではあるが、酒造米という商品作物を生産することで近隣の都市と結びついていたのである。

第3節 牛

調査地域での牛についての所有状況やその特徴については、すでに第2章塚田 孝「北摂地域の歴史環境」で概観されているので、ここでは牛の売買に携わっていた牛博券について若干の検討を行なうこ

としたい。なお、この項については拙稿「天王寺牛問屋と摂河泉播の牛流通」(『部落問題研究』147 1999年4月刊行予定)を参照していただければ幸いである。

近世の初めから、大坂天王寺で牛市が開かれ、中国地方から牽き登られてきた牛が畿内の農村へ売り捌かれた。天王寺の牛市は、一時中絶していた時期もあったようだが、宝暦2(1752)年8月に、従来の権益を迫認する形で摂津・河内・和泉・播磨の4ヶ国に対して、天王寺牛市に牽き登ってくる牛を在々で売買を禁じた触が出されるにいたった。さらに、明和6(1769)年8月には在々の牛売買については天王寺の牛問屋に相対して口銭を払うことを命じた4ヶ国触が出された。これらの触をテコに、天王寺牛問屋は4ヶ国の在地牛博労たちの組織化をはかり、各地で在地牛博労と争論を繰り広げている。そして、天王寺牛問屋は幕末期には4ヶ国のほとんどの地域で口銭を取得するに至った。口銭を取得する際には、それぞれの郡や所領を単位として組が組織された。免山家文書の中には、その宝暦触と明和触がのこされている。触の影響については慎重に評価しなければならないが、在地社会に触が周知されていた事実はおうかがい知れよう。

幕末期のものとは推定される「牛売買口銭受取控」(大阪市史史料第50輯『石橋家文書』)によると、島上郡・島下郡の在地牛博労は冠・安威・山田の3組に分かれている。山田組の博労の中には粟生村の者が含まれている。山田組の他の博労たちは、中・小川・茨木・吹田・佐井寺・道祖木・氷室・真上・上音羽の各村にいる。冠組には千提寺村の者が含まれており、他の博労は西河原・芝生・芥川村にいる。千提寺地区の聞き取り調査では、戦前期には博労を稼業とするものが村内に1人いたという話であった。冠組の他の博労は、西河原村、芝生村、芥川村にいた。また、前掲拙稿では能勢郡余野村での牛売買の状況を分析したが、余野村では自村の他に切畑村、車作村、芝村の博労が牛の売買にかかわっていた。これらのことから、当調査地域における牛の売買も、島下郡周辺地域の山麓部・山間部の牛博労の活動と関係しあっていたと推定される。そして、幕末期には、牛売買に際しては天王寺牛問屋に口銭を取得されていたのではないかと考えられる。

第4節 都市との関係

酒造米のところでは、この地域は伊丹や池田などといった都市と関係を持ち、牛のところでは天王寺牛問屋と関係を持っていた。ここでは、この地域と都市との関係を示す事例を紹介することとしたい。

「池上家文書」の中に、安永3(1774)年8月に嶋下・能勢・桑田3郡の37か村と茨木村青物問屋との争論を示す史料がある。次に示す史料は、その争論の済口証文の写しである。

一札

一、山中村々より出来之青物類問屋山口銭近年不同二成、并木柴材木売払方且当所穀物小問物と売買取引銭不同之由、村々一統御申達之候得共、御相談及延引依之宿久庄役人中取暖御先規之通問屋口銭四歩引并町々諸商人売買之儀時に相庭^{あつかい}用銭取引仕可候、万一諸商人の内心得違二而勝手之取引致候者早速惣代迄御案内被下候ハ、急度為相改可申候、為後日惣代連判如件、

茨木村惣代

安永三年

八月

葛屋和右衛門 印

材木屋清右衛門 印

上關屋重右衛門 印

綿屋六米兵衛 印
加賀屋茂右衛門 印
布屋源兵衛 印
柴屋市右衛門 印
木間屋佐右衛門 印

島下郡
能勢郡
桑田郡

三十七箇村惣代

銭原村次郎右衛門殿
上音羽村佐兵衛殿
木代四郎右衛門殿
切畑村定右衛門殿
粟生村五左衛門殿
倉谷村五兵衛殿

この文書から、山中村々は茨木村の青物問屋に木柴・材木（や書かれていないがもちろん青物も）を出荷し、穀物や小間物を買っていることがわかる。この争論では、青物問屋の口銭と取引銭の不同が問題となっている。惣代銭原村次郎右衛門と粟生村五左衛門が高槻藩奉行に宛てた「乍恐口上」では、「当節高槻御表木柴青物問屋御企、殊二富田表二而も市興行二候へ者、山中村々当節不足之儀ハ無御座候」と述べ、茨木でなくても高槻や富田の市へ出荷可能なことがうかがえる。だが、（意味の取りにくいところがあって不確かではあるが、）新しい場所への出荷は何かとトラブルもあるので「勝手宜舗場所」つまり茨木への出荷を望んで、宿久庄村の役人に和談の暖を頼んだとも述べている。山中の村々と茨木の問屋とに固有の関係があったことが示唆されていると言えよう。

また「池上家文書」の中には、粟生村の村民と大坂新天満町・新鞍町の者との干鰯売掛銀をめぐる出入を示す史料がのこっている。大坂の新天満町・新鞍町は干鰯市場の一角をしめる町であり、この地域の人々が大坂の干鰯商人から農産物の肥料となる干鰯を購入していたことがわかる。

このように、この地域は酒造米を伊丹や池田などへ出荷し、またその他の商品的農産物・林産物を茨木に出荷していた。また、食糧や日常生活物資は茨木から購入し、農産物の肥料となる干鰯は大坂から購入していたのである。この地域の経済は、周辺の巨大都市や在郷町といった小都市と不可分に結びついていたのである。一見すると山間部の農村ではあるが、都市後背地の近郊村落として商品経済の網の目の中に深く組み込まれていたといえよう。

表1 粟生村産物表書上控 (M9 戸長→府権知事)

計	(円)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
米(喰い用)共	7,245.00	34.07									4,515.00	2,730.00	
麦	1,000.00	10.72					1,000.00						
小麦	125.00	1.28					125.00						
粟豆	75.00	0.78					75.00						
豌豆(豆)方	10.00	0.10					10.00						14.00
大豆	14.00	0.14											14.00
蚕繭	280.00	2.86					280.00						
綿紗	4.83	0.05					1.00	1.00	1.00	0.50	0.00	0.25	0.25
羊毛	175.00	1.79						175.00					
麻布	100.00	1.02					100.00						
西瓜	20.00	0.20							20.00				
南瓜	2.00	0.02							2.00				
茄子									(増用)				
柿	25.00	0.26								25.00			
梨	12.00	0.12								12.00			
栗	8.00	0.08									8.00	2.00	
薪木	202.00	2.07		34.20	36.00	32.40	27.00	5.00	18.00	30.00	30.00		
柴	8.80	0.09										8.80	3.80
松丸太舟柱	155.12	1.59		20.12	25.00	20.50	20.50	10.00		25.00	20.00	5.00	4.00
松材板	77.50	0.79		9.00	10.00	11.00	11.00		25.00		3.00	3.50	5.00
竹	1.00	0.02										1.00	
小竹	4.20	0.04										2.00	1.80
大工手廻	78.00	0.81		11.00	15.00	12.00	13.00	8.00	5.00	4.00	2.00	5.00	2.00
扇輪杵	30.00	0.31		3.50	2.00	3.00	5.00	6.00	3.00	3.50	4.00	3.50	5.00
御治屋農道具直シ	73.00	0.75		14.00	12.00	13.00	15.00		4.00	3.50	8.00		3.50
水車粉引	48.50	0.50		4.00	9.00	7.50	8.50	6.00	4.00	4.00	1.50	2.00	2.00
茶	25.00	0.26					25.00						
炭	30.20	0.31						4.00	7.20	6.00	6.00	7.00	
計	8,781.60												

注)『地上家文書』より

表2 粟生村の年貢米送り先の割合

	子(石)	母(石)	年(石)	配(石)
池田	156.2	19.9	187.0	26.0
伊丹	556.6	64.0	474.8	66.0
伊丹のうち鹿島屋利兵衛	314.6	36.2		
その他	148.0			
計	869.8		719.8	

注)『地上家文書』より

表4 粟生村の年貢米送り先

	伊丹	池田	その他
紙屋忠三部	本町	大和屋伊三郎	米や与作
鹿島屋利兵衛	田中町	大和屋政兵衛	米や源七
伝法屋忠兵衛	栗屋町	麴屋小市郎	米や三九郎
紙屋忠兵衛	本町	山城屋次郎兵衛酒造	萬成や太左衛門
大鹿屋市右衛門		大和屋清兵衛	湯や利兵衛
かせや重郎兵衛		大和屋左衛門	
天田屋治(権)右衛門		かざや忠藏	
天津屋和助		大和や武兵衛	
伝法屋和助	米や町	大和屋大三郎	
	栗屋町	麴屋もと	
		甲字屋小兵衛	

注)『地上家文書』より作成

表3 天保13(1842)年 鹿島屋利兵衛の米買入れ

産地(郡)名	買入れ石高		買入れ価額		一石当
	石	匁	石	匁	
島上	1,915,000	138,207.25	72.2		
島下	4,163,432	298,336.60	71.7		
豊島	1,552,600	107,278.47	69.1		
川辺	1,489,900	99,461.51	66.8		
武庫	92,000	6,654.60	72.3		
有馬	300,000	20,192.50	67.3		
能勢	150,000	9,829.50	65.5		
西成	486,500	31,481.11	64.7		
河内	570,000	40,662.20	71.3		
交野	190,000	14,220.40	74.8		
藤原	485,000	34,207.50	70.5		
丹波	20,000	1,334.80	66.7		
(不明)	902,000	64,120.05	71.1		
計	12,316,432	885,988.49	70.3		

注)『伊丹市史』第2巻附録、表49を一部加工して引用

表5 大正二年度米穀共同販売明細表

数量	年代	価格	出店者	送り先
890	大正2年11月27日	23,200	清原村 奥野平太郎外 30人	今津 高屋次郎
890	大正2年11月25日	23,000	西門岩太郎外 16人	野田六左衛門
257	大正3年1月10日	22,000	東 岩次郎外 12人	西/宮 飯口吉藏
250	"	24,800	西門伊三郎外 20人	今津 阪尾久太郎
115	"	"	岡田松太郎外 2人	今津 徳丸次郎
625	"	"	免山 英雄外 10人	和歌山県 南方 常楠
175	"	"	北藤岩次郎外 4人	兵庫県明石市 辰馬平左衛門

注)『高槻市史』第二巻 1984 表117より抜粋して引用

第8章 帝国在郷軍人会清溪村分会の組織と構造 —在郷軍人会の民衆動員における実情—

多久和 優志

はじめに

明治43年11月3日、全国各地に存在する在郷軍人団の統合という形で帝国在郷軍人会が創設された。その背景には、戦時動員をにらんだ在郷軍人の組織化、軍隊と国民の協力一致体制の形成といった軍部がかかえた課題が存在していた。大正期に入ると在郷軍人は、米騒動、小作争議、労働争議といった大正デモクラシーという壁に直面する。これに対応して在郷軍人は大正14年に規約改正を行い、以後大衆の思想統制・誘導に大きな役割を演じることとなる。昭和期には、国防思想普及運動を通じて大衆の戦争支持熱を煽り、天皇機関説が起こると国体明徴運動の実動勢力として国体観念の植え付けを行い、選挙粛正運動では運動の地域レベルでの担い手として政党の地方的基盤の弱体化に尽力した。

こうした点から日本近現代史の中で在郷軍人は、青年団、日中戦争期の婦人会とともに、権力が民衆を組織したモデル、そして日本軍国主義の社会的基盤と位置付けられている(1)。それゆえ昭和期の在郷軍人会研究は、国防思想普及運動や国体明徴運動、選挙粛正運動との関連において、軍部による国民動員に果たした役割の解明という観点から進められてきた(2)。

しかしながら、昭和期における在郷軍人会の最末端組織である分会のレベルでの活動に重点を置いた研究の存在を、筆者は知らない。

そうした研究がみられない理由としては、第一に史料の存在自体乏しいという点、第二に在郷軍人会が、関東大震災以後、組織の地域への定着、在郷軍人の教化・管理という段階から、体制の再構築により、ファシズム的方向を模索する段階に入ったという評価が定着している(3)。それゆえ分会レベルの活動の検討も、軍部による国民動員＝総力戦体制建設のための政策との関連のもとでしか進められてこなかったという点があげられるだろう。

そこで本稿では、[課題1]昭和期の在郷軍人会研究において、従来あまり重点が置かれてこなかったといえる分会レベルでの活動実態の解明。[課題2]課題1をふまえた上で、在郷軍人会が民衆を「とりこみえた」、言い換えるならば、在郷軍人会が、在郷軍人の「民衆」的側面をも掌握し、自らの影響力を一般の国民にまで及ぼすことができたというのは、果たしてどのレベルにおいてなのか、そしてそれはなぜ可能であったのか。この二点を課題としたい。

課題2に関連する従来の研究動向としては、在郷軍人会の地域への定着化という観点からの研究があげられるであろう。この観点から、これまで創立期から大正期の在郷軍人会を対象として、在郷軍人会が地域に定着するための環境整備、定着化の過程における在郷軍人会の政策的対応について明らかにされている(4)。その際地方行政機構、地方有力者との関係を中心に研究が進められてきた。しかし、正会員(在郷軍人)・一般国民との関係に着目した研究は数少ない。

地域社会への在郷軍人会の浸透過程について具体的な分析を行った研究としては、芳井研一「在郷軍

人会の成立と地域社会—新潟県下の動向を通して—」がある(5)。芳井氏は、在郷軍人会の地域への定着理由として、地方行政機構との積極的な連携、在郷軍人会が地域の社会団体として青年団の指導や村の産業振興に関わったことに加え、在郷軍人会がイデオロギーとして「軍事的価値の優越を押しつけてではなく、忠孝一致の愛国心を説いた」(6)という点を指摘している。

また直接在郷軍人会を対象とした研究ではないが、大衆の軍国主義体制への服従、「忠誠」のメカニズムの解明を試みた研究としては、佐々木隆爾「日本軍国主義の社会的基盤の形成」(7)があげられる。佐々木氏は、日本軍国主義を担った階層として、地方支配者層に着目し、地方支配者の私有財産の擁護者としての天皇への「忠誠の観念」(8)、帝国主義的膨張政策への支持及び大衆に対する経済的、政治的支配を重視する見解を示している。

この二つの研究が指摘した¹⁾在郷軍人会のもつイデオロギーの問題、地域における大衆支配の問題も、在郷軍人会と正会員・一般国民の関係を考える場合に留意すべきであろう。しかしながら、イデオロギー的な歩み寄り、強権的な支配という要素のみで、在郷軍人会がその活動に正会員・一般国民を聚斂^{しゅうけん}していくことができるのかという点に疑問が残る。本稿では、この点をふまえながら分会と正会員・一般国民の関係を中心に、課題2に取り組みたいと考える。

なお、本稿は大阪府茨木市佐保地区免山で1997年に調査を行った在郷軍人会関連史料をもとに執筆した。検討対象としたのは、大正15(昭和元)年から昭和8年の大阪府三島郡清溪村(現在は大阪府茨木市の一部)の在郷軍人会分会である。ここで調査対象の在郷軍人会関連史料について少し触れておこう。この在郷軍人会関連史料は、免山 篤家において清溪村政関連史料、実行組合関連史料などとともに発見され、分会レベルの文書を中心に総数154点、年代は明治期から昭和10年頃までに及ぶ。中でも本稿の課題を考察するにあたって使用した史料をその性格別に分類すると、〔イ〕分会に送られてきた通達類をまとめたもの、『来翰綴乙』(9)という簿冊がこれにあたる。〔ロ〕分会から分会員に宛て出された通達や役員間でやり取りされた書簡等をまとめたもの。これには、『備忘綴』(10)、『備忘録』(11)、『往復書類綴』(12)、『発来翰綴乙』(13)といった簿冊群が該当する。〔イ〕、〔ロ〕の簿冊群には、各々150点から180点の文書が綴られている。〔ハ〕分会の会計記録である『精算書類綴』(14)、『(会計)整理簿』(15)となる。〔イ〕から〔ハ〕に加えて、『参考書類』(16)、『主務参考書類綴』(17)といった簿冊に含まれていた清溪村政関連史料も使用した。本稿が対象とする時期は、こうした史料が概ね残存していた年代と考えていただきたい。

第1節 清溪村と帝国在郷軍人会清溪村分会の概要

まず初めに、清溪村と検討対象である帝国在郷軍人会清溪村分会(以下清溪村分会と記す)について概観することで、両者の性格づけを行いたい。

1. 清溪村の概要

対象とする地域である清溪村は、現在大阪府茨木市の一部になっており、当時は大阪府三島郡に属していた。明治22年4月1日に町村制の適用を受け、泉原村、千提寺村、佐保村、高山村の四ヶ村を一区域とし清溪村が編成された(18)。それに伴い旧四ヶ村は新村内の大字となった。地勢の面から清溪村をみると「広表東西1里25町、南北1里12町、面積0.3方里ノ鷺間ニ散在スル山村」(19)であった。昭

和6年の清溪村の人口は1,679名、戸数は338戸となっていた(20)。ここで奥野慶治著『綜合清溪村史』(21)と清溪村経済更生委員会編『大阪府三島郡清溪村経済更生基本調査』(22)により、清溪村の概要をみることにする。前者には大正9年の、後者には昭和12年の清溪村についての記述がなされており、両者の比較、検討により当該期の清溪村を概観する。

清溪村の産業構造を生産物総価額的面から検討すると表1のようになる。大正9年、昭和12年、両年とも生産物総価額の半分以上を農産物が占めている。次いで工産物となっているが、これは寒天の製造によるものである。昭和12年(23)における寒天製造従業戸数は12戸(前掲『基本調査』8頁)であり、村民のごく一部が携わっていたと考えるほうがよいであろう(24)。また林業・畜産の発展もみられるが、林業については農業の副業という性格が強く、畜産についても農業における労力・肥料の問題とも関連するため、農家経営の多面化ととらえるほうが適切であろう(25)。

次に「清溪村農産物総価額表」(表2)をみると、両年とも農産物総価額のほとんどを米が占めており、清溪村の産業の中心は米作を軸とした農業といえる。耕地面積についても「清溪村利用別耕地反別表」(表3)の通り、田の面積のほうが畑の面積より圧倒的に広く、米作が清溪村の農業の中心であることが裏づけられる。

農家の戸数は、大正9年で300戸であり、うち286戸が専業農家である。また昭和12年においては280戸となっており、60戸が専業農家である。昭和12年の兼業農家の兼業の内訳は、林業73戸、工業16戸、商業37戸、その他94戸となっている(26)。農家自体の数は減少傾向にあるものの、村内の8割以上の家が何らかの形で農業に関わっていた。

次に清溪村の土地所有関係についてまとめたものが「清溪村耕地所有広狭別戸数表」(表4)である。当該期において耕地所有戸数は減少している。また5反未満及び3町以上の耕地所有者の減少もみられる。つまり下層農民と大地主の没落が生じているのである。これは、この間の小作争議、農業恐慌の影響であろう(27)。一方「清溪村地主及自作別戸数表」(表5)をみると、大正末期から昭和期にかけて、小作農と地主・自作農の二極化が進行していることがうかがえる。突出した大地主は姿を消すものの、農民層分解が進んでいることが指摘できる。

なお、清溪村における在郷軍人会以外の修養団体としては青年会、旭女会が存在しており、青年訓練所も大正15年7月1日に開所している(28)。

2. 清溪村分会の歴史と組織

前節では当該期の清溪村について概観したが、本節では清溪村分会の創立から大正末期までの歴史及び清溪村分会の組織について概観する。

まず奥野慶治著『清溪村兵役史』(29)により、清溪村分会の歴史について述べる。清溪村分会の創設以前については、明治期に軍談会、兵事委員会、尚武会等の組織があったとされている。軍談会については、「石原島次郎、上才次郎等により組織せらる。」(30)とのみあり、詳細は不明である。団体の名称から推測すると、兵事法規の研究や軍隊教育の復習を目的とした組織であったと思われる(31)。次に兵事委員会は、「演習行軍等に於ける兵士の宿舎を世話する等が、其目的」であり、会員は明治35年2月現在17名であった。また尚武会は、「本村在任子後備兵を以って組織す。」とされている。これは、徴兵優待を目的とした組織だと考えられる(32)。日露戦争後、「益々尚武の気風を普及するの必要を認め」、これらの組織をもとに、村長奥野平太郎を会長として清溪村在郷軍人会が組織された。そ

の活動内容は、軍事の研究、入退營兵の送迎などであった。

その後、明治43年10月14日付阿久津篠山連隊区司令官の命により、同年10月17日清溪村在郷軍人会は總會を開いた。この總會で全国組織である帝国在郷軍人会創設の趣旨が会員に対して伝達され、その1週間後に清溪村在郷軍人会は解散する。同年11月3日帝国在郷軍人会の創設とともに清溪村分会が創設された。翌明治44年6月18日には、清溪村在郷軍人会長から清溪村分会に金286円21銭5厘が寄付されている。これは清溪村在郷軍人会の財産を譲り受けたのであろう。既成の在郷軍人団から分会の切り替えに手間取っている地域も少なくない状況の中(33)、清溪村では分会への切り替えは比較的スムーズに進んだといえる。創設から大正末期までの清溪村分会の主な活動は、三大節(34)の拝賀式・遙拝式、戦没者の墓参(招魂祭)、在營兵の慰問、壮丁準備教育、軍隊の演習行軍の際の宿泊援助といったものがあげられる。その他目立った事例としては、大正6年、淀川沿岸の水害時の決潰口堰止め援助がある。一言でいえば、三大節行事、戦没者供養と兵事行政の補助及び軍隊後援が創設から大正末期までの清溪村分会の主な活動であった。

次に当該期の清溪村分会の組織について述べる。清溪村分会は正会員、名誉会員で構成されていた。正会員とされたものは、村内に居住する予備役退職将校・同相当官、予備役下士兵卒、帰休兵、補充兵、海軍予備員、第一または第二国民兵役にあるもの、並びにそれ以上に該当して正会員であったもので、軍籍終了後も引き続き正会員となることを希望するものであった(35)。また村長、兵事係(村役場書記)、村会議員、学校長、寺院住職、神社神官、地方名望家などの中から分会の推薦を受けたものが名誉会員になっていた。昭和8年を例にとると、正会員は80名(うち将校・下士官3名、既教育兵44名、未教育兵33名で、海軍既教育兵1名を除き全員陸軍)名誉会員29名の計109名で組織されていた(36)。昭和8年における清溪村の戸数は336戸であり、ほぼ4戸に1戸が正会員を出している計算になる(37)。

分会は、大阪連隊区司令官(38)、呉海軍人事部長、帝国在郷軍人会三島郡連合分会会長の指導監督下におかれ、分会内部には意志の徹底、団結事業の便を図るため、大字単位で班をおいた(1班泉原、2班佐保、3班高山、4班千提寺)。分会役員は、会務の総括・代表をおこなう分会長(1名)、分会長の補佐及び緊急時の代行をおこなう分会副長(1名)、分会長の命を受け分会事務を遂行する理事(4名、各班ごとに1名ずつおかれ、班長を兼任)、分会長の命を受け分会経理の正否を監査する監事(2名)、また上記8名の役員とともに決議機関である評議会を構成する評議員(8名)となっていた。以上計16名の役員は4つの大字から同数選出された(表6、役員現任者参照)。

村役場との関係は、分会が兵事行政の補助をおこなう一方、村役場は分会に対して補助金を出すというものであった。清溪村分会の「昭和6年度収支予算書」(39)によると村補助金は25円となっている。これは分会の支出の約10パーセントに相当する額である。ちなみに分会員からの会費収入は43円、分会の財産から生じる収入(基本金の利子収入)は60円であった。同年の村予算歳出総額は17,027円(40)であり、村の歳出額中に分会への補助金が占める割合は、それほど高くないといえるだろう。この補助金額は青年会、処女会と同額である(41)。補助金の額からみると、分会は他の修養団体と比べて、村役場と特別密接な関係をもっていたわけではなさそうである。しかしながら、分会事務所は村役場内におかれており、村役場も分会も互いに連絡を密にする必要があったことがうかがえる。

分会の歴代役員をまとめると表6のようになる。歴代の分会長は役場吏員や教員、村会議員などを務めている(若しくは務めていた)人物であり、所得も村内上位である。分会副長以下の役員については、

史料の不足もあり一概にはいえないものの、所得に関しては概ね村内中位の位置を占め、兼任している他団体の役職についても、農事実行組合主任や大字青年消防組小頭といった中堅クラスといえる役職である。注目されるのは、大正末期に分会副長を務めたと思われる辻要蔵の存在である。辻はのち泉原在住の小作人団体である泉原住民会の会長となる人物である。これは、清溪村分会も大正期の小作争議の影響を避けえなかったということを示唆しているのではなかろうか。また顧問についてみると、村長・学校長等、役職の面からみても経済的な面からみても村内の有力者と呼ぶにふさわしい人物、若しくは、分会長を務めた歴代の功労者が名を連ねている。役員を選出は、概ね村内の階層秩序を反映する形でおこなわれたと考えてよいであろう。

以上清溪村分会をとりまく環境ともいえる清溪村の概要、そして清溪村分会自体の歴史、組織について考察してきた。第1項では、当該期における清溪村は米作を産業の主体とした農村であること、農家経営の多面化が進展したこと、大地主が没落する一方、農民層分解が進行していたことが明らかになった。また第2項でとりあげた清溪村分会については、創立期から大正期末期にかけて、三大節行事、戦没者供養と兵事行政補助及び軍隊援助が主な活動であった。村役場とは、補助金の交付と兵事行政補助という関係でつながっており、分会役員は、概ね村内階層秩序に見合う形で、4つの大字から同数の人間が選ばれていたことが確認できた。

第2節 昭和期の分会活動と村民・分会員の清溪村分会に対する意識

第1節では、清溪村と清溪村分会の概観をおこなった。第2節では、昭和期、主に史料の質、量ともに豊富であった昭和6、7年度についての分会活動の検討を行い、更に村民や分会員が清溪村分会に対してどのような意識をもっていたかという点を明らかにしたい。

1. 昭和期の分会活動について

昭和6、7年度の清溪村分会の活動を一覧にしたものが(表7)である。筆者は、清溪村分会の活動を記した分会日誌をみる事ができなかったため、第1節第2項でとりあげた『清溪村兵役史』中の歴年沿革(42)の抜き出しと、帝国在郷軍人会大阪支部(以下大阪支部と記す)や帝国在郷軍人会三島郡連合分会(以下郡連合分会と記す)といった上部団体(43)からの通達等を綴り込んだ『米輸綴乙』、当時の分会長であった免山英次が、清溪村分会関連の資料を個人的に保存したとみられる『備忘録』『備忘録』『往復書類綴』の中の文書を検討し、実際に実施の形跡のある行事のピックアップという手法により作成した。

次に昭和6、7年度の分会活動の性格による分類を行ったものが表8である。分会活動の性格分析は、在郷軍人会を対象とした本格的な研究として知られる、現代史の会共同研究班「総合研究 在郷軍人会史論」(44)の中で、大正期の分会活動に焦点をあてて、行われている。筆者も分会活動の性格分析において、その分析手法は非常に有効であると考えた(45)。そこで、清溪村分会の活動の性格分析にも「総合研究 在郷軍人会史論」で用いられている手法を踏襲した。

分会活動のスタイルは、[A]「三大節等国家的行事の励行を主とするもの」、[B]「軍事的なものに方向性をもつもの」、[C]「町村事業の一部を分担して積極的に行うもの」、[D]「会員・遺族・

現役兵家族の互助慰安を主とするもの、〔E〕「〔A〕から〔D〕の要素全てを含む招魂祭」と5つに分類できる(46)。表8をみると、当該期における清溪村分会の活動の重点は、〔B〕軍事的活動におかれていたといえる(表8実線)。以下〔A〕から〔D〕の活動について詳細な検討を行う。(〔E〕招魂祭については後述)

〔A〕国家的活動—権威・教化の要素

兩年度ともに三大節の拝賀式・遙拝式は、欠かさず行っている。三大節行事の開催場所については小学校とされており、小学校はもちろんのこと、青年会・青年訓練所とも同じである。しかしながら、開式時刻は小学校と青年会・青年訓練所・清溪村分会とは異なっていた。青年会・青年訓練所と合同で行われた三大節行事は、村の青壮年層に対する思想教育の場と位置づけられていたのであろう(47)。

また上部団体の指示により行った昭和6年8月6日の秩父宮の高槻工兵隊入隊に伴う奉迎(48)も、国家的活動に分類できる。

〔B〕軍事的活動—動員・訓練の要素

分会活動の中で軍国主義思想の普及を目的として行われたのが、軍事講演会である。清溪村分会が分会単位で行った軍事講演会として、昭和6年10月18日の「満蒙ノ危機ニ直面シテ」と題した講演会があげられる。これは同年8月末、帝国在郷軍人会本部の指示によってスタートした国防思想普及運動(49)に伴うものである。この講演会は、元関東軍参謀・歩兵第8連隊付陸軍歩少佐斎藤正鋭を講師として招き、泉原青年倶楽部において聴衆300人を集めて行われた(50)。講演会開催にあたり、村内各団体・分会名誉会員へは清溪村分会より案内状が出され、分会員に対しては要出席の旨の通知がなされた。また村内一般住民へは、分会・村役場連名で大字総代(51)に示達を依頼する形をとった。

分会が独自に行っていた講演会としては、日の丸の会(52)によるものがあげられる。日の丸の会は、清溪村分会の昭和3年御大典記念事業の1つとして、有志の寄付(200円)を元手に設立された団体である(53)。その目的とするところは、「国旗掲揚ニ依リ国旗ヲ中心トシテ愛國的思想ノ善導」(54)を行うことであった。日の丸の会の講演会等の行事は、班別(大字単位)で行われた。行事の開催場所は、泉原・佐保・高山では寺院、千提寺では大字の公会堂であった(55)。

昭和5年度から同7年度の間に開催された日の丸の会関連行事全5回のうち、3回は佛教和合会という団体と連合で行われている(56)。佛教和合会は、正式名称を三島郡佛教和合会清溪村支部といい、「大正11年8月19日に設立……僧侶が多年の因習より覚醒し、社会に呼びかけて宗教心の啓培を図る」ことを目的として、村内僧侶及有志120余名で組織され、「通俗講演会、其他必要と認むる事業を講究調査し」実行にうつしていたとされている(57)。

日の丸の会行事における両者の連合については、日の丸の会よりもむしろ佛教和合会が積極的であったようである。清溪村分会高山班長(当時、中道米造)は、昭和6年11月13日に分会長免山英次に宛てた書簡(58)のなかでこう記している。

視而突然に御座候得共、本年度の日ノ丸会の儀ニ付、当宇光明寺住職より佛教和合会と連合相成ては如何やと御申越有之候ニ付、敢取一応分会と交渉の上と返事申置候処、実は早や活動写真等の準備も致さるる由に御座候、万一本年度中止に相成候節は来年度は又西方寺の番と相成ことゝて、折角光明寺住職の感情を害するやも計り難しと小生愚考仕り候間、若し分会にて本年度の配当金は御都合しき節は、来年度の分として御融通相成し与候はば、誠に結構なることゝ存じ候……(傍線、引用者)

同年12月2日には、佛教和合会との連合で日の丸の会行事が光明寺において行われた(59)。この書簡に出てくる光明寺、西方寺はいずれも高山にある寺院である。佛教和合会がどのような団体であったのかがはっきりしないため、分会(日の丸の会)との関係をとらえることは難しいが、佛教和合会は分会(日の丸の会)を自己の勢力拡大の場ととらえ、一方分会(日の丸の会)は、村民にとって身近な存在である寺院と関わる仏教団体と連合することで、行事に「ハク」をつけようとしていたのかもしれない。

入退営兵の歡送迎行事は、軍事的色彩を帯びた地域の公的行事といえる。昭和6年においては、6月1日に入営兵の送別行事が、清溪村分会員・青年会員・青年訓練所生徒・村民を挙げて行われ、昭和7年11月22日には、退営兵の歡迎行事が行われている(60)。こうした行事は、清溪村分会では大字単位で行い、大字總代との協力のもとで進められたと考えられる(61)。

在郷軍人の訓練を目的とした行事としては、運動会・行軍・登山遊・各種競技会・仮装動員といったものがあげられる(仮装動員については後述。意味としては「仮想」となるが、原史料には「仮装」と記される)。運動会を清溪村分会独自で実施することはなく、昭和7年10月10日に小学校運動会のプログラムの1つとして銃剣術競技を行っている(62)。銃剣術競技は訓練の一環として比較的盛んに行われていたらしく、昭和7年2月11日には、隣村である見山村(図1参照)分会との対抗銃剣術競技が行われている(63)。また大阪支部や郡連合分会レベルでも銃剣術競技会や射撃競技会が行われ、分会員数人が選手として派遣されている(64)。その際出場選手に清溪村分会から1円乃至1円60銭の選手手当が渡されている(65)。

兵事行政の補助活動としては、徴兵検査の補助・簡閲点呼予習・入営者の軍事予習教育といったものがあげられる。徴兵検査の補助は、郡連合分会の指示に基づき、分会から人員を差し出す形で行われた(66)。簡閲点呼予習は、簡閲点呼直前に行われた(67)。昭和6年においては、点呼予習に先がけ分会役員が他地区の模範点呼の見学まで行っている(68)。村役場は、兵事事務に関して軍の監督をうける立場にあり、簡閲点呼の成績評価もその中に含まれていた(69)。簡閲点呼予習という行事は、村役場に分会の必要性を感じさせる行事であったことはまちがいない。入営者の軍事予習教育については、兩年度において確認できなかった。しかしながら、大阪支部からの指示に基づき、清溪村分会から青年訓練所へ数名の教練指導員を送っている(70)。未教育補充兵の軍事教育としては、昭和7年7月26、27日に高槻工兵隊での未入隊会員兵營生活見学に参加者を出している(71)。これは昭和7年度の郡連合分会事業であり、事業主体は当然のことながら郡連合分会である。では、分会において未教育補充兵(未入隊会員)の教育はどのように行われていたのだろうか。清溪村分会の「在郷軍人分会状況書」(72)によると、「講演ニヨリ或ハ戦友、支部報其ノ他ノ雑誌ニヨリ未入営ニハ未入営者ノ教育ヲ実施」といった状況であったが、実際日常的にどれだけ未教育補充兵に対する軍事教育が行われたかは、疑わしいところである(73)。

その他軍事的活動に分類できるのは、昭和6年8月14日に行われた分会役員による現役兵慰問(74)、兩年度で計3回行われた在満兵への慰問金送付(75)、昭和6年10月2日の軍隊宿泊援助(76)、昭和7年9月27日の金鷲号飛行機建造基金への献金(77)といった慰問や軍隊支援、昭和6年9月6日の大阪支部動員演習(78)、昭和7年1月4日の軍人勳諭下賜50周年式典(79)や、同年3月10日の野砲実弾射撃見学(後述)、同年9月18日の満州事変1周年記念事業(80)のような、訓練や軍人精神の鍛練、軍事思想普及のための行事、分会役員の軍隊、上部団体主催の祭典、軍事講演会・講習会などへの出席があげられる(81)。

〔C〕地方的活動—共同の要素

地方的活動に分類できる分会行事は、佐保保勝会の梅林手入れ、開墾地実地視察（ともに後述）、昭和7年9月26日の勅諭下賜50周年記念植樹（82）の他、昭和7年11月の陸軍特別大演習の際の村内警備（83）がある。村内警備は、郡連合分会からの指示を受け、茨木警察署と協議の上で行われた。自警団は大字青年消防組員と青年会員、清溪村分会員で組織され、自警団の監督者のほとんどが役員を中心とした清溪村分会関係者、若しくは清溪村分会の元役員で占められていた。この点を考えると、自警団における主導権は清溪村分会が握っていたといえる。村内の治安維持を目的とした自警団を結成するにあたって、組織的訓練を経験している在郷軍人が自警団の中心として適任だと考えられたのであろう。

また、表7中には記載していないものの、大正期の民力涵養運動、昭和期の経済更生運動における生活改善、貯蓄奨励との関連から地方的活動に分類できるものとして、分会貯金があげられる（84）。分会員は毎月貯金を行い、それはいったん班ごとに取りまとめられた後、清溪村分会に送られ、清溪信用購買組合に預け入れられた（85）。清溪村分会の毎月の貯金額は、分会から村長に報告されており、昭和6年11月時点の貯蓄総額は1,033円4銭であった。

〔D〕個人的活動—救護・福祉の要素

個人的活動に分類できるものは、清溪村分会が行っていた事業の中では、会員会葬のみであった。会葬は、正会員・名誉会員本人の死亡の場合だけでなく、その親族の死亡の際にも行われた。両年度における会葬は4件確認されており、そのいずれもが正会員、若しくは名誉会員の親族の死亡のケースである（86）。

本項では、清溪村分会の活動の細かい分類・性格づけを行ってきた。本項の冒頭でも述べた通り、分会活動の重点は軍事的活動におかれていたといえる。しかしながら、分会員の全てがそうした活動に取り組んでいたといえるのだろうか。

表9は、清溪村分会の昭和6年度の出席調査書（87）である。これは、昭和6年に制定された清溪村分会の出席奨励規程（後述）の適用に伴う調査である。この調査書には、分会員1人1人について欠席の際所定の手続きが行われていない日付、無断欠席をした日付が記載されている。この調査書によると、分会員全員の出席が求められた行事は計8回となっている。その日付を「清溪村分会活動一覧表」（表7）におとしてみると、〔1〕昭和6年8月29日昇神祭、〔2〕同年9月1日降神祭、〔3〕同年10月18日「満蒙ノ危機ニ直面シテ」講演会、〔4〕昭和7年1月1日新年拝賀式並二入会式、〔5〕同年1月4日勅諭下賜50周年式典、〔6〕同年2月11日紀元節遙拝式並見山村分会対抗武術競技会、〔7〕同年3月10日招魂祭の7つを確認できた（残り1回は不明）。このうち、〔1〕、〔2〕はこの年の忠魂碑の修理に伴う祭事（88）であり、〔3〕、〔5〕についても定期的に行う性質の行事ではない。従って、分会が組織としてのまとまりを見せたであろう活動の柱ともいえる恒例行事は、三大節行事と招魂祭であったと思われる（表8、点線）。これらの行事は、いずれも純粋な意味での軍事的活動とはいえないものである。

ここで軍事的活動と分類できる行事の実施主体についてみてみよう。表10はその実施主体の一覧である。これによると、軍事的活動に分類できる行事のうち、清溪村分会が実施主体となっているのは全体の半分以下である。この中には上部団体の通達に基づき行っている行事もあるため（89）、清溪村分会が独自に、自らの意志で行った行事は更に少なくなる。入退営兵の歡送迎、簡閲点呼対策、慰問活動、

軍隊宿泊援助といった兵事行政の補助や仮装動員、銃剣術競技会の軍国主義思想教育及び訓練に関わる行事がこれに該当する。清溪村分会の軍事的活動は、上部団体の意向が色濃く反映されたものであったといえる。また軍事的活動に分類された行事の半数以上が、一部の人間の手で行われたものであった。以上の点を考えると、清溪村分会が分会全体としてこうした活動に取り組む場面は限られていたと思われる。

次に指摘できるのは、分会役員の多忙さである。分会役員は分会の運営にあたるため、役員会等分会内部で開かれる会議に出席しなければならない。また表7の行事担当者欄と表6の清溪村分会役員一覧を見比べると、行事担当者欄に記載されている人物のほとんどが分会役員であることがわかる。こうした点を考慮すると、分会役員と一般正会員の間で活動の質や量に大きな差が生じていたと考えられる。

そして最後に、三大節行事や「満蒙ノ危機ニ直面シテ」講演会、入退營兵の歓送迎行事の例でみられたように、分会は自らの活動の展開にあたって、村内各種団体・学校・村役場・大字總代などの連携を不可欠としていたことが指摘できる。第1節第2項でも述べたように、村内有力者が分会の顧問職についていた。その理由も、分会活動におけるそうした他者との協力関係の構築のためであったということが、分会活動の詳細な検討により裏づけられた。

2. 村民・分会員の清溪村分会に対する意識

本項では、前項でみたような活動を行っていた清溪村分会を、村民や分会員がどのようにみていたのかという意識の問題について考えてみたい。

まず村民・分会員の清溪村分会に対する意識を検討する前に、清溪村分会の側は村民や分会員のことをどうとらえていたのだろうか。前節で扱った「在郷軍人分会状況書」によると、分会員の分会に対する熱意について「分会長ノ目的方針ヲヨリ理解シ諸会合ノ出席及規約ノ実行等良好ナリ」とある。また地方官民の分会に対する援助理解については、「従来トモ分会ニ他ノ修養団体以上ノ理解ヲ得来タリ、蔭ニ隔ニ援助ヲ得ツマリアルモ、日支事変以後頓ニ其ノ熱度ヲ加ヘツマリアリ」とされている。概ね村民・分会員は、清溪村分会に対して協力的であるという認識をもっていたかのようにとれる。

この状況書の提出先がどこであったのかは、具体的に明らかではないが、おそらく大阪支部や郡連合分会といった上部団体であろうと推測できる。そうした史料の性質上、この状況書が果たしてどこまで実態を反映しているかという疑問が生じる。そこで、清溪村分会内部の通達や書簡から、村民・分会員の意識を探ることにする。

前節において分会活動の詳細な検討を行った中で、三大節の拝賀式・遙拝式という行事をとりあげた。その三大節行事の1つ、天長節の拝賀式では、清溪村分会の退職・退会者への記念品の贈呈式が行われるのが慣例となっていた。次にとりあげる史料は、昭和6年4月29日に行われた天長節拝賀式及び本年度退職・退会者に対する記念品贈呈式開催に当たり、同年4月27日に分会長免山英次から各班長に宛て出された通達(90)である。

来ル二十九日午前十時ヨリ本村小学校ニ於テ天長節拝賀式、引続キ本年度退職退会者ニ対スル記念品贈呈式ヲ挙行可仕候……特ニ左記ノ退職退会者ニ対シテハ、既ニ退会退職サレタリト雖モ御出頭相成様、貴殿ヨリ御願ヒ置キ下サレ度、分会ヨリ案内状ヲ差上候へ共、念ヲ押シテ御依頼申上候次第候
(傍線、引用者)

退職・退会者が主役ともいえる式典で、退職・退会者の出席を促すのは当然のことである。しかしな

がら、通達1枚では退職・退会者を呼び寄せられないかもしれないという心理がここに表れている。分会員という肩書がはずれた時の軍人会関連行事参加への消極性がうかがえる。現に清溪村分会に属している一般正会員についてはどうであろうか。一般正会員の清溪村分会に対する意識を垣間見ることができる史料があるので紹介する。昭和7年10月29日に清溪村分会高山班長中道米造から分会長免山英次に宛て出された書簡(91)である。

擬而一昨晚来ル三十日の運動会(昭和7年10月30日の郡青年団との共同銃剣術競技会—引用者)出席に関する件二付、当班員集会上協議致し候へ共、何分当地は種刈の真最中にて残念乍ら協議まともらず、小生とて寒に赤面の至りに御座候……(傍線、引用者)

在郷軍人会の会員は、青壮年層であった。それゆえ一家の一番の働き手であり、家計の中心となる人物でもある。農繁期にさしかかり、分会活動と生活を支える労働のどちらを選ぶかという局面を迎えた場合、当然分会員は生活を支える労働を選んだ。農繁期における分会活動の停滞は、農村分会の宿命ともいえるものである。

しかしながら分会員のこうした傾向は、農繁期か否か、役員か一般正会員かを問わず存在した。次の史料は、昭和6年8月7日に清溪村分会評議員であった川畑金治から分会長免山英次に宛られた書簡(92)である。

本日出席致すべき筈の旭(昭和6年8月7日には役員会が開催された—引用者)突然大工の仕事の都合上建築材料購入の為……不本意乍ら欠席仕り何とも申し訳け無存じ候……(傍線、引用者)

また前節において、分会役員と一般正会員との間で活動の質や量に大きな差が生じていたことを指摘した。家庭をもち、一家の家計を支える分会員が、多忙な役員職への就任を敬遠する心理は容易に推測できる。

小生前以て役員の辞表を提出致し居り、意志も到底(カ)軍籍終了迄小生にては奉仕及ビ難く、加ふるに御歴々の方々にして参加の列をけかすも心に恥ぢ、如何様考ふるも奉仕の心進まず、家内も非常にハケ間敷候為、悪逆役員も御断り申候……(傍線、引用者)

この史料は、昭和8年3月25日に大上和三郎が、分会長免山英次に宛て書いた分会役員就任要請に対する断りの書簡(93)である。辞退の理由として「御歴々の方々にして参加の列をけかすも心に恥ぢ」「家内も非常にハケ間敷候」などと述べているが、一番本音に近いのは「奉仕の心進まず」という部分ではないだろうか。大上は、役員辞退の意志を表したにもかかわらず、分会監事に就任する。残念ながら、その間のいきさつを具体的に知り得る史料をみることはできなかった。

第2項においては、村民や分会員の清溪村分会に対する意識について考察してきた。第2項での検討を通じていえることは、概ね村民や分会員は分会活動に積極的でなかったということである。むしろ非協力的な感じさもある。こうした分会員の心理は、果たしてどう行動に反映したのだろうか。表9の各班ごとの出席率をみると、班によってばらつきはみられるものの、意外なことに6割5分から9割という出席率になっている。この点をふまえると、村民・分会員の清溪村分会に対する意識は、自らの生活に差しつかえない範囲でなら、分会活動に参加・協力しようという「消極的同調」(94)といえるものであった。こうした「消極的同調」という姿勢の村民や分会員を、清溪村分会はどのようにして自らの活動の中に「とりこんで」いったのだろうか。この点については次節で明らかにしたい。

第3節 清溪村分会の民衆動員システム

第1節では、清溪村と清溪村分会の概観、第2節では、昭和期における清溪村分会の活動と村民・分会員の清溪村分会に対する意識の考察を行った。第3節では、当該期の清溪村分会がどのようにして村民や分会員を分会活動に聚斂していったのかという点について検討したい。

1. 分会行事と民衆利益の摺り合わせ

第2節第1項において、清溪村分会の活動の柱として三大節行事とともに招魂祭という行事の存在を指摘した。招魂祭という行事がもつ第一義的な意味は、戦没者の慰霊と追悼である。しかしながら、芳井研一氏は招魂祭という行事が果たした役割として、「家の維持や祖先崇拝、御霊神仰といった素朴な民衆観念を、天皇につなぐ媒介項となった。」(95)という点を指摘している。戦没者を慰霊・追悼するとともに、国家に忠義を尽くした神として祀ることで天皇制イデオロギーの注入を図る行事、それが招魂祭であった。

清溪村においても、日露戦争で3名の戦死者を出している(96)。清溪村分会も分会創設当初から戦没者の慰霊・追悼行事を行っていた。明治44年から3月10日の陸軍記念日に、分会員全員で三戦没者の墓参が行われている(97)。墓参の式次第は、〔1〕分会長挙式を告ぐ、〔2〕読経、〔3〕分会長有志の祭文、〔4〕焼香であった。墓参の費用は明治45年を例にとると、線香・ろうそく代、戦死者への供物代、僧侶への読経料、傭人料をあわせて3円19銭であった(98)。

大正12年2月9日に、清溪村分会で日露戦争の戦没者を祀る忠魂碑建設の議決がなされた。同年2月25日动工、同年10月26日竣工、工費総額2,081円49銭、工事に従事した分会員延べ769人、技術者230人、傭人95人、計1,094人を要した大事業であった。

同年11月2日に、忠魂碑の除幕式を兼ねた清溪村では初めての招魂祭が行われた。式は、当時の分会長中谷文太郎による除幕に始まり、「神式ヲ以テ形ノ如ク行ハレ」後に、「次デ村内7寺院住職ノ読経裏ニ弔式ヲ以テ営マレ最後ニ工事報告小学校児童ノ唱歌『招魂祭』」をもって式は終了した。式後藤山連隊区司令官代理佐伯中佐をはじめとした来賓19名、村内有志324名、分会員95名を「清溪校(清溪尋常高等小学校—引用者)ニ招シ盛宴ヲ張ル。余興トシテ角力並銃剣術ガ行ハレ日暮レテ散会ス。」といった様子であった。式典費は1,150円78銭で、式の内容からみても、費用の面からみても、まさに「近來稀有ノ盛典」であった。忠魂碑建設以前、内輪でごく質素に行われていた墓参のあり方は、大きく懸け離れた式典の盛大さである。

こうした宴席、余興を伴う招魂祭のあり方は、忠魂碑の落成記念の意味あいのこもった大正12年の例にとどまらず、以後大正・昭和期を通じて変わることはなかった。大正15年の招魂祭では、分会の正会員・名誉会員をはじめとして、村会議員・各大字総代・村役場吏員や学校職員・駐在所巡査といった村の運営に携わる人々、読経を行う僧侶、村外から、大阪連隊区司令部員安川中佐、郡連合分会長といった面々が集まった(99)。読経等の式典終了後、安川中佐による講演、その後宴会、余興(銃剣術)といった内容であった。正会員・名誉会員はほぼ全員招魂祭に出席、宴会にも参加した(100)。宴会は、村役場吏員・学校職員及び正会員とそれ以外の来賓とで別々に催された。宴会費用は、村外からの来賓・駐在所巡査・僧侶以外の参加者から会費1円ずつを徴収して賄われた。

昭和期になると招魂祭実施日に、清溪村分会は各班ごとで宴会を行うようになった。この宴会費用は、参加者の頭割とされた(101)。こうしたあり方の招魂祭における宴会は、軍人会の公式行事というよりも、大字単位で催される地域の宴会という性格を帯びているとさつかえないだろう。

このように、戦没者の慰霊・追悼のあり方は忠魂碑の建設を境に一変した。戦没者の慰霊・追悼のために集まる人々も、分会員だけでなく村内有力者にまで広がった。分会員による墓参は、忠魂碑の建設、招魂祭の執行により村の「公式行事」になった。それと同時に、招魂祭に宴席、余興という要素を含ませることで、村民や分会員にとっての「ハレ」の場として行事を定着させることに成功した。招魂祭の村の「公式行事」、「ハレ」の場としての定着によって、清溪村分会が地域に溶け込んでいったことは想像に難くない。

さらに、大正15年の招魂祭での軍事講演の例でもわかるように、招魂祭に軍事的色彩の濃い行事を含ませる(若しくは連動させる)ことで、清溪村分会は軍国主義思想の浸透を図った。昭和7年の招魂祭では、式典後浜寺海岸で行われた大阪支部主催陸軍記念日野砲実弾射撃の見学に参加している(102)。また昭和8年の招魂祭では、招魂祭執行前に仮装動員及び戦斗教練を行った(103)。単なる講演から、野砲実弾射撃の見学、仮装動員や戦斗教練といった、より軍事色の濃い活動への変化は、時局の影響であろう。招魂祭は、清溪村分会にとって戦没者の慰霊・追悼の場、「ハレ」の場であるとともに、軍国主義思想の教育の場であった。

宴席は、招魂祭という行事に限らず、清溪村分会の活動の中で日常的に存在した。昭和4年4月3日には、役員懇談会が、昭和7年1月15日には、役員のみ参加の宴会が、昭和8年3月25日にも新旧役員参加の役員懇談会が行われた(104)。これら純粋な意味での宴会のほかに、公式の役員会等の会合においても、小宴が催されていたようである。清溪村分会の「昭和3年度収支決算書」(105)によると、会合随費として10円が予算で計上され、うち9円4銭が使用されている。つまり、役員会などの諸会合における小宴費用が公費で賄われていたのである。昭和4年以降、会合随費は清溪村分会の予算の支出項目から姿を消すが、公費支出での小宴の習慣は依然として続けられた(106)。こうしたことは主に役員を対象とした宴会の開催は、単に役員間の親睦を深めるためだけでなく、第2節第1項でも指摘したように多忙を極める役員のお慰労という意味も込められていたのであろう。このように清溪村分会は、公式の会合にも社交・娯楽の要素をもたせることで、役員への参加を促していた。

清溪村分会は、他の分会行事においても招魂祭や諸会合の場合とは違う方法で、村民や分会員を分会活動の中に「とりこんで」いった。

昭和2年10月24日、清溪村分会において仮装動員が実施された(107)。この行事は、「帝國在郷軍人会清溪村分会規程」、第5條第3項「軍人精神ノ鍛練体育」(108)と第6項「会員ヲシテ応召準備ヲセシムル」(109)こと、この2点を目的としていた。当日分会員は、清溪尋常高等小学校に集合、整列、分会長挨拶、勸語奉読、来賓講話、分会長予定行動指示をもって式典は終了した。分会長の指示した予定行動とは何か。この後分会員は、泉原西山及び高山方面で野猪狩りを行っている。農業が産業の中心であり山村でもある清溪村において、野猪狩りは農事の円滑な進行のための重要な行事であった(110)。仮装動員の本当の目的は、分会員総出の野猪狩りにあったのではないか。この仮装動員の実施にあっても、大字總代との連携がなされており、当時の分会長百合庄蔵から各大字總代に宛て協力を求める書簡(111)が出されている。

時に当分会におきましては、今般応召準備並軍人精神の鍛練体育の目的を以て仮装動員の実施計画

をたてまして、来る二五日実施致し度存じます、つきましては又々貴職の御取計に預り度存じまして……当日則(カ)已むを得ぬ事故者(分会員中の一引用者)は貴職の御証明を得て各班長迄届出づる様、会員に通達致して置きましたので其の旨御了知下さいまして、御多用中誠に恐れ入りますが、若シ会員にして貴職の御証明をこふ者がありましたら事故の大要御記入御証明としていただきましたら誠に結構に存じます……(傍線、引用者)

清溪村分会は、軍事的活動である仮装動員に野猪狩りを組み合わせることで、分会員の行事参加を促す一方、村民や大字総代をはじめとした村内有力者層に分会の存在意義を感じさせることができたのだった。そして既にみたように、満州事変期になると仮装動員は、戦斗教練という「純」軍事的活動と結びつくことになる。

第2節第1項において、清溪村分会は分会単位、若しくは班別日の丸の会単位で、思想善導を目的とした講演会を行ったと述べた。しかしながら、講演会開催にあたって問題であるのが聴衆である。講演会を開いたところで聴衆が集まらなければ意味がない。そこで、人寄せの手段として考え出されたのが漫才・浪花節・講談といった各種興業であった(112)。昭和5年から昭和8年の間に、清溪村分会、または日の丸の会が開催した講演会計7回のうち、4回は各種興業または活動写真の上映が行われていた(113)。清溪村は娯楽に関しては、「設備ニ恵マレズ、唯郷土芸術シテ益踊リヲ行フノミ」(114)といった状況であった。こうした状況の清溪村では、各種興業や活動写真といった余興は人寄せの手段として十分効果を発揮しうるものであったと思われる。

これまでにとりあげた宴席や余興とともに第2節第1項で触れた銃剣術競技も村民や分会員にとって立派な娯楽の1つであったことだろう。帝国在郷軍人会本部編『帝国在郷軍人会三十年史』(115)では、銃剣術競技について「軍人会の行ふ剣術競技会は、断じてスポーツではないのであって、飽くまで国防意識の振作昂揚、敵愾精神の研磨鍛練、軍事能力の増進精練の線に沿うた、奉勅盡瘁の一翼に外ならなかった。」(116)(傍線、引用者)と記している。こうした記述も、世間一般に銃剣術はスポーツであり、娯楽であるという認識が広く存在していたことの裏がえしではなかろうか。

2. 共同体、役員の私的側面による統制

清溪村分会は、分会員を分会活動に参加させるために、欠席者に対する制裁規程、出席奨励規程を定めていた。明治44年1月2日、清溪村分会の總會において「總會に当り、婚礼、上棟式、葬式、其他代人を許さざる場合の外(の服カ)理由により欠席する時は一名一回三十銭の欠席料を徴収す。」(117)という欠席者に対する制裁規程を定めた。欠席という行為に対して、分会がその当事者個人に制裁を科すものであった。

大正9年5月13日の總會では、「出席奨励ノ為メ名誉旗ヲ調整シ、金十円ヲ添へ優秀班ニ授ケス。此十円ハ他班ヨリ会員一人ニ付金十銭ヲ徴収シ、差額ハ分会々計ヨリ補助ス。」(118)という出席奨励規程を制定した。この規程では、罰金徴収という制裁より報奨金の制度により分会員の出席を促している。

さらに昭和6年3月10日の總會では、この出席奨励に関する規程の改定が行われている。改定された出席奨励規程の内容は、〔1〕対他の用向で班長の許可を得ている場合を除いて、分会の諸会合には不参なく出席すること、〔2〕やむを得ず欠席する場合は、班長を通じて分会長にその理由を上申すること、〔3〕欠席届のない場合は、班より20銭の過怠金を取めること、というものであった(119)。新し

い出席奨励規程では、報奨金制度は廃止され、過怠金という名の罰金による制裁が再び出席奨励の手段となっている。

この改定された出席奨励規程の〔3〕過怠金の徴収については、「徴収方法ハ各班随意トス」(120)とされている。この過怠金の徴収方法に関して、佐保班を例にとり検討する。「佐保班清溪村分会出席奨励ニ関スル規程第三項第二行(徴収方法ハ各班随意トス—引用者)ニ依ル細則」(121)によると、佐保班においては、清溪村の部落構成の最小単位である株(集落)をもとに組を班内に編成し、過怠金を組員一同の連帯責任として、組より佐保班長へ、佐保班長より分会へ取める形式であった(122)。明治期に制定された欠席者に対する制裁規程は、分会対欠席の当事者(個人)という関係を軸としていた。この改定された出席奨励規程では、過怠金の徴収に際し、株という部落構成の最末端であり、講などにおいて日常的に機能している共同体を利用することで、分会員を統制しようとしていたといえる(123)。

出席奨励規程では、株という既存の共同体を利用し、清溪村分会は分会員を統制しようとした。清溪村分会は、こうした既存の共同体を利用する一方、新たに分会員掌握のための組織をつくり出した。

佐保には、佐保保勝会なる団体が存在していた。この団体は「郷土ノ風致ヲ増進シ郷土ヲ愛シ社会ノ公益ト民風ノ向上ヲ図ル」(124)ことを目的とし、「佐保川沿線ニ梅林ヲ造成」(125)していた。この団体が造成していた梅林の起源は、清溪村分会の昭和3年の御大典記念事業にまで溯る。清溪村分会は御大典記念事業として、日の丸の会の設立の他、約100円の有志の寄付と分会員の労働奉仕により、「民有荒蕪地ヲ無償貸下ヲ受ケ、梅苗約一千本植栽風致林ノ造成」を行った(126)。この時造成された梅林の管理を行っていたのが佐保保勝会であった。佐保保勝会は、清溪村分会佐保班員・大字佐保青年消防組員・清溪村青年会佐保支会員によって組織され、大字総代が会長となっていた(127)。また事務所は、清溪村分会会長である免山英次宅におかれていた(128)。

この梅林の手入れは、当然のことながら佐保保勝会員でもある清溪村分会員が行っていた(129)。昭和7年7月末には、豪雨の被害を受けた梅林の手入れを清溪村分会員で行っている(130)。佐保保勝会の運営は、佐保保勝会役員に委ねられており、その役員には現職の清溪村分会役員や元清溪村分会役員が含まれていた(131)。

梅林は、梅果実という財を生む。この梅果実は、どのように処分されていたのだろうか。昭和8年6月4日に佐保保勝会長免山英雄が出した通達(132)には、次のように記されている。

扱御御尽力ニ預ル我保勝会経営の梅果実、今日入札致し度く存じ候二付いては、貴垣内の購入希望者へ(保勝会々員と否とを問わず)此の由御披露相煩し度御願ひ申上候……

梅果実は入札によって処分されていた。そして入札の権利は、佐保保勝会員だけでなく佐保住民全てが持っていた。つまり梅林は佐保住民の共有財産であった。清溪村分会は、梅林という共有財産の管理に携わることで地域に溶け込み、青年会や大字青年消防組との円滑な関係を築こうとした。また清溪村分会役員は、共有財産を持つ佐保保勝会の役員という立場から分会員を掌握する事ができた。

佐保保勝会の例に限らず、清溪村分会役員が他の分会員と日常生活において密接な関係にあることで、分会員を掌握することができたのではないだろうか。次に紹介する史料は、清溪村分会評議員(当時)であった大西信太郎から分会長免山英次に宛て、昭和7年7月下旬に出されたと思われる書簡(133)である。

さて甚だ御面倒な事を御依頼致し誠に御世話様に候へ共愚弟の希望により良き就職口有之候はゞ如何なる事にては御事致す心念に付此際本人の性質を御調べの上何処なりと御世話下され候はゞ甚だ結構

と存じ居り候……本人は軍隊生活を成さんとし二度も志願を致し何等の効なく其後独立にて一人前にならんと色々考へ居り候へ共時節柄良き処なく此際貴殿御郷里の御世話に相成り何処なりと御世話下されば一意専心勉勵する考へに付何卒本人の精神御推察の上御世話下さる様先方へ御依頼下さる様重ね重ねも御依頼申上候…（傍線、引用者）

この依頼を受け、実際に免山英次が就職の斡旋を行ったかどうかは不明である。しかしながら、昭和8年3月18日に分会長免山英次が清溪村分会高山班長（当時）中道米造に宛た書簡（134）で「貴部内（高山—引用者）に於いて円満なる家庭に生育し性質良好なる子供にして店員見習の希望無之候や」と店員見習の募集を行っている。この時は、清溪村分会評議員中道馬吉の弟繁太郎が店員見習となっている（135）。このように免山英次は、分会員に就職の斡旋を行い得る立場にあった。就職を斡旋された側の人間は、当然彼にたいして「恩義」を感じたことだろう。

就職の斡旋という行為では、自らの影響力は就職を斡旋した相手一個人にとどまる。より多くの人間に対しての影響力を持ち得る立場、それが、講の世話役であった。清溪村における様々な講は、単なる神事を行うための組織ではなく、共有財産の経営や共有金の貸付といった村民の経済活動の場でもあった（136）。昭和8年、免山英次は伊勢講勘定を把握する立場にあった（137）が、村民の経済活動の場である講の世話役は、多くの分会員に対する影響力を保持しうるものであったに違いない。

次に、高山班長（理事）、分会副長といった清溪村分会の要職を務めた中道米造の場合をみることにする。彼は清溪村分会の役員というだけでなく、篤農家としての側面を持っていた。

過日御話し申し居り候中道米造氏開墾地実地視察ノ件、今般中道氏より明後二五日来訪方御案内有之候間万障御繰合せの上当日午前八時三十分（勵行）拙宅へ集合の上訪問致してハ如何に候や……

これは、昭和8年1月23日、免山英次によって書かれた中道米造氏開墾地見学（同年1月25日実施）の案内状（138）である。このように清溪村分会は、農事改良技術をもつ篤農家と分会員を媒介する形で機能していた。村内の8割以上の家が何らかの形で農業に携わっていた清溪村では、こうした篤農家は分会員の生活向上という実益を握り得る人物であった。

以上、第1項、第2項を通じて清溪村分会の民衆動員システムについて検討を行ってきた。村民や分会員に歓迎される存在とは決していえなかった清溪村分会が、村民や分会員を自らの活動に「とりこむ」ためには、招魂祭という「ハレ」の場の提供や、仮装動員や講演会の例でみたように、分会行事そのものを民衆の側に近づけることが必要であった。その一方で、株や佐保保勝会といった日常生活により関わりあいのある共同体や団体の上に分会組織をかぶせることで分会員の統制を試み、また役員自身も大衆の実益を握り得る立場にあることで、分会員に対してプレッシャーをかけていた。清溪村分会の民衆動員は、村民や分会員の分会活動への真の自発性を引き出した結果とは決していえないものであった。

むすび

むすびとして、まず本稿全体のまとめを行いたい。

在郷軍人会という団体が目的としたものは、果たして何だったのか。「帝国在郷軍人会清溪村分会規程」によると、「分会ハ聖旨ヲ奉体シテ軍人精神ヲ鍛練シ軍事能力ヲ増進スルヲ以テ本旨トシ延テ社会

ノ公益ヲ固リ風教ヲ振作シ恒ニ国家ノ干城國民ノ中堅タルノ実ヲ挙クル」(139) ことがその目的とされていた。まさに「出でては良兵、入りては良民、以つて国家の進退に資する」(140) 人物の育成である。こうした分会規程は、上部団体の指導のもとに作られており(141)、在郷軍人会の首脳が求める分会像だといえる。

では、清溪村分会の当該期におけるあり方は、こうした期待に答え得るものであったのだろうか。「良兵」という点から考えると、確かに第2節第1項で触れた通り、清溪村分会の活動そのものの重点は、動員・訓練という要素を持つ軍事的活動の領域におかれていた。しかしながら、そうした活動に分会員が総出で取り組んでいたかという点必ずしもそうではなかった。清溪村分会の軍事的活動の半数以上は、上部団体等が主催した行事に参加したものであった。勢いそうした行事に参加するのは、分会役員を中心とした一部の人間に限られていた。分会レベルにおいては、上部団体の指示に基づき適宜活動を行い、清溪村分会自身が活動の主体となって「軍人精神ヲ鍛練シ軍事能力ヲ増進スル」ための活動を行うことは少なかった。末端の分会員1人1人を「良兵」にするには頼りない活動のあり方である。むしろ分会全体として活動しようとしたのは、三大節行事や招魂祭であった。また種々の分会行事の実施にあたっては、村内各種団体・学校・村役場・大字総代などの連携を必要としていた。清溪村分会の活動は、こうした他者との関係に規定されることも多かったのではないだろうか。

このようなあり方の清溪村分会への村民や分会員の意識は、「消極的同調」というものであった。それゆえ清溪村分会は、自らの活動を村民や分会員の側に近づけることを余儀なくされた。そうすることで村民や分会員を自らの活動に「とりこみ」えたのであった。しかしながら、それは清溪村分会の活動への真の自発性を引き出した結果ではなかった。村民や分会員のそうした行動の背景にあったのは、共同体による統制と自らの生活における利益を左右し得る役員が存在であった。これらを考慮すると、清溪村分会の民衆動員は表面上での「とりこみ」にとどまっていたといえる。

それでは、清溪村分会が存在していることは、清溪村にとってどんな意味があったのだろうか。この点については、本文で論じなかったので少し触れておきたい。第1節第2項において、ほぼ4戸に1戸が清溪村分会の正会員を出している計算になると述べた。彼らは一家の家計の中心となる層である。村内有力者層は、彼らを清溪村分会という組織を通じて掌握することができた。これまでみてきたように、貯金に励み、仮装動員の名の下に猪狩りを行い、共有財産の管理に携わる彼らの姿は、村内有力者達の目には地方公共のために働く秩序ある民、すなわち「良民」として映ったことであろう。また三大節行事、招魂祭を通じて、彼らに天皇制イデオロギーを植え付け、敬神崇祖の念を養わせることができた。清溪村分会は、村内有力者の村落支配の手段であったと結論づけられる。

村民・分会員が、清溪村分会の存在を必ずしも好意的に受け止めていなかったことは既に述べた。しかしながら、このような意識も一方で存在したことを忘れてはならない。

昭和7年8月1日、清溪村分会評議員であった川畑金治は、模範会員として表彰され、その旨『帝國在郷軍人会大阪支部報』にも発表された。しかしながら、表彰状は彼の手元に届かなかった。そこで分会会長免山英次は、同年9月28日にこのいきさつを記した書簡(142)を大阪支部に送り、表彰状の送付を催促した。この件について、川畑金治は翌日、免山英次に対して次のような礼状を送っている。

先般は御邪魔な事をお願い申し早速わざわざ御足労を煩し迷惑千万の段恐縮に存じ候 右厚く御礼申述べたく斯くの如くに御座候(143)

この礼状は、在郷軍人会が模範会員の表彰という制度により、分会員の名誉意識を満たす場になってい

たということを示唆しているのではないだろうか。

以上本稿を通じて、昭和期における清溪村分会の活動実態と民衆動員システムについて論じてきた。残された課題としては、本稿で十分論じることができなかった在郷軍人会が分会員・一般国民の意識をいかにして自らの意図する方向に向けようとしたのかという点、そして都市における在郷軍人会の民衆動員システムの解明である。在郷軍人会の分会役員は、その多くが地域における中堅クラス以上の人物であったことを本文で確認した。在郷軍人会の民衆動員の成否は、彼らが地域的特性を把握し、適切な方策をとったか否かという点に左右されたのではない（清溪村分会が民衆動員に成功したとは決していえない。そして清溪村分会自体、それを強く指向していたとは思えないが、分会を村民や分会員が無視しえない存在にすることに關しては、ある程度の成果をみた）。そうである以上、在郷軍人会の全国的な動向とともに、地域における在郷軍人会のあり方にも注意を払うべきである。これらの問題が解明されることで、日本のファシズム化の過程で、在郷軍人会がどのように機能していたのかがより明確になるであろう。

注

- (1) 藤井忠俊「在郷軍人会史研究の課題と方法」（『季刊現代史』9 1978年6月）5頁
佐々木隆爾「日本軍国主義の社会的基盤の形成」（『日本史研究』68 1963年9月）26頁
功刀俊洋「日本陸軍の国民動員」（『歴史学研究』586 1988年10月
〈1988年度歴史学研究会大会報告〉）194頁
- (2) 前掲「日本陸軍の国民動員」功刀俊洋「軍部の国民動員とファシズム」（『歴史学研究』506 1982年7月）
由井正臣「軍部と国民統合」（東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会1 昭和恐慌』東京大学出版会 1978年）
高橋豊「『満州事変』と軍部の国民動員—国防思想普及運動を中心に—」
（『会報』〈日本思想史研〉6 1987年5月）
- (3) 現代史の会共同研究班「総合研究 在郷軍人会史論」（『季刊現代史』9 1978年9月）
- (4) 同前。
- (5) 芳井研一「在郷軍人会の成立と地域社会—新潟県下の動向を通じて—」（『新潟学』19 1986年10月）
- (6) 同前、65頁
- (7) 前掲佐々木論文
- (8) 同前、2頁
- (9) 清溪村分会『米輸綴乙』（1926年1月～1927年12月、1931年、1932年 免山家文書）
- (10) 分会ノ部免山『備忘綴』（1930年4月～1931年12月 同前）
- (11) 同前『備忘録』（1930年4月～1931年12月 同前）
- (12) 同前『往復書類綴』（1932年 同前）
- (13) 清溪村分会『発米輸綴乙』（1926年1月～1929年12月 同前）
- (14) 軍人会佐保班『精算書類』（1931年 同前）
- (15) 清溪村分会『（会計）整理簿』（1910年～1912年 同前）
- (16) 免山『参考書類』（1931年 同前）
- (17) 同前『主務参考書類綴』（1932年 同前）
- (18) 奥野慶治『綜合清溪村史』（1935年）86頁
- (19) 清溪村経済更生委員会『大坂府三島郡清溪村経済更生基本調査』（1939年）6頁及び正誤表。以下、本史料は『基本調査』と記す。なお引用史料における旧字体は原則として新字体に直して表記する。
- (20) 同前、11頁
- (21) 前掲『綜合清溪村史』
- (22) 前掲『基本調査』 なお清溪村は昭和13年3月、経済更生指定村となった。

- (23) 『基本調査』には、調査対象とした時期についての言及がほとんどなく、一部項目についてのみ昭和12年の記載があった。ゆえに対象時期が特定してある項目以外は昭和12年時点のものとしなした。
- (24) 清溪村の総戸数は、大正9年で334戸、昭和12年では336戸である。
- (25) 『基本調査』の職業別戸数の種別欄には、林業という職種項目が存在しない。おそらく林業を本業とする人間が少なかったのだろう。また畜産物の生産額の大部分を占める牛は、全て農家で飼われていた。
- (26) 農家戸数及び専業・兼業の状況については、前掲『綜合清溪村史』137頁、前掲『基本調査』8～10頁、による。
- (27) 清溪村における小作争議、農業恐慌の様子を知り得る史料は発見できなかったが、大阪府での地主制崩壊については、大阪府編『大阪府農地改革史』（1952年）に詳しい。
- (28) 前掲『綜合清溪村史』122～126頁
- (29) 以下、本節の清溪村分会の歴史に関する記述と引用は、特に断らない限り、奥野慶治『清溪村兵役史』（1934年）48～52頁及び正誤表による。
- (30) 石原島次郎は、のちに清溪村の村会議員、助役などを務めた人物。上才次郎は、のち清溪村分会役員を務める（表6）。
- (31) 他の地域で兵事会・兵事協議会・兵談会などと呼ばれた組織にあたるのだろう。これらの組織については、遠藤芳信『在郷軍人会成立の軍制史的考察』（『季刊現代史』9 1978年9月）、雲山徳行『日本陸軍の在郷的基盤—地域的尚武組織の成立と発展—』（『法學研究』第48巻 5 1975年5月）を参照。
- (32) 尚武会については、前掲遠藤論文、雲山論文に詳しい。
- (33) 前掲『総合研究 在郷軍人会史論』102頁
- (34) 三大節とは、元日の四方拝、2月11日の紀元節（神武天皇即位の日）、天長節（天皇誕生日）の3つをまとめた呼称である。
- (35) 「帝国在郷軍人会清溪村分会規程」（前掲『清溪村兵役史』56～62頁）。以下特に断らない場合、清溪村分会の組織についての記述は本史料による。
- (36) 前掲『清溪村兵役史』55頁。なお正会員、名誉会員の他に、学校配属現役将校・同相当官のうち第4師管（大阪）に在勤の者、村内現住の現役将校・同相当官で構成される特別会員があったが、清溪村分会では該当者なし。
- (37) 前掲『基本調査』11頁
- (38) 大正14年4月28日に、籠山連隊区は廃止され、以後清溪村分会は大阪連隊区司令官の指導監督を受けた。
- (39) 「昭和6年度収支予算書」（前掲『來輪綴乙』所収 1931年）
- (40) 「昭和6年度大阪府三島郡清溪村歳入歳出予算」（前掲『参考書類』所収）、「昭和6年度大阪府三島郡清溪村歳入歳出追加更生予算」（同）による。なお、歳入総額とは、經常部・臨時部の合計である。
- (41) 同前。
- (42) 前掲『清溪村兵役史』53頁
- (43) 当時の帝国在郷軍人会の組織の形態は、本部（陸軍省）—連合支部（師團司令部）—支部（連隊区司令部）—連合分会（都市レベル）—分会（町村レベル）となっていた。
- (44) 前掲『総合研究 在郷軍人会史論』
- (45) 分会活動の分類手法としては、規約事業（帝国在郷軍人会規約で下部団体に対して実施を求めていた事業）と規約外事業（規約には定められていないが、上部団体の通達により実施された事業。または、分会が独自の判断で行っていた事業）という分類も考えられるが、規約における事業の規定が曖昧であり、規約内外の区別がつけにくい事業も存在する。それよりも分会活動の方向性に着目するほうが、その分会のあり方を浮き彫りにできると考えられる。
- (46) 前掲『総合研究 在郷軍人会史論』131頁
- (47) 以上三大節行事に関する記述は、昭和6年12月24日 清溪村分会長免山英次より各班長宛「新年拝賀式並に入会式二開スル通牒」（前掲『往復書類綴』所収）、昭和6年12月24日 清溪尋常高等小学校長虎谷喜一より免山英次宛書簡（同）、昭和6年12月24日 清溪村青年会長西門信太郎・清溪青年訓練所主事虎谷喜一より免山英次宛書簡（同）による。なお免山家文書中の史料には、名前や日付の省略がされているものがある。その場合、筆者が確定し得る範囲でそれらを補って記す。
- (48) 昭和6年7月29日 郡連合分会長より各町村分会長宛「秩父宮殿下奉迎二開スル通知」（前掲『來輪綴乙』所収 1931年）
- (49) 国防思想普及運動については、前掲「軍部の国民動員とファシズム」、「日本陸軍の国民動員」、由井論文、高橋論文の他、江口圭一「満州事変と民衆動員—名古屋を中心として—」（古屋哲夫編『日中戦争史研究』吉川弘文館 1984年）、同『昭和の歴史（4）十五年戦争の開幕』（小学館 1982年）93

-95頁を参照。

- (50) 以下、昭和6年10月18日の軍事講演会に関する記述は、昭和6年10月10日「班長会議会議録」（前掲『備忘録』所収）、『帝國在郷軍人会大阪支部報』134による。
- (51) 当時の清溪村では、大字の共有財産（田や山など）の管理等の問題に関しては、大字で選出された十数名の立会人の協議意見を参考に大字総代（公選により選出、1名）が実質的な決定を下した。大字総代は、大字運営の責任者ともいべき人物であった。（史料提供者 免山 篤氏談）
- (52) 日の丸の会は、「日の丸会」ともよばれていたが、本稿においては史料・図・表以外では、「日の丸の会」という正式名称で表記する。
- (53) 昭和3年12月12日 清溪村分会より大阪支部宛「御大典記念事業調査ノ件回報」（前掲『免来輪綴乙』所収）
- (54) 同前。
- (55) 千提寺には寺院が存在しない。
- (56) 佛教和合会と連合で行われた日の丸の会行事は以下の通りである。
昭和5年10月4日 泉原班日の丸の会
昭和6年3月25日 千提寺班日の丸の会
同年 12月2日 高山班日の丸の会
（昭和5年9月29日 第1班石原善弘より分会長免山英次宛「班別日の丸の会主催ノ件」前掲『備忘録』所収、昭和6年3月20日 第4班長中谷義一より分会長宛「班別日ノ丸会開催ノ件」同 昭和6年11月30日 清溪村分会第3班長より分会長宛「日の丸の会后援ニヨル催シモノニ依ル通知」前掲『来輪綴乙』所収 1931年）
- (57) 前掲『綜合清溪村史』131頁
- (58) 昭和6年11月13日 中道米造より免山分会長宛書簡（前掲『備忘録』所収）
- (59) 前掲「日の丸会后援ニヨル催シモノニ依ル通知」
- (60) 『帝國在郷軍人会大阪支部報』130、昭和6年6月9日 第3班長より分会長庶ム係宛書簡（前掲『来輪綴乙』所収 1931年）、昭和7年11月18日 清溪村分会より石原班長宛「満期除隊兵歓迎ニ関スル件」（前掲『往復書類綴』所収）
- (61) 昭和3年9月19日 清溪村分会より前源太郎宛「入営者ノ件通知」（前掲『免来輪綴乙』所収）
貴班内北浦治三郎氏輻重輪卒補欠トシテ来ル二十四日午前九時輻重兵第四大隊へ入営致サルハ事相成候間貴字總代殿ト御協議上宜敷御取計相成度候（傍線、引用者）
- (62) 昭和7年10月7日 清溪村分会より各班班長宛「通知」（前掲『往復書類綴』所収）
- (63) 昭和7年2月6日 清溪村分会長免山英次より各班班長宛「紀元節遙拝式並武術競技会ニ関スル通牒」（同前）
- (64) 昭和7年9月28日 免山英次より石原善弘宛「出張調」（同前）
- (65) 同前。
- (66) 昭和7年4月11日 郡連合分会長より各町村分会長宛「本年度徴兵検査場助手差出方依頼ノ件」（前掲『来輪綴乙』所収 1932年）、昭和7年4月15日 郡連合分会長より各町村分会長宛「本年度徴兵検査場助手差出方ノ件」（同）
- (67) 昭和6年8月15日 清溪村分会長免山英次より本年度簡関点呼各参会者宛「点呼予習及其ノ他ニ関スル通牒」（前掲『備忘録』所収）
- (68) 昭和6年8月か「会議メモ」（同前）。なお昭和7年の簡関点呼予習は、実施の形跡はあるものの、その日時を確認できなかった。
- (69) 前掲遠藤論文21-23頁、雲山論文48-49頁。
- (70) 大正15年5月14日 大阪支部長富初美より各分会長宛「青年訓練所指導員人選ノ件照会」（前掲『来輪綴乙』所収 1926年1月-1927年12月）、清溪村分会「青年訓練所教練指導員並二助手名簿」（前掲『免来輪綴乙』所収）
- (71) 昭和7年7月18日 郡連合分会長佐久間清太郎より各分会長宛「未入隊会員兵営生活見学ニ関スル件」（前掲『来輪綴乙』所収 1932年）、昭和7年7月か、川畑金治より分会長免山英次宛書簡（前掲『往復書類綴』所収）
- (72) 「在郷軍人分会状況書」（前掲『備忘録』所収）
- (73) 未教育補充兵教育については、昭和6年1月の分会長会議の様子をまとめた、大阪支部「分会長会議ノ際ニ於ケル支部長訓示並二指示事項」（前掲『来輪綴乙』所収 1931年）においても、「未教育補充兵教育ハ各分会共ニ簡関点呼ヲ利用シ実施セラレアル所ナラモ未タ十分ナラサルモノアルニ鑑ミ支部長ノ

訓示⁽⁷⁷⁾一転期ヲ来スハ勿論少クモ必要ナル各個教練射撃密集教練ノ概念ヲ會得セシメ尚規律節制ヲ教養ノ一助トシテ兵營宿泊或ハ見学等ヲ実施セラレタシ」とされていた。

- (74) 前掲「会議メモ」
- (75) 前掲『清溪村兵役史』53頁、昭和7年2月25日 陸軍省内陸軍恤兵部恤兵金出納官史陸軍二等主計小原秀憲より清溪村分会代表美山英次宛「恤兵寄付金領収証」(前掲『来輪綴乙』所収 1932年)、昭和7年10月13日 清溪村分会長免山英次より吉川義一・福島清吉宛書簡(前掲『往復書類』所収)
- (76) 『帝國在郷軍人会大阪支部報』134
- (77) 昭和7年9月27日 清溪村分会長免山英次より堀江武治宛「送付書」(前掲『往復書類』所収)
- (78) 昭和6年7月29日 郡連合分会長より清溪村分会長宛「大阪支部勳員演習実施二関スル通知」(前掲『来輪綴乙』所収 1931年)、昭和6年10月28日 清溪村分会より郡連合分会中谷副会長宛「受領証書送付ノ件」(前掲『備忘録』所収)
- (79) 昭和6年12月11日 大阪支部より各分会宛「勳諭下賜五十年記念式二関スル件」(前掲『来輪綴乙』所収 1932年)
- (80) 昭和7年9月18日 清溪村分会長免山英次「満州事変1周年記念日に当たりて」(前掲『往復書類』所収)
- (81) 前掲「出張調」
- (82) 昭和7年9月20日 清溪村分会より各班長宛「記念事業実施ノ件」(前掲『往復書類』所収)、昭和7年9月29日 清溪村分会長免山英次より郡連合分会長宛「表彰申書進達ノ件御依頼」(同)
- (83) 村内警備についての記述は、昭和7年10月24日 茨木警察署長より清溪村在郷軍人会会長免山英次宛書簡(前掲『来輪綴乙』所収 1932年)、昭和7年10月27日 郡連合分会長佐久間清太郎より各分会長宛「自警団等組織二関スル件通牒」(同)、昭和7年10月28日 郡連合分会長佐久間清太郎より各分会長宛「行幸二際シ奉迎並警衛(備)二関スル件」(同)、昭和7年11月7日 清溪村分会より茨木警察署長宛「報告」(前掲『往復書類』所収)による。
- (84) 清溪村分会が月掛貯金を始めたのは、昭和2年からと思われる。(昭和7年6月1日 清溪村分会長免山英次「模範会員表彰明細書後陸軍歩兵伍長川畑金治」前掲『主簿参考書類』所収)、以下、特に断らない場合分会貯金に関しては、免山家文書中の「各班貯金報告」及び昭和6年11月 清溪村分会長免山英次より清溪村長西門信太郎宛「十一月中貯金成績月報」(前掲『備忘録』所収)による。
- (85) 昭和6年7月4日 清溪信用購買組合より清溪村分会長免山英次宛「昭和六年度上半期貯金利息二関スル件」(前掲『来輪綴乙』所収 1931年)には「過日御預ケ入相成候貴會員其ノ他貯金通帳……」とある。なお、清溪信用購買組合は清溪村の産業組合である。
- (86) 昭和6年4月9日 中谷文太郎より免山分会長宛書簡(前掲『来輪綴乙』所収 1931年)、昭和6年8月10日石原島次郎より免山分会長宛書簡(同)、昭和7年7月18日 岡田松太郎より免山分会長宛書簡(前掲『来輪綴乙』所収 1932年)、昭和7年9月17日 久保基太郎より免山分会長宛書簡(同)。中谷文太郎については表6を参照。石原島次郎は石原善弘(表6)の、岡田松太郎は岡田治作(同)の父である。(昭和6年9月15日 清溪村役場『衆議院議員選挙人名簿抜写』免山家文書)また久保基太郎については、表9を参照。こうした会葬の様子をうかがえる史料は、昭和6、7年度において確認できなかったが、昭和4年のケースが存在したためこれを紹介する。
- 昭和4年7月24日 清溪村分会長百合庄蔵より各班長宛通達(前掲『免来輪綴乙』所収)
当分会名誉会員免山謙之助氏二十三死死去され候二付テ明二十五日午後四時葬儀執行され候(二服カ)付同時宛定ニ大字佐保免山ノ土橋へ會員全部御参集相成る様右御通知方御計取被下度……
このように葬儀日時の通達が分会によってなされ、分会員集合の上で会葬がなされていた。
- (87) 昭和7年3月25日 分会長免山英次より各班長宛「出席二関スル件通牒」(前掲『往復書類』所収)
- (88) 昭和6年8月26日 清溪村分会長免山英次「昇神祭・降神祭案内」(前掲『備忘録』所収)
- (89) 既に述べたように、昭和6年10月18日の講演会は、国防思想普及運動の一環として行われたものである。また同年11月20日の慰問金送付は、昭和6年10月30日 郡連合分会長不二樹幾之助・郡連合青年団長好田吉右衛門・郡連合処女会副会長門秀五郎より各町村処女会長・各町村青年団長・各町村軍人分会長宛「在満兵慰問二関スル件」(前掲『来輪綴乙』所収 1931年)で町村内軍人会・青年団・処女会その他団体が協力の上で在満兵慰問を行うよう指示が出されており、これに対応するものと思われる。昭和7年9月18日の満州事変1周年を記念した神社参拝、同年10月13日の慰問金送付は、同年9月13日に行われた帝國在郷軍人会第4師管大阪・堺支部連合分会長、分会長会同、満州事変1周年記念大会での「申合ハセ事項」(前掲『来輪綴乙』所収 1932年)の「各分会又ハ連合分会毎ニ適當ナル行事ヲ実施スルコト」を受けて行われたものと考えられる。

- (90) 昭和6年4月27日 清溪村分会長免山英次より各班長宛「天長節拝賀式及其ノ他二閏スル件依頼」(前掲『備忘録』所収)
- (91) 昭和7年10月29日 中道米造より免山英次宛書簡(前掲『往復書類綴』所収)
- (92) 昭和6年8月7日 川畑金治より分会長免山英次宛書簡(前掲『備忘録』所収)
- (93) 昭和8年3月25日 大上和三郎より免山英次宛書簡(前掲『備忘録』所収)
- (94) 前掲「日本陸軍の国民動員」196頁
- (95) 前掲芳井論文 65-66頁
- (96) 前掲『清溪村兵役史』 6頁
- (97) 同前49頁。以下清溪村分会の墓参、忠魂碑の建設から除幕式に至る経過に関する記述、引用は特に断らない限り『清溪村兵役史』49頁及び51-52頁による。
- (98) 前掲『(会計)整理簿』
- (99) 以下大正15年の招魂祭に関する記述は、大正15年3月17日 清溪村分会長百合庄蔵より役員宛「協儀事項決定通知ノ件」(前掲『発来輪綴乙』所収)、「四月十日招魂祭案内状発送者名簿」(同)、「招魂祭後宴会出席員数控」(同)、「祭典式次」(同)による。
- (100) 昭和3年1月1日 清溪村分会「大正十五・昭和元年度帝国在郷軍人会清溪村分会概況報告」(同前)では、正会員数が94名、名誉会員数が31名となっている。これに対し前掲「招魂祭後宴会出席員数控」では、正会員の宴会出席者数95名、名誉会員のそれは28名となっており、両者の数値はほぼ一致する。
- (101) 「三月十日佐保班宴会精算表」(前掲『精算書綴』所収)
- (102) 昭和7年3月6日 清溪村分会長免山英次「招魂祭案内」(前掲『往復書類綴』所収)、昭和7年2月23日 大阪支部より市内・三島・豊能各分会宛「三月十日陸軍記念日実射見学二閏スル件」(前掲『発来輪綴乙』所収 1932年)
- (103) 昭和8年3月8日 清溪村分会長免山英次「招魂祭案内」(前掲『備忘録』所収)
- (104) 昭和4年4月か、分会長百合庄蔵より各班長宛宛連達(前掲『発来輪綴乙』所収)、昭和7年1月29日 高山班「宴会精算メモ」(前掲『往復書類綴』所収)、昭和8年3月22日清溪村分会より各班長宛「役員懇談会開催ノ件」(前掲『備忘録』所収)
- (105) 「昭和三年度収支決算書」(前掲『備忘録』所収)
- (106) 昭和6年8月か。「立替金メモ」(前掲『備忘録』所収)によると、同年4月29日の役員会議の際使用した清酒3本、同年8月7日顧問会議の際使用した清酒3本が、同年8月11日に使用した慰問用(現役兵の)切手、ハガキとともに精算のリストにあがっている。こうした慰問品は、分会経費で購入していたと思われる。従って清酒も同様に分会経費によって購入されたと考えられる。
- (107) 昭和2年10月24日の仮装動員についての記述は、特に断らない限り、昭和2年10月20日 清溪村分会長百合庄蔵より名誉会員宛書簡(前掲『発来輪綴乙』所収)による。
- (108) 前掲『清溪村兵役史』56頁
- (109) 同前57頁
- (110) 猪は、「山中に棲み、夜間に野ネズミや樹皮・草根、または田島のミミズなどを掘って食べるのでその被害は大きかった。農作物を荒らすことが多いために、猪垣を作ったり、また猪小屋を作って、夜番をして鳴子を鳴らしイノシシを追うことも行われた。」(日本民俗史学会編『日本民俗史典』弘文堂 1979年 29頁)
- (111) 昭和2年10月か、分会長百合庄蔵より各大字総代宛書簡(前掲『発来輪綴乙』所収)
- (112) こうした興業は、明らかに清溪村分会が人寄せを目的として行ったものであった。昭和8年10月26日の清溪村分会による軍事講演会開催にあたり、分会長免山英次が講演会の講師に宛た書簡には「当日ハ人寄せノ為メ午後零時三十分ヨリ大阪通俗社会教育音楽会和起元公朗氏一派ノ高級万才ヲ前奥トシテ」行々と記されている。(昭和8年10月21日 清溪村分会長免山英次より石川大佐宛書簡、前掲『備忘録』所収) (傍線、引用者)
- (113) 余興として各種興業等が行われた講演会は、以下の通りである。()内は興業等の内容
 昭和6年3月25日 千提寺班日の丸の会(琵琶講談)
 同年 12月2日 高山班日の丸の会(活動写真)
 昭和7年10月22日 佐保班日の丸の会(浪花節)
 昭和8年10月26日 清溪村分会軍事講演会(高級万才)
 (前掲「班別日ノ丸会開催ノ件」、前掲「日の丸会後援ニヨルシモノニ依ル通知」、「日の丸会趣旨普及講演会のお知らせ」前掲『往復書類綴』所収。前掲昭和8年10月21日 清溪村分会長免山英次より石川大佐宛書簡)

- (114) 前掲『基本調査』47頁
- (115) 帝国在郷軍人会本部編『帝国在郷軍人会三十年史』(1944年)
- (116) 同前、265頁
- (117) 前掲『清溪村兵役史』48頁
- (118) 同前、51頁
- (119) 「清溪村分会出席奨励二関スル規程」(前掲『備忘録』所収)
- (120) 同前。
- (121) 「佐保班清溪村分会出席奨励二関スル規程第三項第二行ニ依ル細則」(前掲『備忘録』所収)
- (122) 大字佐保は、免山・梅原・庄之本・神合・屋上・馬場の6つの株で構成されていた。佐保班における組の編成は、免山・梅原・庄之本の三株で第一組、神合・屋上の二株で第二組、馬場株の第三組となっていた。(同前)
- (123) 佐保における株と講の関係については、田中ひとみ「茨木市佐保地区馬場株における株と講組織」本書、Ⅲ. 歴史環境調査(Ⅰ)、第9章を参照。
- (124) 昭和6年4月 「佐保保勝会規程草稿」(前掲『参考書類』所収)
- (125) 同前。
- (126) 前掲「御大典記念事業調査ノ件回報」
- (127) 前掲「佐保保勝会規程草稿」
- (128) 昭和8年3月1日 佐保保勝会長免山英雄より各役員宛通達(前掲『備忘録』所収)
- (129) 佐保保勝会の会員構成からいって、大字青年消防組員や青年会員も梅林の手入れに携わっていたと思われるが、そのことを示す史料は確認できなかった。
- (130) 昭和7年7月28日 佐保保勝会長免山英雄より免山英次宛書簡(前掲『往復書類』所収)
- (131) 前掲昭和8年3月1日 佐保保勝会長免山英雄より各役員宛通達には、佐保保勝会役員として、免山英次・岡田治作・稲本義三・東金十郎・川畑金治の名があがっている。これらの人物は、清溪村分会役員として活躍している(若しくはしていた)人物である(表6)。ちなみに、佐保保勝会役員の定数は、会長を含めて11である。
- (132) 昭和8年6月4日 佐保保勝会長免山英雄「梅果実入札二関スル件」(前掲『備忘録』所収)
- (133) 昭和7年7月下旬か、大西信太郎より免山英次宛書簡(前掲『往復書類』所収)
- (134) 昭和8年3月18日 免山英次より中道米造宛書簡(前掲『備忘録』所収)
- (135) 昭和8年4月中旬か、免山英次より中道小三郎宛書簡(同前)
- (136) 清溪村の講については、前掲田中論文、前掲『綜合清溪村史』193-195頁を参照。
- (137) 昭和8年5月2日 免山英雄より免山英次宛書簡(同前)
- (138) 昭和8年1月23日 免山英次「中道米造氏開墾地実地視察案内状」(前掲『備忘録』所収)
- (139) 前掲『清溪村兵役史』56頁
- (140) 前掲『帝国在郷軍人会三十年史』192頁
- (141) 大正14年3月30日に帝国在郷軍人会規約が改正された際、下部団体に対しても規程の改正が指示されていた。
大正15年3月17日 大阪支部より各分会宛「分会規程範例送付之件通牒」
(前掲『來翰綴乙』所収 1926年1月~1927年12月)
- (注) 昨年四月帝国在郷軍人会規約改正セラレテ茲に一年ヲ経過致シ候此ノ間各分会ニ於テ規程ノ改正ヲ実施セラレタルモノ甚タ僅少ニシテ既ニ当支部長ノ承認ヲ受ケラレタルモノ一九四分会中僅々二十数個分会ニ過キサル不振ノ状況ニ鑑ミ今般當部ニ於テ分会規程範例別冊ノ通リヲ作為シ參考迄ニ送付致シ候條各分会ニ於テ其管内ノ状況ニ合スル如ク適宜ノ利用シ至急新規程ヲ作為ノ上本会規約第八十五條ニ依リ提出相成度及通牒候也
なお大正14年の帝国在郷軍人会規約改正については、前掲「総合研究 在郷軍人会史論」320-326頁を参照。
- (142) 昭和7年9月28日 清溪村分会長免山英次より大阪支部宛「会員表彰ノ件」
(前掲『往復書類』所収)
- (143) 昭和7年9月29日 川畑金治より免山英次宛書簡(同前)

表1 清溪村 生産物総価額表

大正9年		昭和12年	
品目	価格pp	品目	価格pp
農産物	134, 184	農産物	183, 947
畜産物	2, 835	畜産物	22, 976
林産物	24, 957	林産物	56, 460
鉱産物	3, 640	鉱産物	2, 485
工産物	73, 952	工産物	82, 042
計	239, 518	計	347, 910

表2 清溪村 農産物総価額表

大正9年		昭和12年	
品目	価格pp	品目	価格pp
米	103, 327	米	140, 951
麦	3, 933	麦	9, 518
園芸	26, 924	園芸	33, 478
計	134, 184	計	183, 947

表3 清溪村 利用別耕地反別表

大正9年		昭和12年	
種別	面積	種別	面積
田	187町9反2畝	田	172町6反9畝
畑	25町9反5畝	畑	19町6反6畝

表4 清溪村 耕地所有広狭別戸数表

大正9年		昭和12年	
5反未満	167	5反未満	91
5反以上	33	5反以上	42
1町以上	44	1町以上	42
2町以上	20	2町以上	39
3町以上	15	3町以上	2
5町以上	3	5町以上	2
10町以上	4	10町以上	—
合計	286戸	合計	218戸

表5 清溪村 地主及自作別戸数表

大正9年		昭和12年	
小作	51	小作	105
自作	176	自作	76
計	227	計	181

・表1～表5は奥野康治著『総合清溪村史』1935
清溪村経済史正委員会編『大政府三島郡清溪村経済史正基本調査』
1935により作成。

・表1について
『大政府三島郡経済史正基本調査』では寒天・石材をまとめて工産物
と表示しているが、表1では石材を鉱産物、寒天を工産物として表示

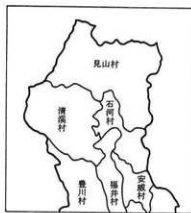
・表2について
園芸にはしい・芋・果実・野菜等が含まれる。

・表5について
『総合清溪村史』の地主及自作別戸数の区分には地主兼自作、
地主の項目がないため表5においてもそのまま記載した。

表10 清溪村分会軍事的活動実施主体一覧

年度	日付	行事	実施主体等
昭和6	○ 04/21	徴兵検査補助	郡連合分会より指示
	○ 06/01	入営兵送別	清溪村分会
	○ 08/14	曲園点呼場参観、現役兵慰問	清溪村分会
	○ 08/22	曲園点呼予習	清溪村分会
	○ 09/04	徴兵講習	大坂支部
	○ 10/02	軍隊宿泊模動	清溪村分会
	○ 10/18	軍事講演会	清溪村分会
	○ 11/29	在満兵へ慰問金送付	清溪村分会
	○ 12/02	日の丸会后援講演会	日の丸会(高山町)
	○ 12/06	入営兵者歌送別会	?
	S. 7 01/04	東大新設下宿5周年式典	大坂支部より指示
	○ 01/10	歩兵第8連隊入営 分会会長食	大坂支部
	○ 02/11	見山村分会對抗演習競技会	清溪村分会
	○ 02/25	徴兵寄付金1門85献送付	清溪村分会
	○ 03/05	出征兵送別	?
	○ 03/19	野戦実習射撃見学	大坂支部
	○ 03/29	軍事講演会	大坂支部
昭和7	○ 04/29-31	徴兵検査補助	郡連合分会より指示
	○ 05/01	射撃競技会	郡連合分会
	○ 05/08	射撃競技会	大坂支部
	○ 05/14	歩兵第3連隊軍旗祭	大坂支部より指示
	○ 05/22	徴兵兵隊送	高槻工兵隊/三島郡町長会
	○ 06/06	徴兵兵隊送	高槻工兵隊/三島郡町長会
	○ 07/26-27	未入営会員共済生活見学	郡連合分会
	○ 09/04	旗術演習競技会	郡連合分会
	○ 09/08	講演会	日の丸会(佐保)
	○ 09/15	旗術演習2周年記念し神社参拝	清溪村分会
	○ 09/23	旗術演習競技会	大坂支部
	○ 09/27	大上旗次郎 金鐘号建造基金に献金?	?
	○ 10/19	旗術演習競技会	清溪村分会
	○ 10/31	出征兵へ慰問金送付	清溪村分会
	○ 10/22	旗術演習日の会	日の丸会(佐保)
	○ 10/30	郡青年団と共同旗術演習競技会	郡連合分会
	○ 11/22	退省者歓迎会	清溪村分会(泉原)
SK. 03/10	飯坂勲員及び吸斗教練	清溪村分会	
03/18	日の丸会分員奉納及び支那競技会	日の丸会(千原号)	

①奥野康治『清溪村兵隊史』1934
②分会/郡免山『旗志録』1930.4～1931.12 同『旗志録』1933
③同上 『往復書翰録』1932
④清溪村分会『未発刊乙』1931-1932により作成。①～④は免山家文書
※①日付の前に①印のもの、一部の担当者によって実行された行事
(担当者については表5を参照)
②日付欄Sの記号は昭和を示す。
③行事名は謙宜者略してあるため(表7)の表記とは必ずしも一致しない。



石河村…大岩・安元・生保・大門寺・桑原
見山村…下音羽・上音羽・鏡原・長谷
・清坂・車作・忍頂寺
清溪村…泉原・千提寺・高山・佐保

図1 明治22年町村制による新村

表6 帝国在郷軍人会 清溪村分会 役員(創立時～昭和8年4月)

身分	姓名(氏名)	階級(階級)	備考
分会長(兼任)	田村 賢吉(大尉)	大尉 第2師団	村会議員を組織(小学校教員 8回)～13回 ①12年 大尉代理 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	中野 文太郎(中尉)	中尉 第3師団	①12年 村会議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20

身分	姓名(氏名)	階級(階級)	備考
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	中野 文太郎(中尉)	中尉 第3師団	①12年 村会議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20

職務(分会長及副会長に委任するものほけりす。監督、評議員も同列)	姓名(氏名)	階級(階級)	備考
上・下等生(評議員)	中野 文太郎(中尉)	中尉 第3師団	①12年 村会議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	中野 文太郎(中尉)	中尉 第3師団	①12年 村会議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20

職務	姓名(氏名)	階級(階級)	備考
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	中野 文太郎(中尉)	中尉 第3師団	①12年 村会議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20

評議員	姓名(氏名)	階級(階級)	備考
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	中野 文太郎(中尉)	中尉 第3師団	①12年 村会議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20

評議員	姓名(氏名)	階級(階級)	備考
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	中野 文太郎(中尉)	中尉 第3師団	①12年 村会議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20

顧問	姓名(氏名)	階級(階級)	備考
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	中野 文太郎(中尉)	中尉 第3師団	①12年 村会議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20
分副会長(兼任)	藤本 清三(中尉)	中尉 第3師団	①12年 分會議員 ②12年 分會議員 12/11～③ ④12年 分會議員 12/21～8/14, 19/20

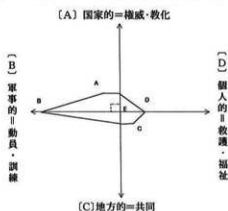
※本表は山田家文庫 野野澄野「聯合會郷村史」 1933、『清溪村長史』 1934により作成。○印は現任(昭和8年4月時点)、△印は当時顧問としていたと思われるがその時の記述なし、名称の下は在任期間。表中の(昭和)は、12年、13年、昭和(年)を示す。

表7 清溪村分会活動一覽表

昭和6年度	高 齢 内 容	昭和7年度	活 動 内 容
4	中村文雄 母 会葬 葬 葬	4	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
5	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	5	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
6	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	6	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
7	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	7	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
8	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	8	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
9	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	9	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
10	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	10	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
11	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	11	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
12	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	12	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
13	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	13	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
14	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	14	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
15	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	15	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
16	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	16	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
17	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	17	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
18	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	18	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
19	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	19	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
20	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	20	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
21	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	21	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
22	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	22	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
23	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	23	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
24	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	24	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
25	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	25	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
26	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	26	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
27	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	27	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
28	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	28	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
29	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	29	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
30	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	30	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)
31	池田徳吉 母 会葬 葬 葬	31	高木義彦 (27.23日死)山崎次、31日中野吉吉郎、高野芳造 墓前 葬 (4月13・27日墓)

①高野芳造「清溪村兵隊日記」1934
 ②分令ノ部「清溪村兵隊日記」1930.4-1931.12 同『勸業録』1933
 ③同上
 ④清溪村分会「清溪村の戦後」1931によれば、戦中(①-②)は免山家文庫、()内は伊佐直基等に記載はあるものの、免山の日記または免山自筆が未確認のもの、A-Eの記号は分令直基の日記による分類(系統及び本文取捨動向を参照)
 ・基本的に分令直基のものが実施主体のもの、上部団体主催の行事に参加したものを出し、

表8 昭和6、7年清溪村分会活動パターン



※①実働は分会員の参加が部分的にでも認められたものも含めた行事全体の集計
 ②-----線は分会全体で活動した行事の集計
 ③行事に関しては現校内外を問わず
 ④表7及び表9により作成

表9 S6年度 出席調査書

1班 皇原 (出席率90.7)

氏名	出席回数	総出席回数	出席率	備考
前 殿太郎	1			昭和6年4月10日で退会
大林 幾次郎	7	1	A 10/18	
下道 伊三郎	8			
岡 茂	7	1	B 10/18	
西浦 升太郎	7	1		
徳和 康太郎	8			
片骨 栄雄	4	1	3 B 1/1, 1/4, 2/11	
神崎 喜平治	8			
石原 善弘	8			
高橋 政雄	8			
○徳和 正治	7	1		応召ノ為ノ欠席
○下江文太郎	8			
徳和 金三郎	8			
片本 典一	8			
工藤 隆三	1			
木下 芳太郎	5	1	2	
谷川 東太郎	7	1		
奥野 慶治	7	1		
小田 由雄	8			
石原 龍之助	7	1		
向坂 徹太郎	7	1		
奥下 藤太郎	7	1		
北浦 栄作	7	1		
田中 栄太郎	4	2	2 B 1/1, 1/4	
下大工 豊雄	7	1		退会
下野 新一郎	7	1		
向井 正夫	7	1	A 2/11	
谷川 末次郎	7	1		
辻 長太郎	7	1		
井上 勝太郎	7	1		
○石原 八十松	7	1		
○上野 晋次郎	8			
○下西 市兵衛門	8			

3班 高山 (出席率66.0)

氏名	出席回数	総出席回数	出席率	備考
上野 源二助	2	1	5 B 8/29, 1/1, 1/4, 2/11, 3/10	
下道 義雄	7	1		
川上 物部吉	1	2	5 A 10/18 B 8/29, 1/1, 1/4, 2/11, 3/10	
下野 晋次郎	6	1	1 B 1/4	
高木 幸一郎	3	1	4 B 10/18, 1/1, 1/4, 3/10	
中道 栄造	8			
大西 信太郎	6	1	1 B 1/4	
上野 字一郎	8			退会
中道 高吉	8			
中辻 秀之	7			
坂崎 信市	3	1	4 B 1/1, 1/4, 2/11, 3/10	
向井 由雄	3	1	4 B 10/18, 1/1, 1/4, 2/11	
中谷 正吾	8			
武田 一江	6	2	B 1/4, 3/10	

2班 北保原 (出席率80.0)

氏名	出席回数	総出席回数	出席率	備考
大上一 啓一郎	1			
大南 金次郎	6	1	1 A 2/11 B 1/4	
東 金十郎	2	4	2 A 10/18, 2/11, 3/10 B 1/1, 1/4	
東浦 弥七郎	5	2	1 A 2/11 B 1/4	
大上 和三郎	4	2	1 A 10/18, 1/4 B 1/1	
久保 寛太郎	6	2	A 1/4	
下門 源次郎	6	1	1 A 3/10 B 1/1	
岡田 昭作	8			
大北 清太郎	4	2	2 A 10/18 B 1/1, 1/4	
大南 藤次郎	6	2	A 9/1	
免山 英次	8			
芝田 幸次郎	7	1		
下野 清太郎	5	2	1 A 2/11 B 1/4	
中西 大七	7	1	A 2/11	
今西 藤太郎	5	2	1 A 1/1 B 2/11	
橋本 義三	8			
上浦 晋次郎	8			
川柳 金治	8			
大谷 文二郎	8			
○西上 哲太郎	7	1		
○西野 芳造	7	1		応召ノタメニ欠席
岡田 元忠	8			
西門 武男	7	1		
西向 昭作	7	1		
村上 清一	7	1	1 B 1/1	
西野 孝次郎	8			
飯 義弘	6			
橋本 茂夫	8			
内浦 英雄	4	1	1 B 1/4	
大谷 福市	5	2	1	
大南 孫七	5	2	1 B 1/4	
谷 平高造	8			
松村 義定	3	1	A 3/10	
大上 正雄	3			
中島 和三郎	1			

4班 千程寺原 (出席率64.0)

氏名	出席回数	総出席回数	出席率	備考
中井 栄一	2	2	4 B 1/1, 1/4, 2/11, 3/10	
白倉 正雄	6	1	1 B 3/10	
中井 源次郎	4	2	2 A 10/18 B 1/1, 1/4	
中谷 義一	7	1		
東 利貞	8			
中谷 貞治	7	1		
免山 春三郎	7	1		
中谷 義三	4	4	B 3/10	
○中井 久松	2	3	3 B 2/11 B 1/1, 1/4, 3/10	

・清溪村分会「出席二回スル件通牒」1932年3月25日
 (分会ノ部 免山「往復書類」 免山家文書)より複製
 ・氏名の前の○印は昭和6年新入会者、出席率は%。
 ・備考欄 A:規定ニヨル欠席者ニシテ欠席届ナク至急提出相成度者
 B:無届ニシテ過怠金ヲ要スル欠席者

第9章 茨木市佐保地区馬場株における株と講組織

田中ひとみ

はじめに

これまで、近代の農村史研究は多くの蓄積を持っている。そこで対象とされたのは、行政村とその中に統括された、生活の基盤の単位としての「自然」村であり、両者の違いとその関連性について扱った研究は、たくさんあるが、その村の内部に存在した講のあり方に立ち入って考察を加えたものはほとんど存在しない。そこで本稿では、まず馬場株の講のあり方を具体的に明らかにし、その上で馬場株の村落（株）構造を明らかにすることを課題とした（注1）。

本稿で研究対象とする馬場株とは、現大阪府茨木市の北部に位置する佐保地区内に存在している（I-図1 P.5-6参照）。馬場株の「株」とは、佐保地区で集落を示す語であり、例えば、馬場株は40軒ほどの集落である。佐保地区には、馬場株のほかにも免山（めざん）・梅原・庄ノ本（しょうのもと）・屋上（やがみ）・神合（じごう）という株があり、佐保地区は、馬場を合わせて6つの株（集落）で形成されている。これら6集落からなる佐保地区の近世期の概況を見てみよう。寛永から正保期（1624～48）の摂津国高帳には「佐保村地黄村・梅原村」として七八〇石余と記されているが、江戸中期以降「佐保庄ノ本村」六六四石余と、「佐保神合村」一〇六石余に分けて把握されることもあった。享保20（1735）年の摂河泉石高調によると、「佐保村・神谷村」七七〇石余と記されている（注2）。いずれの場合も、佐保地区のうち、神合が他の「村」と書き分けられており、佐保地区の中での神合の独立性がうかがえる。

ところで、佐保地区の字サナベには、高座神社という神社がある。そして、この高座神社には、その宮座として神田講と呼ばれる講がある。この神田講は、佐保地区全体の講であり、佐保地区の約4割の有志者から構成されている。この講には、先程、近世期に独立性がうかがえた神合も含まれているにも関わらず、ただ一株、馬場株だけが含まれていない。馬場株には、言代神社という神社があるからだろうが、それにしても、高座神社の神田講が、（馬場株以外の）佐保地区全体の有志者から構成されているのと比較すると、大きな違いがある。

また、神社を核とする講ではないが、馬場株内に存在する講（報恩講・八日講・伊勢講など）は、すべて馬場株内で構成員が完結しており、しかも、株内のほぼ全員から講が構成されている（詳細は、第1節・第2節にゆずる）。

以上のように、馬場株では、神田講に馬場株だけが含まれていないことも含めて、講の構成から言えば、株内で講が完結しており、しかも、株内の全員が講に参加しているという独自の結合の強さがうかがえる。その意味で、馬場株とそこにおける講は周辺地域の株・講よりも、株・講の特質が集約されて、より鮮明にうかがえるものと考えられる。

なお、本稿は、茨木市佐保地区馬場株で1996年2月に史料調査した文書群をもとにして執筆した。対象とする文書は、馬場株村方文書・念仏講文書・伊勢講文書である。対象とする時期は、明治40年～昭

和10年頃までである。

第1節 馬場株と教門寺にまつわる講

1. 馬場株の講

まずはじめに、馬場株のあり様を概観しよう。馬場株の規模については、先程40軒ほどの集落と述べた。明治45年の時点では、39名の名が確認できる(表1)。

馬場株は、株全体でどのような活動を行っていたのかを、馬場株の毎年の収支を書き留めた勘定帳から見てみよう。史料1は、馬場株で作成された「馬場株勘定帳」の中から、例として昭和3年度の記載を書き出したものである。前から順に、入金項目・出金項目となっている。

(1) 共有財産の経営

最初にあげておきたいのは、馬場株が、共有財産として山と田を所有していることである。馬場株の村方文書の中には、共有山の木を落札したときの帳面が15冊ほどある。この内、昭和20年までの史料名を書き出したのが、表2:「馬場株共有山木材売払帳リスト」である。この史料名から、馬場株には「平田岡」「宿山」「金地」「入釜」など10ヶ所ほどの共有山があることが分かる。

史料1「馬場株勘定帳」の入金項目の※10に「一二月二〇日 山売上代金 入釜小原金地ノ松 三九九円一〇銭」とあるのは、昭和3年に「入釜」「金地」という共有山から木材を伐採したことを示している。木材を伐採したあと、それらの木材がどのように扱われているかを見てみよう。年次は異なるが、昭和6年の「共有山 字宿山南向小原 同下代松立毛払控帳」という史料(史料2)を参考にする(注3)。この史料は、昭和6年に馬場株共有山から木材を伐り出した後の様子を示すものである。史料2では、「宿久山」「猪の谷」「下代」という3カ所の名があがっている。そのうち、例えば「宿久山」から伐り出した「小原」については、冒頭に「一番切 西野定次郎 一七円五〇銭」とある。これは、「西野定次郎」という人物が、「一番切」としてまとめられた「小原」を「一七円五〇銭」で購入したのである。この買手の決定方法は、史料2の日付に、「昭和六年一月四日入札」とあることから、入札によるものであることが分かる。同様にして、「一番切」「一番切」を決定し、「猪ノ谷」については「乾七右衛門」が、「下代松」については、「一番切」の「大上啓一郎」から「番外」の「前広太郎」まで、落札者とその金額が記してある。この史料2にみられる買手は皆、馬場株の住人である。史料2から、昭和6年の共有山立木総落札額を計算すると、五一七円〇五銭となる。史料1「馬場株勘定帳」の※10で馬場株に入金されている「三九九円一〇銭」は、昭和6年と同じような過程をたどった落札の合計金額であろう。その他、史料1の入金項目※3「昭和二年 一二月二九日村山立木代 前広太郎入 六九円五〇銭」や、※8「(昭和3年) 一二月一七日 つめ木千本代彦飯より 三五円」も共有山から得られる取入である。買手については、※8の「彦飯」という人物のみ馬場株の住人ではないが、史料1の※3の「前広太郎」や史料2に上がっている人物全員が馬場株の構成員である。そして、以上の史料1「馬場株勘定帳」の※1・3・8は、合計すると五〇三円六〇銭となり、昭和3年の取入金額合計「一二七六円四五銭」のうち、約4割を占める大きな取入源であった。

ところで、共有山から伐り出した木材に対し買手を決定する入札は、どこで行われているのだろうか。年次は異なるが、「馬場株勘定帳」の昭和9年度の出金項目に「昭和九年一月二日 山売用教門寺ニ於テ臨時電灯料 三七銭」とある。「山売」とは、1月12日に行われた共有山からの伐採木材の入札・

落札のことを指すので、この記載は、共有山入札の際の電灯代を示している。「教門寺二於テ」とあるから、昭和9年度の入札の場所が教門寺だと分かる。共有山の木材入札という、いわば宗教性のない事柄が、教門寺で行われていたのである。教門寺は、馬場株の集まりの場として株の住人に利用されていたのである。

次に、もう一つの共有財産である共有田について見てみたい。史料1「馬場株勘定帳」の入金項目※11には、「一二月二五日 道場田作得石二斗 上野弁 石三三円かい 三九円六〇銭」とある。これは、一二月二五日に、馬場株の「上野弁」（上野弁次郎）という人物（注4）が、「道場田」という共有田で耕作した「作得米一石二斗」を一石当り三三円で買い、その合計金額三九円六〇銭を馬場株に払っているのである。「作得米」とは共有田耕作に際しての小作料と考えられるが、この場合、上野弁次郎はその買手であり、ここからは共有田の耕作者は分からない。「道場田」に関するもう一つの記載、同じく史料1の※11「一二月二五日 道場田作得米昨年ノ勘定残り六円」とは、前年に支払うべき共有田小作料の残額をこの年に支払ったことを示している（これも支払者は不明）。また、史料1の出金項目の※28には、「一二月二五日 道場田作得米駄賃払七八銭」とあり、わずかな金額でも、共有田「道場田」に関しては株から出金していることが分かる（注5）。

（2）米寄講・麦寄講

共有財産の経営以外では、馬場株はどのような活動をしていたのか。史料1「馬場株勘定帳」の入金項目※1には、「昭和二年一二月二六日 初穂米残り四斗七升 大上衆之助入一三円六七銭」とある。また、同じく※2には、「同 初穂米金納分三斗五升代 一〇円一八銭」とある。また、史料1の※15には、同じ日付で「米寄講」という講の名が見られる。これらは、何を示しているのだろうか。馬場株村方文書に含まれる、佐保馬場株作成の帳面「毎年米麦取引控」から、その分析が可能だ。史料3「毎年米麦取引控」は、同名の帳面から、昭和3年度・4年度・5年度の米寄講・麦寄講に関する記載を書き抜いたものである。この史料によると、例えば昭和2年12月の米寄講は「惣石三石七斗」の中から「報恩講米二斗」「当金納三斗五升」（史料3の①）「寺納二石六斗八升」という三種類の用途のために米を使い、残った米は「差引売米四斗七升」（史料3の③）とあるように、株の収入に加えるという仕組みになっている。そして、この売米に、入札で一石当りの値段をつけている。この入札のときに、飲食していることを史料1「馬場株勘定帳」の⑮「米寄講 下辻 乾岩松 一円」「入札ノ看代大谷庄太郎 一円八七銭」「酒一升 谷店 米寄講 一円三〇銭」「酒一升 井元米寄講 一円二五銭」という同じ日の4つの出金項目が示している。

ところで、史料3の③「差引売米 四斗七升」と、史料1の※1「昭和二年一二月二六日初穂米残り四斗七升大上衆之助 入 一三円六七銭」とは、米の石高が一致する。さらに、史料3の③「差引売米 四斗七升」の「代金 一三円六七銭」（史料3の④）を落札によって決定した人物「大上衆之助」が、史料1の※1で馬場株に「一三円六七銭」を入金している。

また、史料3「毎年米麦取引控」で、米寄講で使われる米の用途の一つに、「当金納三斗五升」（史料3の①）という項目がある。これに、一石当りの値段「二九円一〇銭」をかけると、一〇円一八銭五厘となる。これは、史料1「馬場株勘定帳」の入金項目※2「同 初穂米金納分三斗五升代 一〇円一八銭」と、金額がほぼ一致する。つまり、米寄講で「当金納」と書かれているのは、馬場株に米三斗五升分を金納する、という意味であろう。この二つの相当する事例から、史料1の※1「昭和二年一二月二六日 初穂米残り四斗七升 大上衆之助 入 一三円六七銭」と※2の「同 初穂米金納分三斗五升代

一〇円一八銭」は、米寄講で得られた金であることが明らかである。

ところで、米寄講で馬場株へ金納する米三斗五升分については、史料3「毎年米麦取納控」の②のように、毎年その金納者名が記載されており、これを追って書き出したものが表3「米寄講・麦寄講の金納者」である。この名前を表1「馬場株構成員と各講構成員」におおしてみると、米寄講を行っているのは馬場株の構成員中ほぼ全員であることがうかがい知れる。また、米寄講の「惣石 三石七斗」の出所については、史料3には記されていないが、「米寄講（こめよせこう）」の名のとおり、馬場株の人々が各々、米を持ち寄っているであろう。そして、その中で特に、米を換金して株に金納する者が、史料3の②に示されているのではないだろうか。集めた米のうち株に納める以外のものは、例えば「報恩講米」は、報恩講の時に用意する食事に使われるし（詳細は後述）、「寺納」は、馬場株にある教円寺に奉納する米なので、換金する必要がないだろう。

米寄講とはほぼ同じ仕組みをしているものに、「麦寄講」がある。史料3「毎年米麦取納控」から、麦寄講でも、馬場株住人が持ち寄った麦の「惣石」の中から、「寺納」即ち、寺に納める麦と「当金納」即ち、馬場株に納める麦を差し引き、その残りを「差引村売米」として株内の者が落札している。ここでも、「馬場株勘定帳」との比較から様子を見ることにする。

史料1「馬場株勘定帳」の入金項目には、※5に「七月二三日 麦寄講金納分九人分 七円六五銭」、また、※9には、「一一月二五日 麦寄講七斗五升 南福松より 一二円七五銭」とある。ところで、史料3の「昭和三年七月 麦寄講」の中には、⑤「当金納 四斗五升」また、⑥には、「大上和三郎 上久保巳之助 上久保彦三 前広太郎 田中与三郎 中谷徳松 大上金蔵 井元清 西野徳次郎」と九名の名前が見られる。即ち、この年、麦寄講で株に金を収めることになった史料1の※5の「九人」が、史料1の※6に該当する。また、この年の麦寄講では麦の一石当りの値段が一七円と決定している。

（史料3の⑦）この一七円に「四斗五升」（史料3の⑤）をかけると、七円六五銭となるので、史料1「馬場株勘定帳」の※5「七月二三日 麦寄講金納分九人分 七円六五銭」が、麦寄講で金納分と決定した「四斗五升」の金額であると分かる。一方、史料1の※9「一一月二五日 麦寄講七斗五升 南福松より 一二円七五銭」は、史料3の⑧「代金 一二円七五銭」に該当する（注6）。

麦寄講でも、米寄講と同様に、寄り合い時に飲食を伴っている。史料1「馬場株勘定帳」の※23「七月二三日 麦寄講にしめ代 中谷 大谷 一円」や、同じく※30「七月九日 麦寄講 酒一升 大北 一円二〇銭」「〃 全上 酒一升 井元 一円二五銭」「〃 全上 酒一升 谷佐（谷佐太郎） 一円三〇銭」は、そのことを示している。史料1の※30の3項目が「七月九日」となっているのは、「七月二三日」の麦寄講に備えて先に酒を買っていたものと思われる。

さて、このようにして行われる米寄講・麦寄講の目的とは何であろうか。史料3「毎年米麦取納控」に注目すると、米寄講の米の使途のうち、「寺納」が他のものと比べてかなり大きい。また、史料3の「昭和四年度麦寄講」の⑨に「本年迄八斗寺納り残り一石二斗村売麦 今年より改正村麦ノ分醬油替りとして全部寺納リノ事」とあるように、昭和4年から、麦寄講で集められた麦は全て寺納めとなった。その現れとして、今までなら「馬場株勘定帳」の入金項目として記されるはずの史料3の⑩で示されている「代金」が、昭和4年度の「馬場株勘定帳」には、載っていない。⑩の「代金」も寺に納まるようになったのだろう。このように、麦寄講では、昭和4年から同20年までの間は、「当金納」項目がなくなり、「全部寺納り」となっている。以上の2点から、米寄講・麦寄講ともに、「寺」に米・麦を納めることに重点を置いていたものと思われる（注7）。

(3) 共有金貸付

史料1「馬場株勘定帳」の入金項目※14「一二月二五日 村金貸付元入 四三五円」と出金項目※31「此内 大谷貸付 昭和三年一二月二五日 八〇円」という記載から馬場株では、金の貸付を行っていたことが分かる。なかでも、※14の「四三五円」は、この年（昭和3年度）の最大収入項目である。また、※31も、最大の支出項目である。馬場株では、かなり大きな金額が貸付されていた。

(4) 様々な年貢

馬場株では、株内で何種類かの「年貢」を課していた。例えば、史料1の※7には、「一二月二五日 キリン井手年貢 一〇円」「〃 城山年貢 大南兵太郎 三〇銭」とある。前者の「キリン井手年貢」とは、何を指すか。「キリン」とは、馬場にある製薬会社工場、キリン商會を示している（注8）。また、「井手」とは、水路のことであるから（注9）、これは、キリン商會製薬工場が、水の使用に際し、馬場株に対して年貢を払っていたことを示す史料である。後者の「城山年貢」とは何を指すのかよく分からないが、「大南兵太郎」は、馬場株の住人である。

史料1の※12には、「一二月二五日 藪年貢 小西小七郎 一円五〇銭」「〃 水車年貢六斗二升代上久保彦三 二〇円四六銭」とある。これらの年貢を払っているのは、みな馬場株の人物であるが、一つだけ例外がある。それが、史料1の※13である。史料1の※13の「一二月二五日 小屋年貢半分 辰見元次郎入 石三六円五〇銭かい七三銭」に見られる辰見元次郎は、馬場株以外の人物である（注10）。

以上、5種類の年貢を見たが、それぞれがどのような性格の年貢であるかは、まだ検討しきれていない。但し、この内、水に係わる2つの年貢※7「井手年貢 一〇円」と※12「水車年貢 二〇円四六銭」は、他の3つの年貢「城山年貢」「藪年貢」「小屋年貢」より比較的、額が大きい。これは、馬場株が山間農村で、水の確保が容易でないからであろう。

(5) 永代経読経

馬場株では、「永代経」を読経してもらっている。史料1「馬場株勘定帳」の※4には、「四月一〇日 永代経一枚 井元清 入 二円一三銭」「四月一六日 永代経志池上新太郎より 一円」とある。ここであがっている「永代経」をどの寺に読経してもらっているか示しているのが、同じ史料1の※19・21である。※21には、「四月一六日 永代経 カト親子法礼 二円」とある。「カト」（加藤）とは、馬場株にある浄土真宗の教門寺の住職の姓である。また、※19の第4項目には、「永代経御布施 岩阪本田 松村 三円」とあり、読経に御布施を払っている。この内「松村」とは、馬場株の北西の集落である庄ノ本の教恩寺住職の姓であるし、「本田」とは、免山の教願寺の住職の姓である。教恩寺も、教願寺も馬場株の教門寺と同じ浄土真宗の寺である。そして、馬場株の南西にある集落、栗生岩阪にも、浄土真宗の栄久寺があることから、※19の残る「岩阪」とは、栄久寺を指していると思われる。以上から、馬場株は、株内の教門寺を始め、その近隣集落の教恩寺・教恩寺・栄久寺から永代経を読経してもらっていることが分かった。

(6) 教門寺の税金等出費

史料1「馬場株勘定帳」によると、馬場株は教門寺にかかる税金や維持費を出費している。税金は、「田租」「地租」（或は「租税」）「宅地税」四種に書き分けられている。「田租」は、※16「一月一五日 田租 教門寺分 一円一五銭」、※18の第1項目「二月二五日教門寺田租二円一一銭」、※22の第2項目「四月二五日 教門田租 一円一五銭」の3つである。

「地租」と記されているものには、一一月二五日の※27「一月二五日 教門寺地租付加三円五二銭」

「全上 七三銭」がある。この2項目※22・27と、※20「四月二五日 教円寺租税三円五二銭」、※22の第1項目「四月二五日 租税 九九銭」を比較すると、(同日でも、三円五二銭と一円未満の金額を分けて記す)金額や記述の仕方が類似しているの、※20・22での「租税」とは、「地租」と見てよいだろう。

「宅地税」は、※17「一月二五日 教円寺宅地税 六四銭」と※24「七月二五日 教円(寺脱)宅地税 六四銭」の2項目である。

以上は税金であるが、これ以外にも教円寺にまつわる出費が見られる。それが、史料1※18の第2項目「三月三一日 寺用召傘張替へ 七円五〇銭」、※26「九月二八日 寺屋根下巻茨木トユヤ払 三五円五〇銭」、※29「一二月二五日 本山柴運賃 二円」「本堂障子紙代一五〇枚 三円」「本山報恩冥加金 九円」である。このうち、※26「寺屋根下巻 茨木トユヤ払 三五円五〇銭」と※29の「本堂障子紙代一五〇枚 三円」は、教円寺の維持費を馬場株が主体となって払っていることを示している。※26の「三五円五〇銭」は、史料1にみる教円寺にかかる費用のなかでもかなり大きな額である。馬場株が教円寺を経済的に支えていることの表れと言えよう。

(7) 報恩講

史料1「馬場株勘定帳」の中に、「講」と呼ばれる活動の形跡が見えることは、(2)米寄講・麦寄講で説明した。馬場株には、その他にも「講」と名のついた活動があったことが史料1の※6・25からうかがえる。史料1には、入金項目※6に、「報恩講志七人分 三円五〇銭」と、また、出金項目の中には、※25「九月一七日 報恩講入費 一〇円一二銭」とある。馬場株では、浄土真宗の宗教行事である報恩講が村として行われていたことがわかる。

この報恩講については、馬場株村方文書の中に、教円寺門徒中作成の「報恩講諸入用簿」という帳面が存在する。史料4は、この「報恩講諸入用簿」の中から昭和3年度分をかきあげたものである。「法礼 五円」から始まって「ト心み 一〇銭」まで記されているのは、昭和3年9月16日の報恩講にかかった経費である。この報恩講では、経費として「法礼」代を払っているが、報恩講の際に、馬場株はどの寺に法要をしてもらっていたのだろうか。史料4によると、昭和3年の報恩講では「法礼」代として「五円」出金している。「報恩講諸入用簿」の他の年度を調べると、この額は、大正14年から変わっていない。しかし、出金の名目に注目してみると、大正14年は、「布教師法礼及車賃五円」であり、「五円」の中に車賃が含まれている。それ以前はどうだろうか。大正13年は「法礼 車代 四円五〇銭」、大正12年は「布教師法礼四円」「車代五〇銭」となっている。つまり、最初は「法礼」代と「車代」を分けて書いていたものが、後に省略され、「車代」も合わせて「法礼」代として書かれるようになったと推測できる。「車代」の要るような寺といえ、馬場株以外の遠方の寺と考えられる。

さて、報恩講の経費が馬場株の勘定帳にあがってくるからには、報恩講を行っている人々は馬場株の住人であろうが、どの程度の参加状況であったのかを、「報恩講諸入用簿」から調べることが可能だ。史料4「報恩講諸入用簿」には、「谷 甚太郎 外五名」と、名前が挙がっている。これは、報恩講に際しての「当番」である(注13)。表4「報恩講当番」は、「報恩講諸入用簿」から、当番名を抜き出したものである。これを表1「馬場株構成員と各講構成員」におとしたのが、表1の報恩講の欄である。この表から、報恩講の構成員は、加藤連成を除く馬場株の全員であることが分かる。加藤連成は馬場株の教円寺の住職なので、教円寺で法要を行う報恩講に住職としての役割をはたすための当番には入っていないのだろう。また、「報恩講諸入用簿」の作成者が「教円寺門徒中」になっているので、馬場株全

体が教円寺の門徒であり、門徒衆全員（つまり、馬場株全員）で報恩講を行っていることが明らかである。

報恩講の構成員の次に、史料1の入金項目※6「報恩講志七人分 三円五〇銭」と出金項目※25「九月一七日 報恩講入費 一〇円一二銭」は、報恩講とどう関わっているのかについて見てみよう。史料4の最後部には、「本山志ハ賽銭箱納メ 投銭ハ御寺エ納メ 戸人ノ志ハ村方エ入ル」とある。これは、賽銭のふりわけに関する決めごとであろう。最後の「戸人ノ志ハ村方エ入ル」とは、個人の志納金が村方納めになることを指しており、それが史料1「馬場株勘定帳」の入金項目※6にあたる。また、史料4「報恩講諸入用簿」で、報恩講経費の合計金額は、「メ一〇円一二銭」となっているが、これは、史料1の※25と一致している。このことから、「報恩講諸入用簿」には、報恩講でかかった金額を細かく書き上げ、その合計金額が史料1「馬場株勘定帳」に記されていることが分かる。つまり、報恩講でかかった金はすべて馬場株から出金しているのである。

(8) 八日講

1.(1) 共有財産の経営から、(7) 報恩講までは、史料1「馬場株勘定帳」に記されている入金・出金項目から、馬場株が株全体でどんな活動をしてきたかを明らかにしてきた。第1項の最後のここでは、史料1には載っていないが、馬場株全体で行っていた講について取り上げたい。

馬場株村方文書の中には、毎年分ではないが「八日講諸入費勘定簿」、あるいは、「八日講諸費控帳」という帳面が何冊もある。作成者に注目してみると、明治37年と大正4年は「教円寺檀家中」、大正10年は「教円寺門徒中」となっている。その後、昭和8年・16年・20年は「馬場村方」作成である。⑦の報恩講の構成員のところから明らかにしたように、馬場株全体が教円寺門徒であるので、この「教円寺檀家中（門徒中）」あるいは「馬場村方」という作成者の二通りの表現には合点がゆく。

では、具体的に「八日講」の中身について見てみよう。史料5「八日講諸費控帳」は昭和8年8月20日に行われた八日講に関する史料である。この史料には、まずはじめに「八日講人足割」という記述があり、「寺掃除」の2名から始まって「馳走材料集メ」の2名まで、八日講のための準備の係を設けている。「人足割」のあとには、「買物附」として、八日講の経費が詳細に記されている。この「人足割」と「買物附」から、八日講では、「寺掃除」をし、「茨木」で「買物」をし、「馳走」の準備をして、「布教師」を迎え、「本堂」で接待をして、送り出すということが分かる。馬場株の教円寺檀家中が、誰かを迎える為に「寺掃除」をしていたり、「本堂」で接待していることなどから、八日講は、教円寺で行われていたと推察できる。そして、「買物附」の最後に「三円 布教師法礼」とあることから、八日講も、報恩講と同様に法要をする為に「布教師」を呼ぶものであろう。「法礼」代にあとは「一円 栄久寺御供 御消息相続」とある。「御消息相続」とは何を指しているのかよく分からないが、「栄久寺御供」に金を払っていることから、八日講の為に馬場株に来ていたのも栗生岩阪の栄久寺だったと考えられる。

ところで、報恩講の経費は、経費全額が史料1「馬場株勘定帳」に載せられており、馬場株全体の取支の1項目とされていたが、八日講の場合は少し違いが見られる。史料5「八日講諸費控帳」によると、「買物附」の「合計 一八円五九銭」は、「是ヲ四〇人ニ割 一人前四七銭宛 集金一八円八〇銭 差引 金二一銭過」となっており、八日講の構成員（＝教円寺檀家＝馬場株全員）にその経費を割りつけ、集金している。「馬場株勘定帳」の昭和8年度取支を見ても、八日講の「合計 一八円五九銭」は、見あたらない。八日講に関して出てくるのは、入金項目の「八月二〇日 八日講勘定尻 二一銭」、出金

項目の「八月二〇日 八日講通知用はがき 加藤渡し 三〇銭」のみである。「八月二〇日八日講勘定 尻 二一銭」とは、八日講構成員40名から集金して余った金の二一銭のことだ。また、「八月二〇日 八日講通知用はがき 加藤渡し 三〇銭」とあり、八日講の準備に、馬場株教円寺住職の加藤も加わっている。

2. 馬場株の結合と教円寺

以上、1. では、史料1「馬場株勘定帳」から、馬場株が1年のうちにどんな活動をしているのかを明らかにしてきた。(1) 共有財産の経営から、(8) 八日講まで、述べてきたが、その中で、「講」と名前の付くものが、3つほどあった。(2) の米寄講・麦寄講と、(7) の報恩講、(8) の八日講である。いずれの講も、馬場株全員で構成されている。つまり、ここでの「講」とは、有志者による集まりではなく、馬場株内に終始し、しかも、株の全員が主体となって何かを行うときの名称であることが特徴である。

次に、馬場株と教円寺の関わりについて考えたとき、両者は密接な関係にあると言える。まず、馬場株は、教円寺を経済的に支援していると言える。例えば、(6) 教円寺の税金等出費では、馬場株が教円寺の税金や維持費を払っていたし、(2) 米寄講・麦寄講では、どちらの講も「寺納」として、米や麦を教円寺に納めていた。麦寄講においては、そこで扱う全ての麦を「寺納」にしている年次もあった。

また、史料6「教円寺登高座新調寄付」は、大正2年に、教円寺が仏具「登高座」を新調するに際しての寄付金を記したものである。ここに名の挙がっている者は、みな馬場株の人物であり、馬場株の者が、(金額に個人差があるが) 教円寺の仏具についても金を負担しているのである。

さらに、大正3年の馬場株の火事をめぐる出来事を検討したい。史料7「馬場株火災勘定帳」は、大字佐保作成の史料で、大正3年に馬場株に起こった火事に関する記録である。それによると、冒頭にあるように、「大正三年八月二二日午後三時」に「出火」し、約40軒ある馬場株のうち、「焼失戸数二〇戸」というのだから、かなり大きな火事であった。続いて、焼失した家の書上があり、最初に「教円寺本堂一棟」が挙がっている。この焼失した教円寺を再建するべく、教円寺門徒が自分達自身に寄付金を割り当てた記録が史料8「本堂庫裏再建寄付帳」である。史料8が示しているのは、馬場株の人達は教円寺再建のため、金額に個人差はあれ、金を出しているということである(注14)。これは、馬場株が教円寺を支えていることの典型的な事例と言えるだろう。

一方、教円寺は、(5) 永代経説経で見たように、馬場株の人に説経をしている。また、「馬場株勘定帳」には表れなくても、教円寺は、その門徒である馬場株の住人に対して、永代経に限らず、葬儀や日常的な法要を施しているであろう。即ち、全員が教円寺の檀家である。馬場株は個々人が宗教的教円寺と結びついていただけでなく、教円寺を株として経済的に支えていたのである。この両者の関係は「はじめに」で述べた、馬場株の結合の強さと深く結び付いている。つまり、馬場株全体で教円寺を支えるということが、株結合の重要な要素といえるだろう。

第2節 個別の講について

第1節では、馬場株の活動の概観を試み、その中で、馬場株全体で行っている講についても取り上げた。第2節では、主体が馬場株全体ではない、個別の講について取り上げ、その具体的な運営構造を明

らかにする。

1. 伊勢講について

馬場株には、上伊勢講・下伊勢講という2つの伊勢講が存在する。このうち、筆者が見ることができたのは、上伊勢講の史料なので、この節では上伊勢講について叙述する。

では、上伊勢講の構成員から見ていこう。上伊勢講では、毎年2名の当番を決めており、当番の者には、講の勘定帳などを入れた木箱が回ってくる。当番はその中に入っている帳面を記載する。

この文書群の中に、「伊勢講当番付」という史料がある。これには毎年の当番を書き留めてある。(史料9「伊勢講当番付」)。この当番付から把握した上伊勢講の構成員を、表1「馬場株構成員と各講構成員」におとしてみると、上伊勢講の19名は、みな馬場株の住人であることが分かる。

ところで、この節で扱う上伊勢講の文書群とは別に、第1節で扱った馬場株村方文書の中に、上伊勢講と下伊勢講とが合図で伊勢参宮をした際の史料が存在する。これが、明治41年4月中旬と、明治44年4月上旬に記載の2冊の「参宮下迎勘定帳」である。史料10は、このうちの明治44年のものである。このうち、最後の名前書上には、馬場株の39戸が載っており、上伊勢講と下伊勢講を合わせると馬場株全体が伊勢講に参加していることが分かる(注15)。

(1) 伊勢参り

上伊勢講は、どのような活動をしていたのだろうか。「伊勢講」の名のとおり、伊勢神宮参りをしていよう。伊勢講での毎年の収支を書き留めた史料11「伊勢講作得勘定簿」の大正2年度の記録から分かる。「伊勢参宮□□二付講中より二人の旅費に渡す 大正三年一月一日 当籤者 大上熊次郎 大上治三郎」という記載が、講員の伊勢参宮を物語っている。さらに、その続きには、「右 三金(参金)は一人前二付四〇銭出し 残り六〇銭ハ尾崎預り」とある。つまり、講中から参宮人に渡した旅費七円とは、講員から一人四〇銭ずつ出した金なのである。ちなみに、四〇銭を19倍(この時点の講員数一九名)すると七円六〇銭となり、旅費の七円と尾崎に預けた余り金六〇銭の和と勘定が合う。

ところで、この時の参宮者「大上熊次郎 大上治三郎」は、史料11では「当籤者」と表現してあり、抽選で選ばれたような印象を受ける。しかし、史料12「伊勢参宮当番帳」を見ると、講員がまんべんなく参宮している様子がうかがえるし、昭和13年度には、「伊勢講参宮当番」とある。このことから、伊勢参宮人については、全員が平等に機会が与えられるようにとの合意があったと考えられる(注16)。

(2) 共有田経営

伊勢参宮以外の活動を見よう。史料11「伊勢講作得勘定簿」の収入項目に注目すると、毎年、aという欄があるのに気付く。これは、「作得一石四斗四升二合」(大正2年度)とか、「米一石四斗 駄賃入費移出検査料引」(大正8年度)というように記されており、一石四斗ほどの米を金に換えて収入としていることが分かる。これは、第1節第1項でふれた馬場株の共有田経営とよく似たかたちである。また、大正8年度と大正10年度のbの欄には、「伊勢講田普請二付酒八合・・・(後略)」(大正8年度)「田普請」(大正10年度)とあり、田の普請にかかる金を講全体で出している。つまり、上伊勢講には共有田があり、そこから上がる収益を講の運営に当てているのだ。また、この共有田は、伊勢講の大きな収入源である。大正6年度と同9年度、同11年度の3年を除けば、どの年次をとっても最大の収入源である。

(3) 共有金貸付

大正6年度・9年度・11年度には、共有田以外からも大きな収入があった。まず、史料11「伊勢講作得勘定簿」の大正6年度と9年度から検討しよう。大正6年度には、※4の欄に「北浦・乾・川畑貸金皆済」として「五九円」が入っている。これは、大正3年度・大正4年度・大正5年度に北浦・乾・川畑に、伊勢講からそれぞれに貸した金（史料①②③）であり、大正6年度に3人分返金されたのである。同様に、大正9年度には、※6に、「七五円乾七右衛門より返金」とあり、その前年の大正8年度に貸し付けた※5が返金されているのである。

(4) 講員権売買

では、残る史料11「伊勢講作得勘定簿」の大正11年度の最高収入項目は、どうだろうか。11年の記録の冒頭に、「一月一日一〇〇円 大上和三郎氏加入二付一株代金トシテ入ル」とある。これは、大上和三郎氏が加入金一〇〇円を払い、上伊勢講に入ったことを示している。ところで、大正2・6・9・10・11年の5年度は、各年次の最後の方にその年の収支の差引金額を講員に配当している（史料11の※c）が、大上氏加入前の大正10年までは、配当人数が19名である。大正12年には、1名増えて20名と記されており、大上氏が講員として配当を受けていることがうかがえるのである。

以上、馬場株上伊勢講の活動内容を見てきたが、上伊勢講では、共有田を所有しそこから上がる収益でもって講運営にかかる金をまかない、講員に金貸付も行っていること、また、講員の権利を売買していることなどが明らかになった。

2. 念仏講について

前項で、馬場株には2つの伊勢講があると述べたが、念仏講も2つある。このうち、東株念仏講の方を取り上げてこの項で叙述したい。

伊勢講と同様、念仏講も「当屋」（または「当家」と）と呼ばれる当番を毎年2名設けており、勘定帳などの入った木箱を回している。この「当屋」の順番を書き記した史料13「馬場東株念仏講当屋順番付」から、念仏講の構成員を把握できる。表1にこれをおとしてみると、東株念仏講員18名も、馬場株内の人物だけで構成されていることが分かる。

史料14「念仏講諸計勘定帳」は、元東株中作成の同名の帳面から、昭和3年の1年分を書き出したものである。この史料から概観すれば、念仏講では、その年の収入金額から入費（費用）を差し引き、余りを講員数で割り、均等に配当している様子が見てとれる。それでは、この史料14「念仏講諸計勘定帳」をたどって講の活動がどのようなものであったかを把握していこう。

(1) 共有田の経営

まず、史料14「念仏講諸計勘定帳」の入金項目の最初には「前年度残金」という項目とセットになって、米が換金され、納金されている。ここでは、5名が念仏講に対して金を納めている。この5組の記載が、共有田の利益であることを示すのが史料15の「念仏講共有田耕作人切換」である。史料15の「大正五年二月二〇日改正」では、「字塩田」から「字神田平」まで、5つの念仏講共有田名が挙がっている。そして、それぞれに対して耕作者名と、彼等が講に納める米の石高が決められている。例えば、冒頭の「字塩田一石四斗前広太郎」とは、「字塩田」にある共有田を「前広太郎」が、「本年より（中略）一〇カ年の間連作」し、「一石四斗」を講に納めるという意味である。この時、10年の間連作と決定し

ていたのだが、「字塩田」と「字岡田」は、大正12年に、耕作者と石高が変更されている。そして、大正15年には、10年前の「約定」通りに改正が行われている。ここで、史料14「念仏講諸計記勘定帳」と史料15「念仏講共有田耕作者人切換」を比較してみると、史料15の大正12年・15年の改正を経て、共有田耕作者となっている人物が、史料14で講に対して納金している。史料14には、共有田名があがっていないが、史料15の石高・耕作者名と一致するので、それぞれ①から⑤の共有田であることが判明する。例えば、史料14の①は、史料15の①の西野庄吉が耕す「塩田」からの収入である。

共有田からの収入である史料14の①から⑤を合計すると、九四円五銭となり、⑦の「山売代金一四〇円八〇銭」について大きな収入である。

(2) 共有山の経営

では、史料14「念仏講諸計記勘定簿」の入金項目の⑦の「山売代金 一四〇円八〇銭」とは、何か。これは、念仏講の共有山からの収益である。馬場株の共有山立木売り払いの時と同様に、念仏講でも、立木の売り払いに関する仕組みを示す史料が残っている。それが、史料16の(5)「下脇小原(東株)下代小原但し六人仲間売上控帳」である。日付は、昭和3年1月16日入札となっている。内容を見ると、「下脇小原」と「下代小原(六人仲間)」の2つの共有山から立木を伐り出している。「下脇小原」では、「一番切」から「四番切」まで、分けてあり、それぞれに買手が決定している。その下に「入札日」とあるように、入札で買手を決定している。史料14「念仏講諸計記勘定簿」の⑦「山売代金一四〇円八〇銭」は、史料16の(5)の①、つまり、「下脇小原」の「一番切」から「四番切」までの合計金額を指していたのである。ところで、史料16の(5)の「下代小原(六人仲間)」の落札金額「四四円」は、「下脇小原」と違って、史料14「念仏講諸計記勘定簿」にあがってきていない(注17)。史料14、史料16の(5)から、「下代小原」には、「六人仲間」という別称が見られるように、「下代」は、念仏講員全体の共有山ではなかったのかもしれない。

以上、昭和3年の共有山立木売り払いについて述べたが、ほかの年度にも共有山の立木を売って利益を得ている。その様子を記したのが、表5「念仏講共有山経営の取支項目」と、史料16「念仏講共有山立木売払帳」である。表5は、「念仏講諸計記勘定簿」から、山売を示す項目を書き抜いたものである。例えば、表5の(1)明治33年度では、「山林立木売上惣高 七三円三七銭」とある。金額の前に十と一を付けたのは、それぞれ十が収入金、一が支出金を示している。だから「山林立木売上惣高 七三円三七銭」は、明治33年度の収入金額であることを示す。「山林立木入札諸入費 四円七〇銭」は、明治33年度の支出金額である。一方、史料16は、念仏講共有山の立木の買手を決定したときの詳細を示す帳面である。史料16の(1)明治34年1月21日で、①+②の、「二口ノ 七三円三七銭」が、表5の(1)の「山林立木売上惣高 七三円三七銭」と対応している。また、史料16の(1)の、③+④+⑤「(合計四円七〇銭)」が、表5の(1)「山林立木入札諸入費 四円七〇銭」と対応している。同様に、明治39年度・大正元年度・大正7年度・昭和3年度・昭和15年度も、表5と史料16が、対応している。つまり、馬場株の共有山経営と同様に、山売の詳細を一つの帳面に記録したものが史料16であり、その中の合計金額を念仏講の勘定帳に記しているのである。

以上で見てきた共有山からの収入は、毎年の勘定の中でどの程度の大きさを占めているだろうか。表6「念仏講取支統計表」は、「念仏講諸計記勘定簿」から、毎年の取支の実態を明らかにしたものである。史料14「念仏講諸計記勘定簿」を例としていえば、「入金」の「合計二四七円四八銭」と、「入費」の「合計 一三円三七銭」と、「差引 二三四円一一銭」、それに「一七名割 一名 一三円五〇銭」

を書き出したものである。表6の中で、共有山の売上があった年には、右側に「共有山売上」と記した。この表をみれば、共有山からの取入のあった年は、収支の差引額も大きく、それゆえに一人当りの配当金もほかの年次に比べて多くなっているのがみとれる。例えば、明治33年度ならば、その前後と比べて3~4倍の取入金額となっており、そのため配当金額が、5倍近くに及んでいる。しかし、大正元年度は、一四三円二九銭という取入金額を上げながら、支出も取入とほとんど同じ大きさのため、議員への余り金配当が行われていない。大正元年度の支出がこのように巨大なのは「田地買受に付支払分 元利共 大上乗之助払ふ 一三〇円九八銭」とあり、田を買い受けているからである。共有山の取入がある年にあわせての田購入である。

(3) 山年貢・小屋年貢

共有山・共有田以外の取入は、「山年貢」、「小屋年貢」という「年貢」である。史料14によると、「山年貢」を「亀有」という人物が、「一〇円」払っている。また、「小屋年貢」は、「辰見」から「七三銭」支払われている。ここでの「亀有」「辰見」のどちらも念仏講員ではないし、馬場株の人物でもない。「小屋年貢」の方は、第1節の1。(4) 様々な年貢のところでも見られた。同じ年(昭和3年)に、大岩地区の辰見元次郎という人物が、史料1「馬場株助定帳」の入金項目※13で「一二月二五日小屋年貢半分 辰見元次郎入 石三六円五〇銭かい 七三銭」と、馬場株に対して小屋年貢を払っていたのだ。つまり、大岩の「辰見」は、馬場株と、馬場東株念仏講の二者に対して「小屋年貢」を払っているのである。「山年貢」「小屋年貢」の実態はよく分からないが、株以外の者が、馬場株「山」や「小屋」から何らかの利益を得て、その見返りとして「年貢」を払っていたのではないか。

(4) 教円寺との関わり

史料14「念仏講諸計記勘定簿」の入費の⑧には、「御布施二〇銭」とある。これは、誰に対して払っているのだろうか。「念仏講諸計記勘定帳」には、毎年、「寺御布施」あるいは「寺御礼」という出金項目が存在する。そのほとんどに寺の名前は書かれていないが、明治30年度・明治37年度・明治39年度にのみ、それぞれ「加藤御布施 一〇銭」「教円寺御布施料一〇銭」「教円寺御布施 一〇銭」とある。「加藤」とは、馬場株の教円寺の住職名であるから、この3例はすべて教円寺に対して御布施を払っていることを示している。ほかの年度に、寺の名前が上がっていないのは、馬場株にある教円寺に対する御布施なので書かなくても分かるから、省略していると考えて差し支えないだろう。毎年、教円寺に「御布施」を払っている事、また、「念仏講」という講名から、念仏講は、教円寺に念仏読経などの宗教行事を施してもらっていたのだろう。

(5) 議員の権利売買

「念仏講諸計記勘定帳」の中には、念仏講の議員をやめる人物がいたことを示す記録がある。表6「念仏講収支統計表」の、議員数(人数)の欄を見ると、明治42年までは19名だったが、明治44年からは18名になっている(注18)。また、大正7年度には、さらに1人減って17名になっている。史料17「念仏議員の権利売買」は、「念仏講諸計記勘定簿」から、議員減少に関する記録を抜き出したものである。これによると、明治45年度の出金項目に「北野伊之助買受金 上久保取替方 同人相渡シ」という記載があり、「北野伊之助買受金」の「二七円五〇銭」を「取替」えていた(立て替えていた)「上久保」に対して、講側から金を支払っている。つまり、講から、北野伊之助に金が支払われたことになる。また、史料17によると、大正6年度の出金項目には「三五円引」の明細に、「念仏講一部南ヨリ買受 大正七年二月二〇日 大北・前当屋の時」とある。その次の「三円三〇銭」は「有金六〇円七銭の

一人分」として「南渡す」となっている。即ち、「大北」と「前」が「当屋の時」に、念仏講が、南から講員の権利を「三五円」で「買受」たのである。そして、念仏講の「有金六〇円七銭」を講員数18名で割った金額「三円三〇銭」を、渡しているのである。

北野・南の2人が講員でなくなったことは、ほかの史料からもうかがえる。北野伊之助は、明治22年、同24年～38年という長期間に渡り、念仏講の共有田耕作者として、名が上がっている様子が表7「念仏講共有田耕作者」から分かる。しかし、(明治44年からの)史料13「馬場東株念仏講当屋願」(明治44年からの当屋名書上)に、名前が出てこない。一方の南は、史料13には、明治45年の当屋として、名前が見えるが、上から訂正線が引いてある。南は、明治45年には、当屋を担ったかもしれないが、後年、講員でなくなったためであろう。

以上、(1)～(5)まで、念仏講の活動を明らかにしてきたが、筆者が見ることの出来た「念仏講諸計勘定帳」などの史料群から言えば、「念仏講」という名から想像される宗教的な活動よりも、それ以外の経済活動の方が記載の量も、金額も比重が大きい。念仏講自体の活動の比重がこれらの経済活動にあったのではないかと考えられる。

第3節 村落(株)構造のありかた

第1節 馬場株と教円寺にまつわる講、第2節 個別の講については、馬場株全体で行っている活動やそれ以外の個別の講の実態を明らかにしてきた。ここでは、それらのうち、経済活動を通して、近代の村落構造の一面を明らかにしたい。

1. 馬場株の経済的階層性

第1節2. 馬場株の結合と教円寺では、大正3年の馬場株の火災について触れた。

その際、史料7「馬場株火災勘定帳」と、史料8「本堂庫裏再建寄付帳」という2つの史料を提示した。この史料7・8について、もう少し詳しく検討したい。史料7「馬場株火災勘定帳」の右側には、「金一〇円 免山英雄」から始まって、馬場株内外の80戸に及ぶ金とその支払者の書上がある。その合計が「計金 一六〇円五〇銭」である。この書上には、「但経費負担ハ罹災者ヲ除ク」という但し書きがついており、「八〇戸」を「経費負担者」と呼んでいる。また、その合計金額「計金 一六〇円五〇銭」が、「記」の部分の合計金額「メ一六〇円六五銭五厘」とほぼ一致する。この二つから、「記」の部分には、火災を消火する為にかかった費用を示し、それを「八〇戸」で負担していると判明する。つまり、馬場株の火災を消火するのににかかった費用を佐保地区全体で賄っているのである。

もう一方の史料8「本堂庫裏再建寄付帳」は、火災で本堂が焼失した教円寺を再建するための寄付金割当である。日付は大正5年12月20日で、火災からは2年ほど経っているが、火災で被害にあった人物でも、かなりの額の寄付金を割り当てられている様子がわかる(注19)。

また、史料7・8と同じく第1節2. 馬場株の結合と教円寺で提示した史料6「教円寺登高座新調寄付」でも、教円寺への寄付金額に個人差が出ている。

これらのうち、高座新調に際しての寄付額の多い者から順に、各データを表8に一まとめにしてみた。これを村落構造全体の中で考えるため、村内の農業経営に関するデータを加えた。

このデータは、佐保地区にある田から産する米に等級をつける為に記された「大正二年産米審査表」

からとったものである。「大正二年産米審査表」では、佐保地区の田、1番から83番までの各々について地主名・小作名、そして、その年に収穫した石高が分かる。一人の人物が、数ヶ所の田の地主である場合や、数ヶ所の田の小作人の場合もあるが、その場合でも、個人毎に数ヶ所分をまとめて石高表示した。

また、備考欄に第1節1.(2)で扱った「米寄講・麦寄講」において、大正4年度から昭和20年度までの間に売米・売麦を落札している者を示し、さらに第2節2.(1)共有田の経営で扱った念仏講共有田の耕作者を示した。例えば、昭和8年から20年までの間、念仏講共有田を耕作していた場合、「S8~20」という具合である(注20)。

こうして作成した表8をみると、村落構造が見えてくる。表8の②③④の欄の、金額の個人差は、いずれも、上位の番号(名前の左側)の人物ほど大きく、下位の者ほど額が小さくなっている。また、これは①の欄に示した地主・小作人とも通じることで、上位の者には、地主が多く、下位の者には圧倒的に小作人が多いのである。①から④までの指標をもとにして、馬場株内の階層性を考えるため地主が含まれる表8の17番までと、18番の間を境にして二つの層に分けておきたい。これらのデータの数値は連続的なので、ここで階層的に大きく断絶するわけではないが、この2層を今、仮に上層・下層と呼び、特徴を指摘しておこう。1番から17番までは、地主が中心であり、②③の欄から考えれば、それぞれの欄の最高金額からその約半額までを拠出している人物である。18番から39番までは、地主はおらず、小作人のみであり、また、②③の欄では、それぞれの最高金額の半額以下を拠出している者である。

ところで、表8の備考欄に注目すると、米寄講・麦寄講での米・麦落札者および念仏講共有田耕作者と、①の欄での上・下層を問わず小作を行っている者とが、ほぼ重なっている。小作人については、先程、表8の下層は小作人のみであると述べた。しかし、小作をしているのは、下層のものばかりではない。また、米・麦落札や、共有田耕作をしているのも下層の人物だけではない。例えば、上層に位置する者でも、6番・7番・8番と17番は、地主であるとともに小作も行っており、彼等も米麦を落札したり、共有田を耕作しているのである。このことから、小作や、講の経済活動には、ふたつの意味があると考えられる。即ち、下層者にとって、小作や講における経済活動(米麦落札・共有田耕作)は、零細な経済生活を助け、またそれに依存せざるを得ない性格のものだったと考えられる。一方、上層者にとっての小作とは、自己の経済活動を補充したり、拡大することを意味しているのではなからうか。つまり、講の経済活動は、上層・下層にとっては、異なる意味を持ちつつ、村落生活の基盤を支える役割をはたしていたと考えられるのである。

2. 講の相互扶助機能

第2節2.(5)講員の権利売買では、念仏講の講員をやめた人物を2名取り上げた。史料17「念仏講の権利売買」で記した「北野伊之助」と、「南」の2名である。史料17によると、「北野伊之助」は、講員をやめる際、「二七円五〇銭」を支給され、「南」も同様に「三五円」と「三円三〇銭」(合計すると三八円三〇銭)を支給されていた。このように、念仏講員をやめると、やめる人物に、一度に大きな金が入るのである。さらに日常的にも講員は年々の余剰の配分を受けることができた。

これらの事実から明らかになるのは、講が相互扶助的な機能を果たしていたことである。つまり、先の2名に限らず、一時に金の必要な場合には、講員をやめることで、多額の金を得、生活の足しにしているのである。また、共有田を約16年間に渡って耕作している者がいるのは、共有田耕作には、経営的

に耕作する土地を必要とする者、あるいは、困窮者を援けるという意味があったことを示している。

以上、1. 2. 項にわたり、経済面から、馬場株と講の関係について検討してきた。

その中で、小作や講の経済活動に、ふたつの意味があることが分かった。即ち、上層の者にとっては、小作や講の経済活動とは、自己の経済活動の幅を広げるものであり、下層の者にとって、これらは、まさに生活扶助の手段であった。だからこそ、馬場株内で上層に位置し、地主であると同時に小作もしている者が、共有田での小作などの講の経済活動に積極的に参加しているのであり、また一方では、株において下層に位置する者が、講の経済活動を長年担うことで、生活扶助につながっていたのである。このように、馬場株内では、上層も下層もそれぞれの理由から、講を必要としているのである。つまり、株のあり方が、講の結束をかため、また、講があるからこそ株の結束が保たれているのである。馬場株の分析により、講と株が、互いにそのあり方を規定しているという村落（株）の構造が明らかになったと考える。

おわりに

以上のように、第1節・第2節では、勘定帳を中心にして馬場株や個別の講を分析し、そのあり方を具体的に明らかにしてきた。また、第3節では、それをもとにして、馬場株の村落（株）構造を把握した。

筆者は、「はじめに」で、佐保地区の中でも馬場株だけ「神田講」に属せず、氏神が異なること、また、講が株内で完結している事実をあげ、そこから、馬場株の結束のかたさを特殊性として述べた。このように特殊な馬場株ではあるが、だからといって、第3節で明らかにした村落（株）構造が、他の村落では一切あてはまらないとは言えないだろう。なぜなら、馬場株は、講が株内で完結しているからこそ、講と株のあり方をより見やすいと考えるからである。

なお、本稿では、講のあり方を通して、村落（株）構造を明らかにしたので、それゆえの限界もある。株の全体像を掴むには、講の分析だけでは不十分であり、商業など、ほかの側面も視野に入れなければならないし、また、この村落（株）構造が、行政村の構造とどう関わっているか等、株外との関わりについては、本稿でやり残した課題である。

注

- (1) 本稿で筆者が使用する「村落（株）構造」という語の「村落」とは、馬場株等の「株」を指している。それゆえ、「村落（株）構造」と表現するのである。
- (2) 『日本歴史地名大系28 大阪府の地名1』平凡社より
- (3) 史料2の一二月二〇日の山売の詳細を示す売上帳がないので、最も年次の近い昭和6年の「共有山字宿山南向小原 同下代松立毛売帳」を参考とした。
- (4) 本稿で使用した馬場株の史料には、このように名前を省略して書いている場合があるので、筆者が確定できる範囲で補って記すことにする。
- (5) 第2節で扱う馬場東株念仏講文書の「念仏講諸計勘定簿」のなかにも、共有田経営に関して「米駄賃」という名目で、念仏講から出金している形跡がある。「念仏講諸計勘定簿」では、「米駄賃」は、年によって同じ金額で「手数料」と記されており、このことから「米駄賃」とは、米を換金するなど、何らかの手数料と推察する。
- (6) 但し、落札者名が、史料1※9「南福松」と、史料3⑦「小西小七郎」で、異なっている。

- (7) 史料3「毎年米麦取納控」には、具体的な寺の名前はでてこない。つまり、どの寺か記さずとも、株の人間には分かる寺＝馬場株にある寺＝教門寺、だからではないだろうか。また、馬場株が教門寺を経済的に支える事例が他にもある（後述）ことから、米寄講・麦寄講で米や麦を納めているのは、教門寺であると考えられる。
- (8) キリン商会製菓工場は、明治40年12月に馬場に設立された。本社は、大阪市道修町の薬種問屋キリン商会株式会社で、当時、関西屈指の会社であった。従業員は7名に過ぎなかったが、大正時代の終わり頃には産額一四万二〇〇〇円に達した。昭和9年の水害により、中河内郡に移転した。（『茨木市史』より 1969）
- (9) 聞き取り調査により、佐保地区では、水路のことを「井手」とよんでいることが分かっている。農業用水の場合、例えば「大目井手」など、固有名詞をつけている場合が多い。
- (10) 辰見は、佐保地区の北東にある大岩地区の住人である。
- (11) 庄ノ木、免山の位置は、本書P. 7～8 参照。
- (12) 『綜合清溪村史』について。清溪村とは、明治22年の市制町村制で佐保・泉原・千提寺・高山を一括した名称。著者の奥野慶治は、泉原の人で、清溪小学校の教師をしていた。『綜合清溪村史』は、清溪村全域の村制・教育・産業・風俗などの総合的な叙述が成された著書であるが、総合的であるがゆえに表面的で、個別の具体例を詳細に取り上げ、村落（株）の構造を掘りままでには至っていない。202頁。
- (13) 史料4の昭和3年度報恩講の当番については、「谷 基太郎 外五名」と省略されているが、明治39年から大正7年までは、「大正七年八月一六日 当番 西野定次郎 大谷留次郎 大谷庄太郎 西野 秀次郎 大南兵太郎」というように、「当番」である六名の名が省略されずに記されている。
- (14) 史料6・7・8での寄付金の個人差については、第3節で改めてふれることにする。
- (15) 表1には、下伊勢講の構成員の欄も設け、この様子を示してある。
- (16) 大正2年度の参宮人は、実際には大正3年に参宮しており、史料11と史料12の1年のずれは、ここに起因しているのであろう。
- (17) 但し、史料14の⑥に、「六人仲間山売入費三分一 一円九〇銭」とあるように、[「入費」、即ち費用が入金項目に含まれているのには疑問を感じるが]この年に「下代小原」の売払があったという事実は確認できる。
- (18) 明治43年度は、原史料に、取入と支出の差引額および配当の記載がないので、筆者が補った。このため、正確な人数は分からない。
- (19) 史料8をもとに設けた表8の③④欄を参照。「M」は明治、「T」は大正、「S」は昭和を指す。「米」は、米寄講での売米落札者、「麦」は、麦寄講での売麦落札者を指す。
- (20) 第2節2.(1)共有田の経営で述べたように、念仏講には共有田が5つ存在していた。講員のなかには、同時に複数の共有田を耕作している者がいるが、表8では、5つの共有田の区別はしていない。

表1 馬場株構成員と各講構成員

No.	名 前		名 前	各 講 員	
	東 馬 場 株 構 成 員	西 馬 場 株 構 成 員		東 馬 場 株 構 成 員	西 馬 場 株 構 成 員
1	橋本 寿一	○	31	伊崎 功治	○
2	辻 隆雄	○	32	西野 幸太郎	○
3	松 七郎	○	33	上原 昌之助	○
4	大上 泰之助	○	34	大上 伊太郎	○
5	大上 泰之助	○	35	井ノ元 小次郎	○
6	伊崎 清成	○	36	伊崎 新吾	○
7	伊崎 清成	○	37	伊崎 伊太郎	○
8	大上 泰之助	○	38	伊崎 善吉	○
9	橋 昭三郎	○	39	下江 善也	○
10	川崎 善三郎	○	40	伊崎 善吉	○
11	大上 泰之助	○	41	大上 泰之助	○
12	大上 泰之助	○	42	伊崎 善吉	○
13	大上 泰之助	○	43	伊崎 善吉	○
14	伊崎 善吉	○	44	伊崎 善吉	○
15	伊崎 善吉	○	45	伊崎 善吉	○
16	大野 源太郎	○	46	伊崎 善吉	○
17	大上 泰之助	○	47	伊崎 善吉	○
18	大上 泰之助	○	48	伊崎 善吉	○
19	小原 小七郎	○	49	伊崎 善吉	○
20	伊崎 善吉	○	50	伊崎 善吉	○

(出典：2019年)

- ・馬場株構成員 馬場株基本財産共有山経営のM&S、Z/78より明細45年時点
- ・東馬場、西馬場構成員 在馬場馬場基本財産控除T14、12/12より、大上E15～E17年
- ・馬場株構成員 馬場村方「念仏講議事録」M31、10/2より 昭和40～大正4年
- ・丸日講構成員 馬場村方「丸日講議事録」M35、8/79より昭和40年時点
- ・上伊崎講構成員 上講下伊崎連合会控除M31、1/より昭和40年時点
- ・下伊崎講構成員 伊崎下伊崎連合会「馬場伊崎連合会」M45、Z/78より昭和45年時点
- ・馬場株念仏講構成員 元東株念仏講中「馬場伊崎計帳附記簿」M46、B12より昭和45年時点

表2 馬場株共有山木材売払帳リスト

No.	名 前	年 代	作 成 年
1	伊崎 善吉	大正13/1	伊崎 善吉
2	伊崎 善吉	大正13/2	伊崎 善吉
3	伊崎 善吉	昭和11/12	伊崎 善吉
4	伊崎 善吉	昭和11/12	伊崎 善吉
5	伊崎 善吉	昭和11/12	伊崎 善吉
6	伊崎 善吉	昭和11/12	伊崎 善吉
7	伊崎 善吉	昭和11/12	伊崎 善吉
8	伊崎 善吉	昭和11/12	伊崎 善吉
9	伊崎 善吉	昭和11/12	伊崎 善吉
10	伊崎 善吉	昭和11/12	伊崎 善吉

表3 米寄講・表寄講の金納者

No.	米 寄 講		表 寄 講	
	東 馬 場 株 構 成 員	西 馬 場 株 構 成 員	東 馬 場 株 構 成 員	西 馬 場 株 構 成 員
1	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
2	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
3	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
4	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
5	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
6	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
7	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
8	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
9	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
10	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
11	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
12	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
13	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
14	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
15	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
16	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
17	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
18	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
19	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
20	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○

表4 報恩講当番

No.	東 馬 場 株 構 成 員		西 馬 場 株 構 成 員	
	東 馬 場 株 構 成 員	西 馬 場 株 構 成 員	東 馬 場 株 構 成 員	西 馬 場 株 構 成 員
1	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
2	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
3	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
4	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
5	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
6	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
7	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
8	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
9	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
10	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
11	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
12	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
13	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
14	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
15	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
16	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
17	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
18	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
19	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○
20	伊崎 善吉	○	伊崎 善吉	○

表5 念仏講共有山経営の収支項目

No.	収 入 項 目		収 入 額
	東 馬 場 株 構 成 員	西 馬 場 株 構 成 員	
1	伊崎 善吉	○	73,370
2	伊崎 善吉	○	4,700
3	伊崎 善吉	○	18,245
4	伊崎 善吉	○	2,038
5	伊崎 善吉	○	0,230
6	伊崎 善吉	○	43,355
7	伊崎 善吉	○	73,370
8	伊崎 善吉	○	1,900
9	伊崎 善吉	○	140,500
10	伊崎 善吉	○	73,300
11	伊崎 善吉	○	3,600

表8 馬場株構成員の寄付金等ランク

No.	①			②			③			④			⑤
	個人 個人名	法人 法人名	金額	個人 個人名	法人 法人名	金額	個人 個人名	法人 法人名	金額	個人 個人名	法人 法人名	金額	
1	東洋(株)小代(会)		17.5	TT	TS	13.25							
2	8.4		3.5			200							
3	8.4		3.5			200							
4	14.0		3.2			5.0							
5	3.2		3.2			200							
6	1.6		2.8			2.8							
7	4.6		5.2			2.5							
8	1.4		2.4			2.5							
9	5.2		2.8			2.5							
10	4.6		2.8			2.8							
11			1.6			2.8							
12			2.8			3.0							
13	13.6		2.1			2.1							
14	1.4		12.6			2.1							
15	1.4		2.1			3.0							
16	4.6		2.1			3.0							
17	3.2		2.8			1.2							
18			8.6			1.5							
19			4.6			1.5							
20			13.1			1.5							
21			1.5			1.5							
22			6.0			1.5							
23			2.4			1.5							
24			8.6			1.5							
25			8.6			1.5							
26			14.0			1.8							
27			15.4			1.8							
28			14.3			1.8							
29			14.3			1.8							
30			9.0			1.8							
31			8.4			1.8							
32			8.4			1.8							
33			6.4			0.7							
34			2.8			0.7							
35			8.4			0.7							
36			8.4			0.7							
37			17.5			0.7							
38			2.8			0.7							
39			1.0			1.0							

表7 念仏講共有田耕作人 (M22~43)

No.	氏名	住所	1945年		1946年		1947年		1948年	1949年	1950年
			耕作	耕作	耕作	耕作					
827	一石	
828	
829	
830	
831	
832	
833	
834	
835	
836	
837	
838	
839	
840	
841	
842	
843	

表6 念仏講収支統計表

年度	収入	支出	繰上金	繰下金	繰越金
昭和22	24,196	8,877	11,657	0	1,599
昭和23	22,172	11,642	15,137	0	8,798
昭和24	19,418	10,479	12,809	0	4,899
昭和25	25,119	15,483	14,447	0	6,738
昭和26	28,889	17,262	21,117	0	11,119
昭和27	29,205	7,679	21,713	0	1,994
昭和28	33,990	12,444	21,446	0	1,109
昭和29	36,115	24,207	27,452	0	1,889
昭和30	48,711	5,160	21,171	0	1,448
昭和31	42,902	11,360	20,449	0	1,606
昭和32	38,105	12,109	122,800	0	11,200
昭和33	46,471	28,009	7,012	0	8,000
昭和34	142,289	126,959	4,269	0	-
昭和35	82,497	12,105	43,425	0	2,200
昭和36	83,826	17,877	15,429	0	3,200
昭和37	48,029	9,155	52,200	0	2,000
昭和38	91,355	9,155	52,200	0	2,000
昭和39	175,959	21,519	174,159	0	16,000
昭和40	198,315	18,779	178,415	0	18,000
昭和41	118,239	12,790	100,075	0	8,000
昭和42	182,658	28,709	139,900	0	7,000
昭和43	198,749	28,000	64,000	0	4,000
昭和44	176,240	21,700	106,000	0	8,000
昭和45	176,240	21,700	106,000	0	8,000
昭和46	118,239	12,790	100,075	0	8,000
昭和47	182,658	28,709	139,900	0	7,000
昭和48	187,429	12,729	134,115	0	13,000
昭和49	177,840	11,940	66,100	0	3,000
昭和50	67,779	4,979	61,000	0	2,000
昭和51	104,528	6,200	73,700	0	4,000
昭和52	77,700	8,700	46,000	0	4,000
昭和53	82,310	12,820	65,000	0	4,000
昭和54	78,710	16,000	54,000	0	2,000
昭和55	90,159	14,420	47,000	0	3,000

元業株中心念仏講計(念仏講)明細表(昭和22~55)
 収入・支出の差し引きなきご署名史料に計開圖いがある場合は、
 その差引表を記す。

①大正2年米米審査式(佐保)
 ②史料6 教門寺「皇宮新開附丁」7/2
 ③史料7 大寺伝「大正三年八月二十二日馬場火災助産帳」
 ④史料8 教門寺「皇宮前町本堂庫内遺寄付帳」15. 12/70
 ⑤元業株事務「伊本米家収貯」14. 1-
 ⑥元業株「念仏講簿計」(念仏講)明細表(昭和22~55)
 ⑦元業株「念仏講簿計(記開定簿)」40. 昭4-
 ⑧元業株「念仏講簿計(記開定簿)」40. 昭4-

史料1 馬場株勘定帳

(1814) 江戶 三浦屋次郎

日付	仕入	出	残高
12月1日
12月2日
12月3日
12月4日
12月5日
12月6日
12月7日
12月8日
12月9日
12月10日
12月11日
12月12日
12月13日
12月14日
12月15日
12月16日
12月17日
12月18日
12月19日
12月20日
12月21日
12月22日
12月23日
12月24日
12月25日
12月26日
12月27日
12月28日
12月29日
12月30日
12月31日

日付	仕入	出	残高
1月1日
1月2日
1月3日
1月4日
1月5日
1月6日
1月7日
1月8日
1月9日
1月10日
1月11日
1月12日
1月13日
1月14日
1月15日
1月16日
1月17日
1月18日
1月19日
1月20日
1月21日
1月22日
1月23日
1月24日
1月25日
1月26日
1月27日
1月28日
1月29日
1月30日
1月31日

史料2 共有山字宿山南向小原同下代松立毛禿松帳

(1810) 尾張藩中 共山字宿山南向小原同下代松立毛禿松帳

日付	仕入	出	残高
12月1日
12月2日
12月3日
12月4日
12月5日
12月6日
12月7日
12月8日
12月9日
12月10日
12月11日
12月12日
12月13日
12月14日
12月15日
12月16日
12月17日
12月18日
12月19日
12月20日
12月21日
12月22日
12月23日
12月24日
12月25日
12月26日
12月27日
12月28日
12月29日
12月30日
12月31日

史料3 毎年米取納帳

(1810) 各領地帳 毎年米取納帳 天保12年

日付	仕入	出	残高
12月1日
12月2日
12月3日
12月4日
12月5日
12月6日
12月7日
12月8日
12月9日
12月10日
12月11日
12月12日
12月13日
12月14日
12月15日
12月16日
12月17日
12月18日
12月19日
12月20日
12月21日
12月22日
12月23日
12月24日
12月25日
12月26日
12月27日
12月28日
12月29日
12月30日
12月31日

史料9 伊勢請当番付

伊勢請当番(1) 140正 伊勢請当番奉行

御届出 1. 31. 25. (日付)	
番	氏名
101	大谷 豊直
102	大谷 豊直
103	大谷 豊直
104	大谷 豊直
105	大谷 豊直
106	大谷 豊直
107	大谷 豊直
108	大谷 豊直
109	大谷 豊直
110	大谷 豊直
111	大谷 豊直
112	大谷 豊直
113	大谷 豊直
114	大谷 豊直
115	大谷 豊直
116	大谷 豊直
117	大谷 豊直
118	大谷 豊直
119	大谷 豊直
120	大谷 豊直

伊勢請当番(2) 8 400正

御届出 1. 31. 25. (日付)	
番	氏名
201	大谷 豊直
202	大谷 豊直
203	大谷 豊直
204	大谷 豊直
205	大谷 豊直
206	大谷 豊直
207	大谷 豊直
208	大谷 豊直
209	大谷 豊直
210	大谷 豊直
211	大谷 豊直
212	大谷 豊直
213	大谷 豊直
214	大谷 豊直
215	大谷 豊直
216	大谷 豊直
217	大谷 豊直
218	大谷 豊直
219	大谷 豊直
220	大谷 豊直

史料10 明治41年参下迎勤定帳

(伊勢) 伊勢町 伊勢町役所 明治41年参下迎勤定帳

番	氏名	役名
1	大谷 豊直	町長
2	大谷 豊直	町議
3	大谷 豊直	町議
4	大谷 豊直	町議
5	大谷 豊直	町議
6	大谷 豊直	町議
7	大谷 豊直	町議
8	大谷 豊直	町議
9	大谷 豊直	町議
10	大谷 豊直	町議
11	大谷 豊直	町議
12	大谷 豊直	町議
13	大谷 豊直	町議
14	大谷 豊直	町議
15	大谷 豊直	町議
16	大谷 豊直	町議
17	大谷 豊直	町議
18	大谷 豊直	町議
19	大谷 豊直	町議
20	大谷 豊直	町議

史料12 伊勢参当人帳

(伊勢) 伊勢町 伊勢町役所 明治41年参当人帳

番	氏名	役名
1	大谷 豊直	町長
2	大谷 豊直	町議
3	大谷 豊直	町議
4	大谷 豊直	町議
5	大谷 豊直	町議
6	大谷 豊直	町議
7	大谷 豊直	町議
8	大谷 豊直	町議
9	大谷 豊直	町議
10	大谷 豊直	町議
11	大谷 豊直	町議
12	大谷 豊直	町議
13	大谷 豊直	町議
14	大谷 豊直	町議
15	大谷 豊直	町議
16	大谷 豊直	町議
17	大谷 豊直	町議
18	大谷 豊直	町議
19	大谷 豊直	町議
20	大谷 豊直	町議

史料13 馬場某株念仏講当屋順番附

(伊勢) 伊勢町 馬場某株念仏講 明治41年当屋順番附

番	氏名	役名
1	大谷 豊直	講主
2	大谷 豊直	講主
3	大谷 豊直	講主
4	大谷 豊直	講主
5	大谷 豊直	講主
6	大谷 豊直	講主
7	大谷 豊直	講主
8	大谷 豊直	講主
9	大谷 豊直	講主
10	大谷 豊直	講主
11	大谷 豊直	講主
12	大谷 豊直	講主
13	大谷 豊直	講主
14	大谷 豊直	講主
15	大谷 豊直	講主
16	大谷 豊直	講主
17	大谷 豊直	講主
18	大谷 豊直	講主
19	大谷 豊直	講主
20	大谷 豊直	講主

史料17 念仏議員の権利赤買

(伊勢) 伊勢町 念仏議員の権利赤買

番	氏名	役名
1	大谷 豊直	議員
2	大谷 豊直	議員
3	大谷 豊直	議員
4	大谷 豊直	議員
5	大谷 豊直	議員
6	大谷 豊直	議員
7	大谷 豊直	議員
8	大谷 豊直	議員
9	大谷 豊直	議員
10	大谷 豊直	議員
11	大谷 豊直	議員
12	大谷 豊直	議員
13	大谷 豊直	議員
14	大谷 豊直	議員
15	大谷 豊直	議員
16	大谷 豊直	議員
17	大谷 豊直	議員
18	大谷 豊直	議員
19	大谷 豊直	議員
20	大谷 豊直	議員

史料11 伊勢講作徳勘定簿

OSU-2-イ5)「伊勢講作徳勘定簿」明治38.正.11より

年度	収入	支出	差引	残金	備考
12年度	35,372	14,578	20,794	1,794	作徳1石4斗4升2合 - ※a 1戸につき1円配当 - ※c
	19,000	1,794	0,370	2,175	又37銭 尾崎へ預け
	2,175	(2,184)	7,000	0,400	伊勢参院(國司)二付講中より2人(○)旅費二歳す 大正三年1月11日 当議者 大上無次郎 大上勝三郎
	0,400	0,600	2,775	0,600	右三金は一入前二付40銭出し 残り60銭入尾崎預金 二口合計 全くの尾崎預金
13年度	20,440	22,215	17,655	0,655	作徳 - ※a 13年度余金出ス
	17,660	12,000	0,660	0,660	年中結算 白米8升, ざこ, にしん, 米入費及駄賃共 白米4升2合代 北浦岩次郎二貸付 - ※1 尾崎へ一部二預ケ
14年度	21,900	1,360	0,660	0,660	4年度作得 1石4斗代 - ※a 同年利息 同年余金
	31,920	8,750	15,170	15,000	年中結算 白米8升代, 米駄賃, 雑魚, にしん, 酒 乾へ貸付 - ※2 尾崎へ預ケ
15年度	28,700	2,870	0,170	0,170	検査料共引残り 15年度作得1石4斗2050軒駄賃八入費 - ※a 貸金利息 15年度余金出ス
	31,730	22,470	22,000	0,470	年中役場借 白米8升代, 酒, にしん, ざこ 川畑金松二貸附ケ - ※3 尾崎二預ケケル
16年度	38,640	4,720	0,470	0,470	T6度1石4斗作得代 - ※a T6度利子合計 - ※a 5年度余金分
	43,830	4,020	2,400	0,490	年中結算 白米8升代 米駄賃入費(出)検査料 石二付2円用湯分 酒7升 - にしん - 雑魚
	47,400	12,950	30,880	+59,000	北浦・乾・川畑貸金貸附ケ - ※4 (※1+※2+※3) 是を19人に割, 1人分4,60円配当 - ※c
	47,400	0	0	0	尾崎へ預ケ
18年度	95,200	1,265	96,465	5,600	米1石4斗駄賃入費(出)検査料引 - ※a T7年度余金出ス - ※a
	1,000	1,000	0,285	0,874	白米8升代 年中結算 伊勢田替講二付酒8合下菓子20銭 井ノ本私, - ※b 同用酒1升代 谷佐太郎私 広井手士管代 酒4升 - にしん - ざしごこ
	28,709	75,756	75,000	0,756	乾七右工門貸付 - ※5 尾崎預り
19年度	42,000	5,250	0,750	48,000	作徳1石4斗代 - ※a 貸附利子 前年度余金出ス
	5,220	2,000	4,050	11,270	年中結算り 土下費 にしん300目・ざこ1升・白米8升
	36,730	75,000	111,730	(114,000)	乾七右工門より返金 - ※6 是ヲ19名割 1人前6円配当 - ※c 不足尾崎預へ
	2,270	2,270	70,000	3,060	10年度作得1石4斗代50円がへ 前年度米代金繰戻し分
110年度	70,000	71,060	6,400	6,810	10年度作得1石4斗代50円がへ 前年度米代金繰戻し分
	4,810	5,810	25,000	8,500	白米8升代 年中結算 田替講代 - ※b [必] がい1斗7升分 前年度分金不足金 にしん, ざこ, 酒(谷・井ノ本)
	2,270	7,770	54,750	18,310	是ヲ19人二割分 1人前1円配当 - ※c 不足尾崎預へ
	0,700	(19,000)	0,700	0,700	
111年度	勘定入金	1/11 100.0	37,800	6,890	大上和三郎氏加入二付 宅株代金トシテ入ル 11年度米1石4斗ノ入金 - ※a 前年度勘定口入金
	144,690	3,200	0,450	0,460	白米8升代 雑魚一升代 にしん代
	16,900	5,000	0,700	7,090	酒4升代 谷 井 本 私 前年度勘定不足尾崎へ戻す 年中結算
	127,790	7,790	1,250	1,250	是ヲ20人に割老人前6円配当 - ※c 残金 尾崎へ預ケケル 内 酒1升追戻 尾崎預へ
	127,790	0	0	0	

※()内の数字と十の記号は筆者付けし。

史料14 念仏講諸計記勘定簿

OX10-1念フ-10) 元暦稿中「念仏講諸計記勘定簿」44頁目上ヨリ

昭和19年度 入金	単位(円)	①	②(94,95円)
前年度残金	6,800		
16年1月 石3月1日勘定	西野正吉	28,000	
前年度残金	3,115		
6年2月分合 石3月3日分	大上和三四郎	30,815	
前年度残金	2,150		
4年7月 3月分合	大上象之助	13,800	
前年度残金	0,710		
1年5月	大上徳一郎	4,850	
前年度残金	0,400		
1年5月 3月分合	前広太郎	2,840	
10月賃 稲巻		0,400	
小僧俸 延見より		0,710	
六人俸閉込入金費 三分一ス		1,900	
山伏代金	140,800	③	
合計	217,120		
入費			
廻升 稲巻(太郎)	2,600		
廻升 井元	2,600		
白米7月代	2,800		
廻留 井手重新(ママ)	上久保隆へ	0,700	
炊費不足	4,410		
廻留金	0,700	④	
合計	13,110		
差引			
是月7日 前1 名12月10日勘定	734,110		
残引 上久保隆分	(274,200)		
山伏金 東海代払	4,610		
金夕御り金	3,000		
	1,810 (ママ)		

※ []内は算行付足し。

史料15 念仏講共有田耕作人切換

OX10-1念フ-14) 元暦稿念仏講中「所得米記録簿」15、2/20改正より

● 大正6年2月10日改正			
字御田	124石	前 広太郎	①
字御野	123石5合	小西 小七郎	②
字御高コウバ	4石5合	前 広太郎	③
字御田	1石7斗	前 広太郎	④
字御田	1石5合	小西 小七郎	
合計	271石15合		

本年より右全部十ヶ年の間耕作の約定なり
大正7年2月10日

● 大正12年4月19日改正			
廻留 人前御田	1石1斗	西野 正吉	①
廻留 同	1石5斗	大上 徳一郎	②

向フ十年間

● 大正15年より向フ年			
アイ草	6年2月5合	大上 和三四郎	③
高野コウバ	4年2斗	大上 象之助	④
廻留 早稲	3石	前 広太郎	⑤

OX10-1念フ-15) 東條念仏講「田圃米記録簿」55、2/20より

● 昭和2年2月10日改正			
字御田	1石 3斗	作人 大上 和三四郎	①
字御野	6斗 4合	作人 前 広太郎	②
字御高コウバ	4石 3斗	作人 前 広太郎	③
字御田	1斗5升	作人 上久保 七之助	④
字御田	1石1斗	作人 前 広太郎	⑤
合計	7石1斗2合		
● 右十ヶ年耕作の約定なり			

史料16 念仏講共有山立木売帳

OX10-1念フ-16) 元暦稿中「念仏講共有山立木売帳」67頁目上ヨリ(1)-(1)

昭和14年1月10日 念仏講平字御野山立木売帳			
約集(口)			
約集子の約集(196年3月29日勘定の事)			
第1集約 諸札	大上隆盛太郎	2,914 (単位:円)	
第2集約	川原倉松	12,315	
第3集約	全人喜	11,295	
第4集約	大上隆盛太郎	12,588	
第5集約	岩倉三郎	18,804	
合計	77,822	①	
● 諸札	川原倉松	53,441	
札代	福松二郎	8,520	
子息口分	上野小三郎	7,860	
合計	11,380	②	
二口	11,380	③+④	
入費部			
水牛等 半蔵1郎	大志伊太郎	0,500	
163 白米4石	大上隆盛太郎	0,870	
牛飼自白	岩倉三郎	0,000	
船山口	大志伊太郎	0,100	
大引升	岩 三三郎	0,000	
1/100	井元小次郎	1,300	
諸札		0,400	
		3,270	⑤
廻升 下野	0,300		
廻升 井之元	0,500		
代 札 上久保	0,400		
廻升	0,100		
小	1,360	⑥	
二口	4,660	⑦+⑧	
平蔵1郎	8,500	⑨	
合計	15,720	⑩+⑪+⑫	
	15,720	⑬+⑭+⑮+⑯	
		⑰(山由立木売帳)と対応	

◎ 念仏講平字御野山立木売帳(昭和13年)

第1集約	大志伊太郎(平字御野-領主)	代金	4,510
第2集約	岩倉三郎(平字御野-領主)	代金	3,300
第3集約	井元小次郎(平字御野-領主)	代金	8,910
計		16,720	
		16,720	⑰(山由立木売帳)と対応

◎ 念仏講平字御野山立木売帳(昭和13年)

人札帳別記 諸札 小引	代	13,100	
	西野太郎	代	20,320
合計		41,520	
		41,520	⑱(山由立木売帳)と対応

◎ 念仏講平字御野山立木売帳(昭和13年)

第1集約	大志伊太郎(平字御野-領主)	代金	3,500
第2集約	岩倉三郎(平字御野-領主)	代金	3,300
第3集約	井元小次郎(平字御野-領主)	代金	8,910
計		15,710	
		15,710	⑲(山由立木売帳)と対応

◎ 念仏講平字御野山立木売帳(昭和13年)

人札帳別記 諸札 小引	代	13,100	
	西野太郎	代	20,320
合計		41,520	
		41,520	⑱(山由立木売帳)と対応

◎ 念仏講平字御野山立木売帳(昭和13年)

第1集約	大志伊太郎(平字御野-領主)	代金	3,500
第2集約	岩倉三郎(平字御野-領主)	代金	3,300
第3集約	井元小次郎(平字御野-領主)	代金	8,910
計		15,710	
		15,710	⑲(山由立木売帳)と対応

◎ 念仏講平字御野山立木売帳(昭和13年)

人札帳別記 諸札 小引	代	13,100	
	西野太郎	代	20,320
合計		41,520	
		41,520	⑱(山由立木売帳)と対応

◎ 念仏講平字御野山立木売帳(昭和13年)

第1集約	大志伊太郎(平字御野-領主)	代金	3,500
第2集約	岩倉三郎(平字御野-領主)	代金	3,300
第3集約	井元小次郎(平字御野-領主)	代金	8,910
計		15,710	
		15,710	⑲(山由立木売帳)と対応

◎ 念仏講平字御野山立木売帳(昭和13年)

人札帳別記 諸札 小引	代	13,100	
	西野太郎	代	20,320
合計		41,520	
		41,520	⑱(山由立木売帳)と対応

※ []内の数字、①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱は算行付足し。

III. 歷史環境調查 (II)

第1章 水利・その他現地調査の成果

免山 篤・井藤暁子

はじめに

本地域の地域性・歴史性を理解するための基本調査として、水利調査を中心とした現地調査を重視した。調査に際しては、逐一氏名をあげさせていただくことは出来なかったが、地区自治会長、実行組合長、公民館長をはじめ、地元の方々の多くのお世話になった。成果をまとめるにあたり、まず、謝意を表す次第である。

千提寺は、下音羽とともにキリシタンの里である。泉原は中世の泉原城が知られている。佐保も中世の砦や城、またクルス（栗栖）山と呼ばれる中世墓地があり、名称からキリシタンと関係があるのか問題にされている。泉原が集村であるのに対して、佐保は6集落に分かれている。泉原と佐保では何か歴史的な違いがありそうである……。今回調査は、期間が限られていることもあり、基本的な調査は集約せざるを得ない。したがって、今回調査の実施計画書で一番の目標にされているキリシタン調査にスポットを当てつつ、以上、千提寺・泉原・佐保の3地区を対象に、基本的には「遡及法を基とした悉皆調査」を実施した。現況を記録する調査に基づき、現代→近代→近世→中世へと、一つずつ過去を遡って歴史を考えていくという方法である。

結果として、千提寺、泉原については、中世の名田と名主の書き上げ文書を確認することができたので、現地調査結果との対比により多少の推測を述べる事が出来るようになった。佐保については、この点、残念ながら不明のままである。しかし、3地区ともに、水利を中心とした基礎的な現地調査は終了することができた。

以下、簡単になってしまったが、水利調査に付随して字名・集落構成・寺社・墓地・石仏・その他分布調査を実施した成果を述べたい。

第1節 調査の方法

A. 字名調査

北部丘陵地域を理解するために最初に実施したのが字名調査である。対象範囲は、茨木市の西国街道より以北とし、これについては茨木市のお世話になった。箕面市栗生間谷、豊能郡豊能町高山については、関係資料によって付加した。字名成果については、第2章を参照されたい。

B. 水利調査

調査目的 水利調査は、農業用水利を対象とした。ただし、飲料水・生活用水・排水などについて述べた部分もある。

本地域で過去に実施された水利調査は、

①茨木市北部丘陵地区開発整備事前調査（農林業調査）

昭和59年3月

- ②国際文化公園都市建設事業に係る環境影響評価（現況評価） 平成元年6月
 ③茨木市教育委員会『わがまち茨木』水利編 平成3年3月
 ④北大阪丘陵地区水利調査 平成4年8月

①②④は、いずれも大阪府、住宅・都市整備公団の北部丘陵地区開発事業に伴うものである。④については、佐保地区以南を対象に水利灌漑範囲図を作成された。今回調査においても大いに参考にさせていただいた。その他、実施年度がわからないが、大阪府による「ため池機能分級調査表」が作成されている。③は、「我々の生活になくはならない水」という観点から、市内を流れる川や池・井戸・井堰を対象に、川の氾濫や祭り事など関連事項を加えて歴史を掘り起こすための調査を実施されている。

しかしながら、以上の調査については、本調査と目的、範囲、方法とを異にしている。今回調査は、現況調査であるとともに、歴史環境「復原」調査を兼ねた基本調査図を作成することを目的に実施しているからである。したがって、耕作地1筆単位で水の出入りに関する記録、その他、必要に応じて水路、耕作地に関する事項、また、地域の歴史を示す事項についての記録を取ることを基本とした。

調査地域 茨木市千提寺・泉原・佐保

調査期間 平成9年9月～平成10年8月

調査担当者 免山 篤・井藤暁子（補助員 武智陽子）

基本地形図 大阪府作成「1:2,500 地域計画図（地形図）」を利用。ただし、耕作地については、山間部の棚田の特徴を表現するために、本調査で確認し直した。

現地調査 川に設置した井堰・池・湧水・井戸など水源地から、1筆単位の耕作地に至る水路と水の流れを記録した。1筆の耕作地については、水の取水口と排水口を記録した。耕作地の地目については、水田・畑地・休耕地などの別を示した。ただし、別図の整図には表現しなかった。

水利慣行 水利に関する慣行の聞き取り調査を実施しなかった。これは、水利に関する歴史的な事項を表している場合が多いからである。しかし、本地域では、開発によって耕作地が減り水余り状態になっていること、昔から水が広範囲を潤す例が少なかったためか、水利慣行に関する話はほとんど聞くことができなかった。

ほ場整備事業 今回調査の泉原・佐保の低地平坦部においては、大阪府、茨木市が「ほ場整備事業」を実施済みが多かった。この部分については、1:1,000の旧状調査図が作成されているが、調査の観点が異なるため、直接に旧状調査図を加工、利用するには至らなかった。これについては大阪府北部農と緑の総合事務所のお世話になった。しかし、泉原については、ほ場整備事業実施部分の現状調査も加え、水源地をたどる調査として重点実施した。佐保は、ほ場整備実施地区についての現状調査は行わなかった。

水利図の作成 水利調査の結果は、「大阪北部丘陵地域水利現況図」と称し、1:2,500図を分割製図し、9枚の別図に仕立てた。すなわち、水がどこで取水され、どのように耕作地を潤し、最後は他の水路への補水になるのか、そのまま川や排水溝へ返ってしまうのかなど、用水の利用については本図で理解できるようにした。

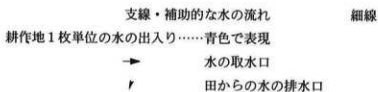
耕作地 …黒色。棚田の重なり状況がわかるように表現した。

道 …地形図に記入されていなかった道 黒色点線

水路 …青色直線で表現した。

基幹水路

太線



C. 集落構成調査

株、講組織など。一般的な調査はII. 民俗・社会環境調査、III. 歴史環境調査（I）第3・9章に譲る。ただし、本調査に関連する特徴的な事項については記録した。

D. 寺社・墓地・石仏・その他分布調査

千提寺・泉原・佐保の水利現況図を作成した地区においては、村堂や、その他、歴史的な事項を示すものについては地点を記録した。

なお、当初、水利現況図は、先に述べたように歴史環境復原図を兼ねているので、寺社・墓地のほか石造遺物の所在地なども付し、全体的に現地での現況がわかる情報を折り込むようにしたいと思っていた。しかしながら、最近では石仏などの盗難が多く、個別情報を伏せざるを得ない状況に立ち至っている。したがって、大まかな報告にならざるを得なかった点をお許し願いたい。

第2節 現況調査の成果

1. 水利調査

時間的な制約があり、水路の現況調査図の作成を第一義とした調査になった。しかし、本調査地域は、山間部でありながら、山の幸、農作物にも恵まれた地域だったのではないかと。本地域には、江戸時代、「生保たくら（洗柿）、大岩もも（山もも）、泉原松茸、佐保ながら（洗柿）、高山牛蒡、しかも千提寺は米の飯」の戴れ唄があったという。

もともと、茨木北部丘陵地域は酒米で有名であったが、この酒米で良いのは福井・佐保止まりで、それより高所の泉原になると、米質が変わってしまったということを聞かされた。

水利関係の名称

泉州地域では用水路のことをカワと呼ぶ。幅1尺でも用水路であればカワである。本地域では用水路に対する特別な名称はなかった。

井堰から取水した余水を川に戻すための排水口を本地域ではミズハズシと呼ぶ。泉州地域ではこれをオトシと呼ぶ。また、1枚の水田単位で考えた場合、本地域では田への水の引き込み口の名称は「トリエグチ」、水の出口である排水口は「ミナクチ」と呼ぶ。安威川流域の車作での名称も同じであった。ところが泉州地域では、取水口を「ミナクチ」、排水口は「オトシ」と呼ぶ。ミナクチの呼称においては、まったく意味が逆転してしまうのである。

同じ大阪府でも言葉の違いが大いにあるようで、本地域での水利調査のはじめの発見であった。

畦の名称

普通の畦のほかに、タカゼ（高畦）・ツユの名称があった（図1参照）。本地域では棚田が多い。上の田からの滲み出し水を受けたり、水を廻して温めるための溝（ツユミソ）とそのための畦（ツユ）が特徴的か。タカゼは、一段高い田の畦のことである。

田圃の名称

1軒の家がもっている田圃は1枚だけならよいが、複数に亘るときはやはり呼び分けが必要である。これらの名前を地道に採集できれば、一般的な通称地名や小字名との比較という形で名称の成り立ちを考えたり、時には〇〇屋敷というような名称があって、これを確認するうちに一つの小さな歴史を発見する可能性が大いにある。しかし、時間的な余裕がなかった。例示だけしておく。

千提寺のヤナイの田…柿の上・柿の下・ヒョウタンマチ・シンノマチ・ミズクンバ

泉原のヲガ山の田の上部分…インキヨのマチ・ドツボ・ヒョウタンマチ・タナカヤシキ・テンバ（冬に寒天干し場として利用する田の意）

というような類である。

井堰の構造

本地域では河川といえるものは佐保川、泉原川程度である。谷水を集めた谷川が多い。これは、カワとは呼ばれないようである。したがって、大規模に設営される井堰はない。佐保川の井堰はもとは岩を並べた。今はコンクリートに改修されている。しかし、水をすべて止めてしまうものはない。堰板をみることはほとんどない。泉原川では堰堤も設けず、段差部分に木の幹を必要に応じて横に渡す例があった。一般的には段差のある箇所石や岩、また土嚢を簡単に並べ、左右の岸のどちらかに設営された水路口へ自然にまかせた形で導水している場合が多い。泉原今井では川中に水路口に至るまでの導水用の板が沈められていた。

水路口近くには乱水避けとして、水流調整のための、普通は水の通る水路部分だけを貫通させた蒲葺形・屏風形の岩やコンクリート壁、または堤を水路の上に設置する箇所がしばしば見られた。

池の構造

池の施設として、給水調節の樋、また、池堤に切り欠きを設け一定量以上の水が溜まると自然に水路に流れ、池水が溢れないようにする余水吐（泉州では雨天樋と呼称。本地域でもウテビが一般的な呼称である。）があるのが普通であるが、ウテビが整わない池が時に見られた。谷奥に水さえ溜めれば下の田に湧水がやってくるというわけか。

樋は、尺八と呼ばれる構造のものである。幾つかの孔をつくり、栓をさし、上から順に開けて給水調整を行うタイプのものである。樋施設の名称は図1参照。樋にはよく「ドン（動きの鈍い間の悪い）亀が詰まる」という。

パイプ、トユ（トイ）の利用

幅も狭く水量も少ない谷川の利用について、耕作面積に余裕のない場合には、川中にパイプを突っ込み必要な場所まで導水する場合も多い。パイプは、谷川の段差部分に設置するが、石を数個並べ導水する程度である。

別に、棚田の配水については、トユ（トイ）を利用して谷水を導水することが普通であった。トユは、竹（現在は塩ビ製が多い）を半截したものである。これを幾つも重ね合わせ延伸した場合もあった。

洗い場

農業用水路は集落を流れる場合、生活用水、防火用水などを兼ねた。野菜を簡単に洗ったりなどする洗い場はよく見かけた。川中の少し高度差のあるところに堰板を渡して水を溜めた。溝が深い場合には、下り階段がつけられていた。ただし、階段は水路改修に伴う新しい例が多い。

野小屋

耕作地の斜面地を利用し、1階にあたる部分を掘り込み、三方に石積みの擁壁をつくり、その上に床を張り、さらにその上に簡単に小屋組みする構造をもつ。屋敷地にある牛小屋（オトシ小屋）と同じ構造。耕作地に必要な道具や機械が入っていた。

ウンゴロウヨケ

ウンゴロウ（モグラ）避けにはプロペラ状の棒を畑地に突き刺し地鳴りを起こしたり、15×20cm位の板を畦に差し立てモグラの通過を防ぐ工夫がしてあった。

崖崩れの被害

現地調査をはじめた1997年9月は、集中豪雨による被害が多かった。泉原西山ホゾの谷では、崖崩れで田が数反も埋まってしまった箇所があった。

猪の被害

また、同じく1997年、集中豪雨の影響か、山での実成りが悪く食料が足りなくなった猪の被害が珍しく多かったという。山手の耕作地の谷奥部、池の余水がシバリとなって水吐けが悪い田のミミズを狙って、ツウ部を掘り返している痕跡（足跡も）を水利調査中に何度も見かけた。稲をなぎ倒された田や、芋を掘られた畑もあった。稲は結実してしばらくの実が柔らかいものを食べられてしまうという。

キジとメダカ

誰もいないと思ったのか、調査中にはキジとよく出会った。ただし、姿はなかなか見えない。泉原の五百住池周辺部や西山では高麗キジ、佐保では日本伝来のキジであった。生態系の心配をした。泉原西山の山奥の標田の最上段に近い田のツユミゾに太鼓ウチ（昆虫）やメダカを見つけた驚きもあった。五位サギを遠目に鶴と間違った。蛇は出会いたくなかったが多くを見た。泉原薬師溝周辺では野兎の糞を見つけた。水利調査の束の間の閑談である。

〇〇ワールド

閑談、もう一つ追加。夏場の日盛りの時であるが、耕作地の隅に日除け付きの座る空間が設けられているのが時に目に付いた。近くに谷川の清水を汲む踏み石があったり、パイプで導水した水汲み場を付設した箇所もあった。一服の休憩が目に浮かぶようであった。また、小さな谷間部の耕作地などであるが、上に池、耕作地の下部が水田、上部が畑地、その周囲に梅・蜜柑・柿・花梨・ハツ竹など数種の実成りの樹木を組み合わせ少しずつ植えられた箇所がこれも時にあった。畑には野菜も暮らしの必要量が植えられているらしい。一日の糧を得るだけでなく、生活に潤いをもたらす楽しみとしての耕作者の姿勢が想像できるようである。以上、水利調査として勝手に耕作地に入り込ませていただいたわけであるが、「誰々の世界」とでも表現できるような、田園生活の苦しさだけではない楽しさも垣間見えた。

(1) 千提寺

千提寺は、勝尾寺から忍頂寺に通じる街道筋、また、上福井から佐保川を上る道筋から入ると、寺尾山を越えなければならず、非常に不便地に村落が形成されたと感じられる。しかし、国見から大岩、下音羽に抜ける街道筋から入ると、谷部を開発した、けっこう水の豊かな周辺部と同様の山村である。地形からも、中世の段階には忍頂寺五ヶ庄の寺辺村の中に含まれていたことは、理解できる。しかし、今回調査では、その開発時期が問題となっている（第4章参照）。

水源 谷水・池、すべて天水ばかりである。ほとんど湧水利用であり、したがって、井堰なし、川なし、と云われる。

しかし、上ダイ条のドノガミ、ヤナイダを落ちた水は、細い川状の流れをつくる。これは中谷川（中イ条川）の名称があるようである。カワヒガシ、オオフケ、カキノウチ、シライ、タニを渡し、大岩に抜ける。最終的には安成川に落ちる。中谷4池、長池の水も、ヒナト（日名戸）の田を渡し、ワタリゼ、下日名戸、ヒノクチ、ナナツイシ、ユオノと流れて、シライで先の流れに合流し、大岩に抜けるのである。イチサカの水もこれに合流する。対して、一町田のオジライの水と、赤才の「ヒノキ井戸」の水は最終的に佐保川へと落ちている。

したがって、千提寺では高所の田は池水を受けるだけであるが、低い所の田は、流れ落ちる水を簡単な井堰で受けて取水することになる。小規模ではあるが、明確な井堰を設営されていたのは、イチサカ、シライの周辺だけである。したがって、井堰には特別な名称も聞かなかった。

オオフケ、名前通りのフケ田（湿地）である。「農業用水は止まっているのに地下水は止めることができない。」の言葉を聞いた。

池 日名戸の4池は、上から上中井の池、箕山の池（市に売却）、大池、小池である。大池、小池はキタ（中谷 孝家）の池というように、いずれも個人もち池である。なお、最上部にあったババの池は埋め立てられ、資材置き場になっている。

モト井戸 キリシタン遺物史料館の上、東側への奥に向かう細道がある。谷奥に井戸がある。千提寺に市営水道が入ったのは1997年であるが、その以前はここからパイプを引いて数軒が飲料水とされていた。モト井戸と呼ばれるが、ハイカーには「キリシタンの泉」などと紹介されているようである。

ヒノキ井戸 赤才集落の西南側の谷奥に、幹廻りの太いヒノキ2本が接合しウロをつくる間から水が湧き出し、井戸となっている。水道設置以前の赤才の飲料水は、ここから得られた。井戸脇にはヒノキ地蔵と呼ばれる、実は中世～近世初頭（以下、「中世」という）の阿弥陀石仏が南を向いて祀られている。前に小さな空地があり、昔はここで盆踊りがあったという。千提寺では1軒単位で石仏を祀るのが普通である。ここだけが赤才としての共同祭祀となっている。1997年、地蔵の脇でボヤがあり、覆屋の柱を焦がすことになった。大局的に見れば、地蔵が山火事を未然に防いだ形になった。覆屋の立て替えのため、12月に抜魂祭が施行された。なお、この谷は、国見の佐保広田石槽がある谷に続く。もちろん池もあるが、ヒノキ井戸が谷奥の一番上の水源地になっている。

（2）泉原

泉原の水利は、池、川に頼るのが半分ずつという。耕作地は、大きく分けた地名で言えば、東谷・堂ノ前・南条・清水原・大中・ヲガ・オチカタ・西山などがある。中心部に人家が集まる集村形態のために、幾つかの谷筋に沿って耕作地を開発せざるを得なかった山村にとって、家から耕作地への道のりは非常に遠い場合が多いようである。この集村形態は、戦国時代後半以降のものであることが今回調査でわかった（第4章参照）。

水源 泉原の語源は水の豊富な地域であることを連想させる。東谷では佐保川の井堰から取水した用水が水利の中心になっている。しかしながら、佐保では河川の状態であった佐保川も、泉原では北に行くほど川幅も狭くなり、水量が多いようには見えない状態になっている。しかし、多くの井堰があった。他に、泉原では、ヲガ（注：鋸の意）山の川、デドの谷から流れる川、中里川が集まって泉原川になっている。泉原川は佐保川に注いで佐保への川筋を大きくしている。また、谷奥の水を集めた五百住の大池からの流路も泉原川に合流する。これら泉原川の川筋も、いずれも小規模ながら多くの井堰が設営されている。

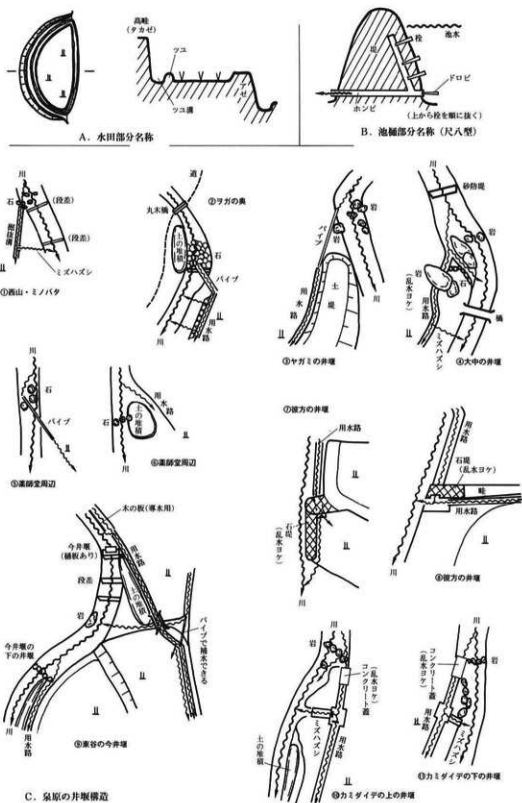


図1 水利部分名称・泉原の井堰構造

日余の峠が分水嶺となっている。石堂ヶ丘からの谷水を溜めるダンダンの池は、江戸時代に開発された新田（平山新開）への用水源として築堤されたが、余水吐からの流れはやはり谷川となって、西山のドーガク、ミノバタの下側を潤し、勝尾寺川の一番高所の水源となっている。

佐保川、泉原川水系の水が届かない高所では、池が築堤される。池は湧水を集め、谷水を止めたものであり、池種や余水吐から流れた水は谷川に返るのである。泉原では「池のシバリで養い水をする」という言葉が聞かれる。山中の水田はこうにして得た豊富な水を利用して経営されている。山中を開発しない限り、山林の豊富な保水力が耕作地に力を与えている状況がよく理解できる地域である。

しかし、実際には、池掛りの田は、水が豊富など足りないところが両極端であることも確かであった。中垣内の奥、五百住の大池のすぐ下の水掛り地は比較的水は豊富であるが、下流のラガ周辺地域では段々に形成した耕作地の前面部の土の陥没が目立った。「ここらはすべて籠田」という言葉を聞いた。水が非常に抜けやすいようである。修理には穴に石を詰めて、上に土を張っていた。また、東谷の池掛り地も同様、耕作地の陥没が多い。

池 個人持ちの池が多く、したがって、名称がない。名前がある池をあげる。

宮谷 教蓮の池……ミヤダンの上にある個人持ち池。下の田1枚を潤すのみ。

奥谷 棚池……奥谷（オクライ・オクダニ）の下にある。現在は上を塞いで空地になっている。

中垣内 ラガ池（五百住の大池）

西山 ダンダンの池…新田（平山新開）の池。新田にダンダンの池からの水路が達する最上段の耕作地にも池がある。これは、水を温めるためのものである。

井堰

- | | | |
|------|----------------|-------------------|
| 東谷地域 | ①十代井手（左岸） | ⑦久保田井手（右岸） |
| | ②高柿井手（右岸） | ⑧久保田の下井手（右岸）（廃） |
| | ③二反田井手（左岸） | ⑨下田（シモダ）井手（右岸） |
| | ④広田井手（左岸） | ⑩今井（左岸） |
| | ⑤上田（カミダ）井手（左岸） | ⑪藍坂（アイサカ）井手（左岸） |
| | ⑥ヨノジ井手（左岸） | |
| | 寺井手（左岸：萩坂から流入） | （①～⑪：佐保川から取水する用水） |

彼方 オチカタの井堰 薬師井手

西山 新田井手

雨乞い

大正10年頃、諏訪神社で太鼓を叩いて奉納した雨乞い神事があった。

新田（平山新開）

村田季武は、目垣村の郷土家出身者である。家業を隠居した後には泉原村大原山（新田の北側）に盈科書院を設立した。有志に経史を講じたり、書生の医術心得者に無料診療、施業を行わせたという。新田はこの費用を得るために高槻藩の許可を得て郷普請として開墾されたものである。明和4（1767）年頃に着工、明和7（1770）年に完成した。盈科書院は季武が寛政2（1790）年に死去した後は荒れるにまかせられた。新田は開墾当初は1町3反余であった。

第6章で報告した箕面市粟生間谷川合の徳大寺は、元禄11（1698）年に黄檗宗僧了翁によって再興された寺である。了翁についても、江戸上野寛永寺に勧学講院を設立、経史を講じることができるようにし、

さらに、全国有名寺院に経蔵と大蔵経を贈った人物であることを述べた。この篤行の資金は、「^{ほんのう}万能錦袋門」という菓の販売によって得たものであった。学院運営資金を得るために何かの事業を起こすという考え方が共通するようである。

現在、新田は7軒の家で耕作されている。新田イデは、ダンダンの池の余水吐から流れる川から取水する。井手への樋板は、用水必要期は、流し放しのようなものである。現地案内いただいた時は収穫後の時期であり、樋板は閉じられていたが、少し離れたミズハズシから水が川に返っていた。新田イデは、池の水だけでなく、水路が山裾を少し廻っているの、山からの湧水がかなり利用されるようである。したがって、池の樋は、よほどの渇水期でないと抜かない。平成10(1998)年は、抜かれていない。昨年かその前年に一度抜いた位であるという。池祭りはない。水利組織もない。池の樋抜き当番も決まっていないようである。

池敷講

村普請にかかわる池の営繕費にあてるために共有林を管理し、その収益を積み立てた。奥野慶治著『綜合清溪村史』(1935, 以下、『村史』と略す)によれば、当時に残っていたのは泉原西谷の下条だけだったという。現在は無い。下条の1軒に樋石などが残っている。

曲げ物のある湧水場 (PL.10-8)

字上殿垣内に属する1軒の屋敷地裏にある井戸(湧水場)の構造・設営状況が、現在では珍しいが、かつては何処の家でもみられた姿ではなかったかと思われるので記しておく。

同家は葉師講の末端近く、フロン谷の一番上に在る。小谷の谷頭部分に位置し、裏が山である。湧水が出る場所は、したがって、この山裾にあたる。畳1枚半ほどが地面より少し掘り窪められ、西端に井戸状の湧水場がさらに掘削されている。これには曲げ物かタライの側板状のものが井戸の側板として埋められている。上にはゴミ避けに宝塔の傘のように上手く割られた屋根様の石をかけている。脇には石仏が祀られている。湧水場の余水を受ける溝が延び、東端の方形に窪めた洗い場に流れるようになっている。洗い場から溝が伸び、家脇、さらに前面の耕作地に水が行くようになっている。効率的な湧水の利用法がわかる例である。本地域ではこのように家の階い水に湧水を利用するのが普通であった。

なお、東垣内の1軒ではパイプで裏山の湧水を導水するが、これを「タンボ」と呼ばれていた。水溜め場の意味ではない。

水汲み場

ミズクンバ。西山の日余峠から新田の裏側の舗装道路を箕面市方向に行き、天狗岩の下あたりの丘陵突出部に岩の間から間断なく清水が湧いている。平成年になった、ごく最近、舗装道路が付けられたために、外部にも知られるようになった。茨木市、および泉原活性化会が水質検査の結果を表示している。自動車でも水を汲みにやって来る飲食業者も多いという。泉原の文字通りの新名所で、のぼりを立てた土産屋まで出ている。

(3) 佐保

水源 佐保川・茨木川を利用しての水田耕作が主体である。これに掛からない奥地は池水で補水される。池掛かり地の調査については、東北側、大岩寄りの地域が国際文化公園都市建設のための買取地であったが耕作がすでに放棄されていたために、対象地が少なくなった。したがって、池が多いと云うよりも、佐保川の水を如何に取水し、使い廻すかの努力を認識させられるという結果になった。

佐保川は、免山の橋を境として、上流を佐保川、下流を茨木川と呼ぶ。本地域では川は直に流れるの

ではなくて、曲折を繰り返して流れる。井堰の設営には非常に有利となっている。左右に曲折があると、兩岸どちらでも導水しやすいからである。

したがって、水量が豊富な川にはみえないが、非常に多くの井堰が設営されている。井堰は、堰板を立て、すべての水を取り込む、というような形のものではなくて、川中の段差部分に石を置き、脇の水路に水が入りやすいように導水した程度のものである。これが井堰かという位、水が抜けやすい構造になっている。また、水路の取水口を堰板で調節することも少ない。勝手に入り、勝手に流れるという感じである。したがって、すぐ下の井堰でも同様に水を取り込むことができる。また、佐保川は、湧水が集まった川である。上で水を取られても、下で湧いてくるので大丈夫ということである。したがって、昔から、水論は少ない地域であったようである。番水の言葉は聞くが、それが集落間の水争いとしての話は聞くことはなかった。佐保では養う面積が少ない井堰も多いようである。

以上のように、川は生活に密着している。川の名称も、免山の例ではあるが、家の前の川の呼称はというと、中西川、下西川、大谷川など、川前の1軒単位の家の名付けが聞かれた。

なお、大井手の水は、神合を越えて隣村の粟生岩阪の田も潤している。残念ながら、佐保村と粟生村との関係も、今回は未調査に終わった。

池

免山 坂塚の池

梅原 小脇の池

梅原 大戸の池…佐奈部の池とも呼称。佐保で一番大きい共有池。池親、井子の呼称が残る。

神合墓地から馬場へかけてのカナイ、アイ谷周辺部も個人池が多い。

井堰 現在、使用されている井堰（水路も同じ呼び名の場合が多い）を記す。

①佐保川・茨木川の井堰

上井手（ウワイデ）……左岸に設置。佐保で一番長い井手（水路のこと）である。佐保川の佐保地の一番上流に井堰を設営、免山、庄ノ本、馬場の田を潤す。水路の末端は、馬場の田であるウエントを潤し、馬場の広井手に落ちる。佐保で水利組織を聞くことが出来た唯一のイデである。

つつじ尾井堰……左岸設置

稲葉下井堰……右岸設置

幾久子井堰……左岸設置。庄ノ本の田を潤す。イデ組織がある。

大井手……右岸設置。松谷を潤し、タキジリ川上流からの水路に接続、神合を潤した後、サイホンで神合の墓地周辺部まで行く。ここでの池水に流れ込んで終わりとなる。

松谷井堰……右岸設置。

広井手・イヤの川原イデ・神平井堰・下神平井堰・その他名前なし……左岸設置。

中井手・大目上の井手・大目下の井手・大目下井手（シタコーロ）・蔽下・その他……右岸設置。

②梅原川の井堰

③滝尻川の井堰

④塩田川の井堰……シモンダイ井堰

なお、別図の「大阪北部丘陵地域水利現況図」では、廃絶した井堰も判明分については図示した。これらは免山 篤氏の教示によるもので、「安永五(1776)年申十一月七日 御普請場所帳 佐保村」、「明治十一(1878)年 御普請落成書上帳 第八大区一小区 佐保部」による(免山 篤家保管文書)。

上井手の水利組織 (1998年3月調査)

上井手の井手掛かりは、現在、約30軒である。組織の最高責任者1名をイデオヤ(井手親)、その他をイゴ(井子)と呼ぶ。井子は、池の場合と同じ呼称である。イデオヤは、免山から出る。一同が揃って水路の補修するのは、次の年2回が基本である。

出入足^{でんしんそく} ①イデガリ…現在は5月の第2日曜日

水路の道の草刈りと溝さらいを実施

これが終わると各自の田に水を入れることができる。

②土用ガリ…現在は8月の第1日曜日

草刈りと溝さらい

出不足の場合でも出不足金は徴収されない。昔から出不足金は無かったのではないかとのこと。雨が降らないときは時間給水もあった。

なお、上井手の井堰板の上げ下げの管理については、井堰の前にある泉原南条の1軒に昔から一任されている。同家も佐保地に田があるが、代わりに出入足が免除されているという。

水路と名主屋敷の関係か

本地域では、地形的な関係もあり、井手の水路が意図的に曲げられている、などといった例は、ほとんどみることができない。しかし、馬場の一カ所に、この例をみるようなので記しておきたい。

馬場集落の一番山側に大上家が集まる一画がある。大上家の母家は、その北東角で、ウエンタの下の小さな谷間部の入り口にあたる。前庭と入り口が南向きである。馬場の中心水路である広井手は、この大上家の北側では東行し、北東角で直角に折れ曲がり、南行した後西行し、さらに南行する。そして山裾を通り、教門寺の敷地に沿って流れ、南東方向の神平の耕作地に落ちてこれを調す。大上家の北側では、上井手がこの地点で広井手に落ちている。井手をうまく集落に廻し生活用水とし、耕作地に送り込む工夫であるが、中世の名主屋敷の区画に沿って井手が設定されたと想定できる。正しく意図的な水路の設置関係にある(図2)。



図2 水路と名主屋敷の関係
(茨木佐保馬場)

大上家は、第4章で述べるが、高山荘納帳に記載された大上家(第4章・表5・No.15)と関係があるのではと思える家である。本家と考えられる大上五郎二郎家は、永正17(1520)年に年貢を納めた後、村を出た。したがって、大上家の馬場での生活は、古くて1520年代であり、それ以降に始まるのではないかと考えている。馬場では、鎌倉・室町時代前半の居住者もあったであろうが、途切れがあり、そして全く別な家々が地域を少しずつ住居し、すなわち、戦国時代から現在につながる馬場の名主家の中心にあったのが大上家一統ではということが推測される。

(4) 水利範囲図の作成

以上の3地区で作成した「大阪北部丘陵地域水利現況図」をまとめ、基本的な水路の流れと水掛かり範囲を記入した(図3～5)。作図では、湧水で補水されているなど、水源の複雑な水利関係については図示し得ていない。これは、別図の「大阪北部丘陵地域水利現況図」でも同様である。

なお、この図を作成した本来の目的の一つは、図示した一範囲が中世の名田の範囲と重なっているかなどの歴史復原を行うことである。ただし、時間的な余裕がなかった。今回、寺辺村・羽羽村・泉原村の中世名田・名主の書き上げ文書を調査することができた(第4章)。これらとどのようにつながるか、



圖 3 茨木市千提寺水利範圍圖

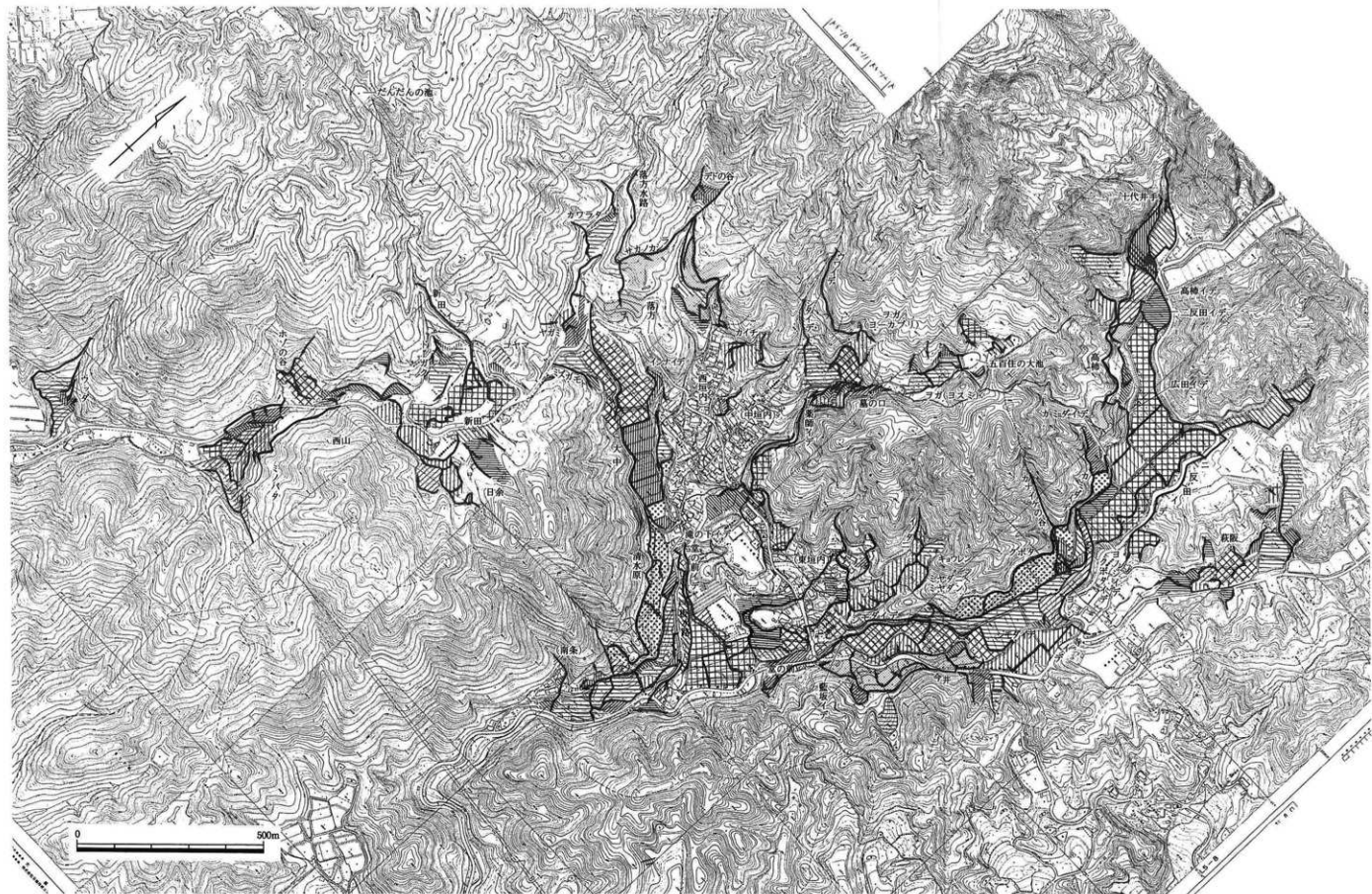


图4 茨木市泉原水利範囲図

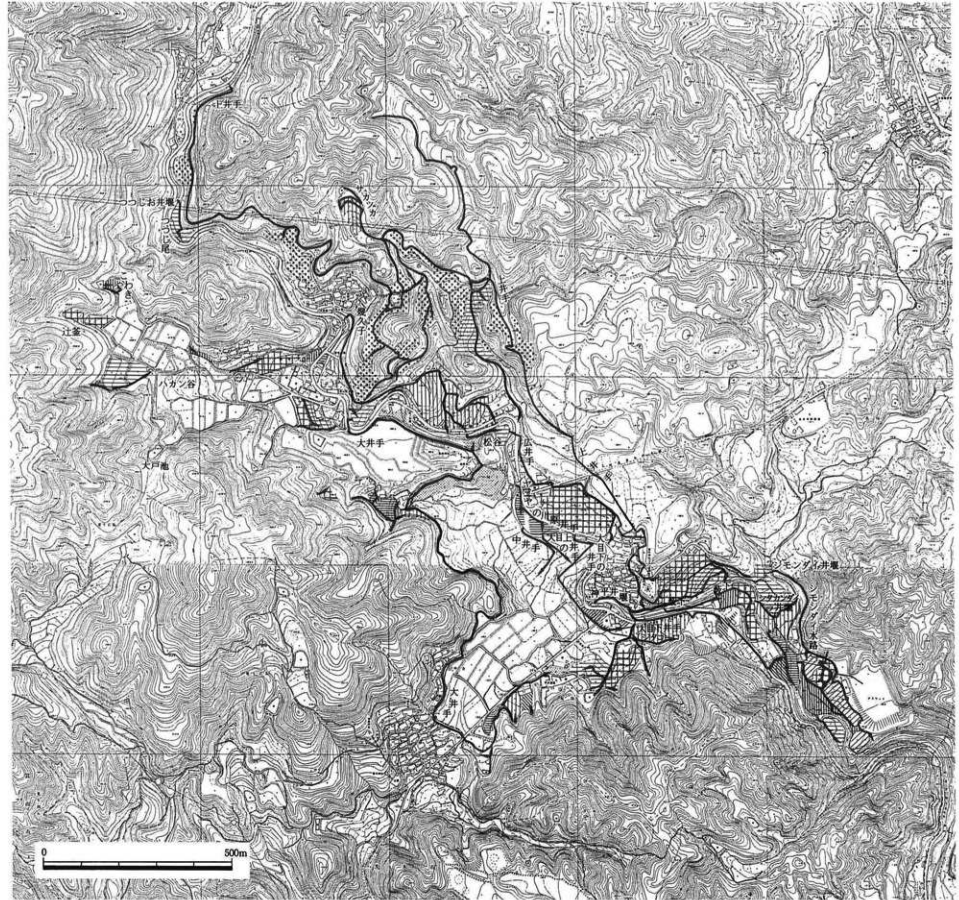


図5 茨木市佐保水利範囲図

今後の分析と、さらなる史料発見に期待したい。

2. 集落構成調査

(1) 千提寺

弓講・伊勢講によるカイチ分け

千提寺は、戸数30軒余の集落である。町内会とは別に、弓講、または伊勢講によって集落を垣内（カイチ）と呼ぶ単位で分けられている。カイチは、したがって、泉原や佐保でいうところの地縁的な集合体の意味とは少し違うようである。

カイチは、共有地の存在などといった実態はない。しかし、講の組分けを越え、むしろ集落内での組分けを示す用語として使用されている。町内会よりもこの分類で呼ぶ方が普通である。

カイチは次の三つに分ける。

①ウエダイジョウ（上ダイ条）

②中イジョ、または、中イジョウ（中イ条）

③コヤマジョウ（小山条）、またはミネヤマノカイチ（ミネ山の垣内・箕山の垣内）

カイチは基本的には居住地別になる。したがって、同姓が集まって居住されるので、一カイチは2～3の同姓が集まることになる。最近の転入者はカイチに関係はないが、以前は転入者もカイチに組み込まれた。したがって、世話になったなどの人間関係から居住地外のカイチに入る場合もあったようである。

他に、これらの幕末以降の分かれとして赤才、一町田の2集落がある。これについては『村史』に詳しい。一町田は、赤才より集落の成立が新しい。この2集落は、したがって、中心集落と同じ姓をもった家で構成され、本家と同じく①～③のいずれかのカイチに組み込まれている。この点も、泉原や佐保など周辺部地域の村々の垣内とは異なる意味をもったものであることが推測される。

講によってカイチを分けるということは、どういう意味か。赤才、一町田を除く中心部での近世からのカイチ居住者は、現在、以下のとおりである。

①上ダイ条

キリシタン遺物所蔵家である東家とその一統の居住地。他に2姓が含まれる。うち、乾家は、近世期の庄屋家である系譜を継がれている（東家4軒・百合家1軒・乾家2軒）。

②中イ条

キリシタン遺物所蔵家である中谷家一統の居住地。別姓が1軒ある（中谷家8軒・中井家1軒）。

③小山条

キリシタン遺物所蔵家ではないが、第3・4章で述べる高山荘納帳に記載の家と同姓の家がある。これに一つの別姓の一統が含まれる（上家1軒・箕山家3軒）。

赤才、一町田に居住は、中井家3軒・上家2軒・箕山家1軒である。千提寺共同墓地をみると、以上とは別姓の7姓（円岡・西・横大路・小池・米村・西浦・間庭）の墓がある。いずれも転出されている。円岡家は赤才の旧居住者であり、小山条の上家の同族墓地と千提寺共同墓地に墓が残り、現在もお参りに来られている。同族墓に墓が残るので、表3に含めた。他の6姓は、いずれも新しく居住されていた家であった。

このように転出者や新しい転入者があったことは想像できるが、以上の現在に残る3カイチの家々は、古くから居住されていた家々、あるいはその系譜を引く家々と思われる。そして、分村居住家も、もと

のカイチに含まれるという構成を見れば、3カイチの家々は、やはり、キリシタンと何らかの関係があったのではと推測させられる。例えば、隠れキリシタンで知られる長崎県生月島^{いづつ}では一つの祀り場に集う複数の信者家を「カキウチ」と呼んでいる（財）日本ナショナルトラスト；1997）。千提寺のカイチも、弓講や伊勢講という周辺部で一般的な仏教組織に仮託されているが、キリシタン宗団の祖と関係があるのではないかという疑問を生じさせる。

したがって、各カイチで檀那寺（所属寺院）、石仏祭祀、墓地、その他を調査させていただき、集落内での集団（千提寺の場合は、同姓の一族、あるいはカイチを構成する一統）を理解する基礎資料とさせていただきます（表3参照）。

カイチの名称

カイチの名称を聞くと、ミネ山の垣内を除き、ジョ、ないしジョウで終わる。どちらも決められない発音である。ジョは処・所、ジョウは条をあらわす。条は、本来は古代都城制の一区画・条坊や条里制の耕地の一区画を指すが、本地域では、いずれも一まとまりの集落の意に捉えられる。奥野慶治氏は『村史』で以上の3カイチを、①上條（上田垣内）、②中條、③小山條にあてられている。

文禄検地帳の記述では、現在ダイと発音するところはすべて田と記述されているという。したがって、①上ダイ条は、上田条であるという免山 篤氏の教示を得た。すなわち、上代条である。したがって、②中イ条は、ナカダイジョウ（中代条）の略ではないか。

確かに、第2章で確認されたいが、宿久庄の条里型地割が残るところの字名は、すべて「代」が付いている。代は、苗代のシロであり、耕作地の古名であろう。佐保で田中代・北代・東代・下（シモン）代、安元で十代などの「代」字名がある。しかし、宿久庄より山手の字名でみれば、水田地ではあるが、谷部の丘陵地を開いた台状の地形（棚田）を示すようである。これは、現在の台に通じる呼称でもある。したがって、本来の田とは少しニュアンスが異なるのではなからうか。本書II. 民俗・社会環境調査の報告に付された「茨木市千提寺民俗地図」では、「松谷お城ダイ」という地名が記されている。中谷 栄氏の教示によれば、千提寺の共有山であり、しかし、山というより非常になだらかな丘陵地であるという。ここに高山右近が砦（城）をつくらうとしたので、この名が残るという伝承があった。すなわち、上ダイ条、中ダイ条も、これに共通する台に近い呼称ではなかったか。いずれにしろ、ダイ地名は、丘陵地域という本地域の地形上の特徴を示す地名であると思われる。

③ミネ山の垣内は、現在、箕山一統が多いための呼称である。当地域では、ミノをミネと転化するのが発音の特色の一つである。しかし、本来の名称が小山条であることは後述する。

屋号

カイチ①～③の名称を確認する中で、例えば、①をオクンジョ、②をナカヤ、③をコヤマジョと呼ぶ名称がうかがえた。したがって、これらも言い方の一つかと理解したが、じつは、「〇〇ジョ」と付くのは、各1軒の屋号であることがわかった。うち、2軒がキリシタン遺物所蔵家であることなどから、以上の屋号の家は、各カイチ、各一族の中心的家であったことが推測される。屋号は、ある一つの時代で切り取った時の居住家もっているといった具合に付与されたことが多いからである。すなわち、屋号がある家は、古い居住者ではと推定できる材料になり得る。

①上ダイ条

オクンジョ（東 藤嗣家）とヒガシ（東 鹿男家）の屋号がある。上ダイ条での位置関係を示す屋号である。しかし、ヒガシは、別の意味があるかもしれない（第4章参照）。

オクンジョは、明治末期に現在地に移動されたが、もとは上ダイ条の一番奥手に住居があったための呼び名である。もちろん、ヒガシのオクンジョの意である。

②中イ条

中イ条はほとんど中谷姓である。これを区別するには当主名か、屋号で呼ぶ。同姓も細かく見れば、さらに親戚筋が分かれている。ナカヤを中心として、キタ、アチャ・アッチャ（不定遠方を指す「あっち」の意）、シンタクなど方向や親戚関係の名称をもつ屋号がある。分家の意のインキョもある。

中井姓は一族を居住地で分け、姓に上下を付ける屋号があった。ウエ〇〇、シタ〇〇の類である。中イ条には上中井家が居住される。下中井家は廃絶したという。

③小山条

コヤマジョは、第4章で述べるように高山荘納帳記載の家を引き継ぐ上家の屋号である。したがって、『村史』で記述されるように、小山条がカイチの本来の名称であることがわかった。

千提寺での居住単位の把握

例えば、上ダイ条の東 藤嗣家でみると、明治38年、火災により現在地に移転されたが、旧は谷間の奥に居宅があり、飲み水は谷間の湧水が使える。耕作地は谷間斜面の日当たりが良い南面の地（ドノガミ：堂の上。堂山の上の意）で、上に二池があり谷水とともに水源が確保される。耕作地の上の小丘に藤嗣家の一軒墓があり、その下、耕作地を見守る形で石仏が祀られる。以上が一つの居住・生活単位である。ヤナイ田を耕作する隣家も同様である。中イ条も、同じような居住単位が個々にある。また、小山条の一軒をみても、一つの谷間の奥に居宅があり、屋敷地内と少し山手の別地にも石仏を祀り、裏山に一統の墓地、少し離れてはいるが、市坂山斜面に耕作地がある。これは、谷前の耕作地が他の一族の耕作地であるので、日当たりの良い東面する市坂山が耕作地になっているのではないかと推測される。千提寺に少し遅れて転入されたようである。以上のように、いずれも生活の範囲が明確である。

千提寺では、キリシタン遺物所蔵家で知られる東家や中谷家は、同姓が多く、中世以来の典型的な名家一統であると推測できるが、その他の家々も、同じようなたたずまいを見せている。

以上のような居住単位が幾つもあるのが、千提寺にかかわらず、調査を実施した地域、また、周辺部を含めた北部丘陵地帯の特色であると思われる。

(2) 泉原

佐保は6条で一つの佐保村を形成するが、泉原は集村でまとまる。各谷筋の開発についても、泉原は分村を設けるのではなく、集村形態を崩すことはなかった。第8章でも述べられるように、平安末～鎌倉時代での開発は、大中、東谷を中心とするものであり、開発地に開発主が居住されていた状況がわかっている。したがって、第4章でふれる中世の名田・名主書上文書によって、室町時代後半以降に段階的に現況の姿になったことが推測できるようになった。

ジョウ(条)とカイチ(垣内)・カブ(株)

奥野慶治氏が著された『村史』を補充する形で表1にまとめる。

泉原では、現在、全城を東谷・中垣内・西垣内・下南の4地区に区分、実行組合を設けている。この4地区のうち下南地区は下条・南条の二つが含まれ、合計5地区が生活単位になっている。これが、千提寺でいうカイチとは少し意味が違うが、カイチ分けになる。カイチは、カブ(株)で細分される。

表1中、奥野氏は中垣内・西垣内・下南地区を含めて西谷とし、東谷と対比された区分を示されている。確かに、檀家組織でみれば、この区分が生きている。しかし、神社の氏子圏でみれば、東谷・下南

表1 泉原集落構成一覧表

地域	株	カイチ	神社	墓地	檀家組織	現代の実行組合		
東谷	辻株	東垣内	諏訪神社	千木の墓	長福寺	東谷地区		
	楚和株							
	栗株							
	田中株							
西谷	上	中垣内 (馬場条)	素盞鳴尊神社	五百住の墓	ババンジヨ	上	中垣内地区	
	中					下		
	上	西垣内 (上条)		ゴトクの墓	長徳寺	カミンジヨ (ニシンジヨ)	上	西垣内地区
	中						下	
	前							
	下条	下条		諏訪神社	五百住の墓	シモンジヨ	下南地区	
	南条	南条				ミナンジヨ		

は諏訪神社、中垣内・西垣内は素盞鳴尊神社の氏子というように、寺と神社では異なった範囲区分をみせていることになる。

また、表1で確認されたいが、カイチ名称としては別呼称がある。垣内で括る場合は、東垣内・中垣内・西垣内となり、下南地区は垣内名称がない。また、条で括る場合は、馬場条(中垣内)・上条(西垣内)・下条・南条となり、東垣内は名称がない。垣内で括る場合は、勝尾寺から頂頂寺へ抜ける街道筋を中心に名称が付され、条で括る場合は、泉原川、また、泉原川のうちヲガ山の川流域を中心に名称を付けていることが分かる。

したがって、以上でみれば、泉原は中世以降何らかの集落変遷があったことが推測される。これについては第4章で記した。

屋号

今回調査した3地域における屋号は、作兵衛や治右衛門などといったある時代の家主の名称ではない。泉原では特別なものとして次のものが聞かれた。しかし、屋号として意識されるものではないようである。

城の腰(久保常和家…泉原城が存在した証拠の一つにあげられる)

オマンヤ(工藤員男家…饅頭屋とってからかわれたらしいが、泉原城前にあり政屋の意か。)

トノサン(上浦唯男家…上殿垣内の名称と関係するか。)

ズイボン(辻下敏治家…長福寺の寺田を耕作)

バンジャ屋敷(現在は小西寛美家になっている家のこと)

コガワ(井手勝美家)

他に、中垣内でオモヤ・アキラシヤの親戚関係を示す屋号、また、現在はないが、藍屋、線香屋、綿打ち屋などの職業で呼ばれた場合もあった。

(3) 佐保

佐保村は、免山・梅原・庄ノ本・屋上(松谷を含む)・馬場・神合の6集落がある。集落構成につい

ては、今回は未調査に終わった。民俗・社会環境調査、歴史環境調査I班の聞き取り調査を参照された
い。

(4) その他

佐保と同じく、大岩は散在する小集落各一が株と呼ばれる。国見・新堀・中ノ谷・大北・養畑・的田
の6株がある。

下音羽も、大神ガイチ、庄田ガイチ、カミンジヨ、マエンジヨ、シモンジヨ、ムカイジヨウの6つの
ガイチに分かれるという。

3. 寺社調査

第3章で述べるように、藤波大超氏が千提寺にキリシタン遺跡があるのではないかと考えられた理由
の一つに、集落内では檀那寺が一つにまとまらず、複数にわたっているという指摘があった。はたして、
千提寺だけが突出したのであろうか。周辺部の状況も確認したい。

なお、確認に際し、周辺部の寺院の宗旨を図6に表した。

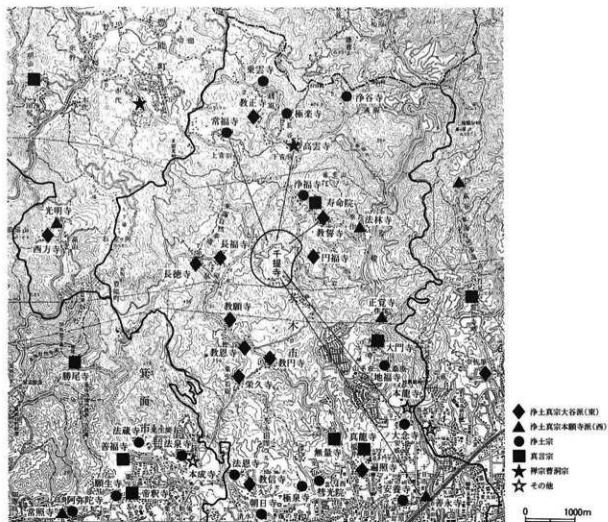


図6 千提寺の檀那寺(宗派別寺院分布図)

(1) 千提寺

千提寺惣道場（国見山惣道場を引き継ぐか）

現在、千提寺には寺地名が付きながら、村寺がない。寺請檀家制度が制定された近世期にも寺はなかったであろうか。しかし、今回調査でその残影をつかむことができた。カソリック教会「愛と光の家」の前の道、すなわち、もとの高札場の前の道は、上ダイ条にあがる坂道へと続く。この坂道の付け根付近に、明治27・8年位まで千提寺道場と呼ぶ小堂があった。今では道になってしまったが、「道場藪」という地名が残っているので、中谷 茂、中谷 栄両氏が位置を推定されたものである。道場主は、近世期の庄屋の乾家であった。道場は乾家の廃絶によりなくなった。

『村史』によれば、粟生岩阪の永久寺記録に「文化十三(1816)子九月廿六日千提寺敷了入院、嘉永五(1852)壬子年千提寺大破に付奉加四百目九ヶ寺軒別一匁宛」などが散見されると云う。「入院」は、一般的には本山への住持挨拶を示し、開山時や代替り時にされるが、この場合は文化13年に千提寺が再興されたことが文意から読みとれる。

第6章でも述べるが、当時は再興という形でしか新寺の建立は認められなかったはずである。したがって、過去に寺が存在していたことが推測できる。すなわち、中世には当地に国見山惣道場があったとされる。国見山惣道場の本尊は、方便法身尊画像である。これは、石山合戦に当地の勢が加担した礼として本願寺顕如上人から下付されたものという。石山合戦が終わったのは天正6(1578)～天正8(1580)年頃である。寺にあった画像は、明治の廃絶後、安元教誓寺に安置された。画像には「五ヶ庄」「三月」「知行」などの裏書きがあった(奥野慶治;1935)。教誓寺に安置時に、同寺のものとしての裏書きが貼り直された。



写真1 聖徳太子像
(千提寺道場)

なお、村史に国見山惣道場は浄土真宗(東)大谷派と記される。しかし、千提寺道場は、浄土真宗(西)本願寺派であったといわれる(免山 篤・中谷 茂氏教示)。国見山惣道場と、近世に再興という形で新しく建立された千提寺道場に直接的なつながりはあったのかどうか、今後の課題である。

中イ条の中谷 茂家には、千提寺道場のものとされる聖徳太子画像(写真1)とともに、寺とは直接関係ないが、以下の史料なども残されている。

- ①「文政元(1818)戊寅年八月吉祥日 御條目御触写 千提寺村 乾常左衛門写之者也」
- ②「文久元(1861)年酉年 御初穂上納記 十二日講下組」

一族・一統別の檀那寺

千提寺には、以上のように、どうやら寺号免許は得ていなかったらしいが、寺に類するものがあった。もっとも、寺が再興されたのは、すでに寺請檀家制度が定着していた文化13(1816)年と、遅かったのである。

藤波氏によって問題にされた宗旨であるが、千提寺居住家各戸別に1998年に確認調査を実施、一族別に次の4カ寺の檀家となれていることがわかった。これには、現代の転入者は含めていない。

- | | |
|-------------------------------------|------------------|
| ①曹洞宗：下音羽；高雲寺(元和年代(1610年代)創建) | 16軒(東家・中谷家・上家) |
| ②浄土真宗(西)本願寺派：十日市町；善永寺(文明7(1475)年創建) | 8軒(百合家・箕山家・上家1軒) |
| ③浄土宗：上音羽；常福寺(創建年不詳) | 5軒(中井家) |
| ④浄土真宗(東)大谷派：安元；教誓寺(創建年不詳) | 2軒(乾家) |

同様、『村史』（昭和10年出版）にも千提寺村の宗旨が記述されている。次のものである。

①曹洞宗高雲寺檀家 22軒

②十日市善永寺檀家 9軒

③安威大念寺檀家 もと1軒、当時4軒（幕末から赤才に分家ができたため。）

現在と昭和10年の状況を比較すると、軒数の減少とともに、次の点に違いが見られる。

現在の③は、戦前までは安威：大念寺（浄土宗）の檀家であった。大念寺は檀家数が多いので、戦後に近くの常福寺に変わったと今回調査でも聞いた。したがって、以下、③は安威大念寺で述べる。

④は、現在、浄土真宗（東）大谷派の檀家であるが、近世期には（西）本願寺派であった系統を継がれている。しかし、村史に記述がない。したがって、これについては新しい宗旨であることがわかる。

なお、現在は転出されているが、もと赤才居住の円岡家は法華宗（現・高槻市大手町日蓮宗本行寺の檀家）であった。藤波大超氏の著述中、千提寺の宗旨に法華宗が含まれるのはこれによる。ただし、『村史』の記述によれば、赤才は幕末以降の分村なので、円岡家は、したがって、近代以降の転入と推測される。また、転出者で、共同墓地に記された他の6姓のうち、横大路・米村の2姓は浄土真宗であった。他は不明である。

以上から、現在は4カ寺に分かれているが、江戸時代ではどうやら①～③の3ヶ寺に分けられていたらしいことがわかった。

下音羽の高雲寺

下音羽は、禅宗のうち曹洞宗の高雲寺が村寺になっている。したがって、下音羽はすべての家々が檀家になっている。そして、千提寺の、現在では全戸のうち半数強になってしまったが、多くの家々もまた、高雲寺を檀那寺にしているのである。何故に千提寺の家々が高雲寺を檀那寺にしているのか。また、千提寺のその他の家々が何故、浄土宗、浄土真宗（西）本願寺派と分けて、遠くの寺の檀家になっているのか。これは、千提寺がキリシタンであった関係とは推測されているが、しかし、只今の千提寺の人々にも、各寺とのつながりは不明になっている。

高雲寺は、第3章、また、第4章でも述べるが、本章では高雲寺の謂われをまず、紹介しておきたい。

高雲寺は、元和元(1615)年（『大阪府全志』）、元和5(1619)年6月21日（『わがまち茨木』神社・仏閣編）と、出典によって創建年が異なるが、いずれにしろ、元和初年頃に建立された。親寺は、細川ガラシャ夫人の菩提寺でもある禅宗の一派、曹洞宗の崇禅寺である。崇禅寺は、大阪市東淀川区にある。ガラシャ夫人の人質拒否による殉教（慶長5(1600)年）は、西軍の志気を削ぎ、関ヶ原の戦いで東軍勝利に導いた原因の一つとされる。キリシタンではあっても、夫人は徳川幕府のいわば恩人として崇められた。また、細川家は中世期、摂津国の守護家でもあった。安威川流域の安威氏に軍を要請する書状を出したり（注1）、細川家と当地域との関係は、多少、語られるところである。元和初年の頃はキリシタンが禁制ではあったが、下音羽、千提寺ではまだまだ秘かにキリシタン信仰が盛んな時であった。いわば、キリシタンにとって仮託の寺とするには非常に意義ある寺であった。したがって、創建時からそうであったのか、すなわち、誰が、いつから、どのような理由で崇禅寺と高雲寺を結びつけたか不明であるが、禅宗の寺がキリシタンに対して寛容な態度であつたらしいことが云われている。禅宗僧は、貿易の仲介者の役割もはたしていたと云われるが、理由はこれに繋がるのであろうか。元和5年に京都所司代となった板倉重宗などが関係していたのではなかろうか。今回、残念ながら時間がなかった。この点は、将来の課題としたい。すなわち、高雲寺は、下音羽および千提寺住人にとっても、当時の領主

重宗がキリシタン詮索を実施した寛永期、あるいは寺請檀家制度の確立された寛文期に強制的に割り振られた檀那寺ではなくて、もとの村寺であったのではなかったかと、第3、4章も絡めて推測する次第である。なお、千提寺での高雲寺檀家だけで共有地をもっている。クルス山の寺畑である。

もっとも、今回、以上の3寺の寺の過去帳については未調査に終わった。しかし、下音羽高雲寺については、過去帳が戦災を避けるために崇禅寺に預けられ、焼失が行方不明になったとされることは、非常に残念である(1999年高雲寺調査)。

神社

千提寺全体の氏神は天満宮である。他に、中イ条には字賀大善神が祀られている。祭神は巳さん(白蛇)とされる。祠の位置から本来は中イ条居住者の守護神かと思われるが、現在、東家・中谷家一統で



写真2 字賀大善神の祭り(茨木市千提寺)

祀られている。ただし、その中でも、1998年12月の参加者を見れば、かつては隠れキリシタンとしてつながりのあった家と中谷家一統が中心であった。

祭日には字賀善神、正一位稲荷大神、南無妙法蓮華経の3枚の幟があった(写真2)。白蛇を祀ったり、南無妙法蓮華経の幟は、竜王山の関係ではというのが地元の教示であった。祭日の参加者は天満宮より多い位という。7月23日、12月23日が祭日である。

なお、字賀神は、一般的には、①食料を司る福神で稲荷神に付会し、狐のそばに白蛇を描いた像を祀る、②弁財天女と使いの白蛇神を祀って福徳果報を願うもの、③白蛇または財宝の神とされている(『神道大辞典』臨川書店 1937)。千提寺もどうやらその通りではある。

しかし、キリシタンにとって本来、蛇は邪悪なものである。下音羽大神家の銅版画の一枚にアダムとイヴの絵が小さく描かれたものがある。二人が禁断の木の実を食べてエデンの園を追われたのは、蛇による策略であった。したがって、キリシタンは蛇を

嫌うという。これが祭神になったというのは、やはり、仮託の信仰であろうか。千提寺では不明になってしまったが、何時から、また何故に字賀大善神を祀るようになったのであろうか。

(2) 泉原

寺関係

長福寺(東谷・東溪山、本尊免許寛永元(1624)年・寺号免許貞享2(1685)年)…浄土真宗(東)大谷派
長徳寺(西谷・西溪山、本尊免許慶長17(1612)年)…浄土真宗(東)大谷派

堂関係では、中垣内東部に薬師堂、大中に不動堂、千本と中垣内・西垣内・日余峠に地藏堂がある。ワラン堂は、通称地名として残っている。別に清水原の前あたり、グラウンドの南東の一角に堂があった(字名:堂の前)。明治以降に、マチ合わせをして田に返した。大中の不動堂は石造不動像を祀るが、堂内には一石宝篋印塔もあった。

神社関係

素盞鳴尊神社、諏訪神社がある。素盞鳴尊神社は、元禄5年の寺社吟味帳、慶応4年氏神取調帳では単に氏神と記載されたように、泉原の氏神である。諏訪神社は寺社吟味帳などには「諏訪大明神」とされる。

慶応4(1868)年辰閏4月氏神取調帳 泉原村 (寺野允将氏所蔵文書)

- 一、氏神午頭天王 (上宮)
- 一、諏訪大明神 (下宮)

但シ、御神躰御木像

諏訪神社は元和6年に社殿再造の記録があったらしいが(『村史』)、小出氏の個人社であったという伝承がある。両社の氏子園については、表1参照。字名堂の前に「御輿が埋まった」という伝承をもつ田があり、牛が入ると雨が降るといわれる。

他に、上殿垣内の南西部で下条に張り出した丘陵の上に祠があり、稲荷神が祀られていた。また、東垣内の奥に金比羅宮、南条の旧峯家の裏山に祠がある。中垣内の1軒に素盞鳴尊神社の旧祭神であった午頭天王木像が祀られている。

(3) 佐保

寺関係……泉原の2寺と同じく、いずれも浄土真宗(東)大谷派の寺院である。佐保6株のうち免山と馬場の2集落は、株単位で寺をもっている。門徒の寺は住職が世襲制で、本堂とともに庫裏さえも建物も村持ちが本来であった。寺は、したがって土着性が強く、その歴史は村の歴史の一端を示すことにもなるようである。

教願寺(本尊・寺号免許延宝5(1677)年;免山) 1998(平成10)年に本堂の立て替えが完成した。

教恩寺(現在は松谷、もと伏原にあった。真言宗であったが高山右近の兵火で焼かれた伝承がある。

元和年中に再建か。本尊免許寛永6(1629)年;庄ノ本・梅原・屋上・神合)

教門寺(大正3年8月22日火災のため来歴不詳;馬場)

神社関係

たかくら
高座神社(字サナベ)

ことしろ
言代神社(字馬場山)

高座神社は、佐保村の氏神である。教恩寺に隣接する小丘の上にあるが、字名は、教恩寺が松谷、高座神社がサナベ(佐奈邊)となっている。もとは庄ノ本の上野家裏山にあったが宝暦3(1753)年に着工、同4年に遷宮した記録が、神社の宮座である神田講文書(免山 篤氏保管文書)に残る。庄ノ本には現在も小社が祀られる。なお、高座神社というのは明治時代以降の名称で、以前は「上宮」と呼ばれるだけであった。

対して、馬場には言代神社がある。言代神社の氏子は馬場の居住者なので、馬場は寺だけでなく、神社も自集落だけで設営されている形に見えることになっている。これらの点で、馬場は他の集落とは異なり、独自性を示すことが注目される。ただし、言代神社は、もとは、中世の忍頂寺五ヶ庄の本所であった忍頂寺の八所神社と同じく「八所宮大明神」と呼ばれていたという(『村史』)。八所神社は車作の字板谷にもあり、これは現在、皇大神宮に合祀されている。

以上から、もとは佐保の氏神があった庄ノ本、同じく自集落だけで寺をもつ免山、また、梅原など、時期によって違って来るであろうが、佐保村の成立・構成について各集落の性格が論じられるときには

引き合いに出される事項である。

(4) その他

本周辺部地域では、図6にみるように、一村一寺が多い。しかしながら、本地域周辺部では所属村寺の檀家ではない話を聞くことができた。幕府による寺請檀家制度は、村寺か、周辺部の寺による厳格なものと思っていたが、そうではないようである。しかし、以下によれば、高雲寺を含め、寺決めは、旧状把握主義と云うか、現状把握主義というか、見方によっては温情主義に見える、しかし、厳しい宗教統制が存在するようである。支配者側が人心を取り込む非常によく考えられたものではないかと推察する次第である。以下にも小さな歴史が垣間見えるようで、記しておく。

①大岩の国見

大岩は、円福寺(浄土真宗(東)大谷派)が村寺である。うち、国見には移住伝承があり、もと現・兵庫県尼崎市田能の住人であったが、猪名川の氾濫でたびたび影響を受ける土地であるために高所を求めて移住してきたと云われていた。これは、現在も国見が彼の地の寺を檀那寺としていることで理解されていたという。ところが、檀那寺である覚円寺(浄土真宗(西)本願寺派)の記録によって、寺と国見の関係が平成7年に判明した。国見の住人は、天正7(1579)年に荒木村重と戦った一統だという。この時、村重が負けた。戦国時代の歴史が今に生きていた。詳しくは民俗・社会環境調査班の報告によりたい。

ここで問題にしたいのは、寺請けが決まった時期である。覚円寺は、文明15(1483)年創建とされるが、寛永18(1641)年に寺号免許を得て再興された。すなわち、以降に、国見との檀家関係ができたのではないか。領国も異なる寺の檀家を続けることができたのは、当時の領主であった板倉重宗家の調整があったのかどうか。それとも、寛文期の高槻藩主永井家の調整かどうか。

②車作

車作は、浄土真宗(西)本願寺派富田本照寺末の法林寺が村寺である。うち安元に近い板谷の10軒余は、教如上人が興した東本願寺の別格末寺となった富田教行寺の檀家になっている。対して、安元の教誓寺を含めて周辺部の浄土真宗(東)大谷派寺院は、大半が富田教行寺末である。同じ(東)大谷派であっても、直接的な檀家と末寺の檀家の違いに、布教の時期の違いが読みとれるとされる(古谷叔彌; 1989)。

③高山

高山右近家の出身地高山で、高槻市安満の安満山浄誓寺(浄土真宗(西)本願寺派)の檀家9軒があると、『村史』に掲載されていた。同寺は、第4章で述べた石山合戦に関係する寺であり、また、第3章で述べているキリシタン・カレンダリヨ(人見ポーロの暦)が発見されたキリシタンゆかりの寺でもある。この寺請けも、旧状・現状把握主義の典型例であるのではないか。

(5) 講・宮座関係

本書Ⅰ. 民俗・社会環境調査班の報告でも強調されているが、泉原・佐保・大岩、また、粟生村のうち粟生岩飯は、すべて、浄土真宗(東)大谷派の寺が村寺である。したがって、九日講と報恩講が本地域の寺の二大行事となっている。九日講は、宜如上人御文が読み上げられ、茨木別院の末寺40余カ寺が毎月の九日に回り持ちして開催される。ただし、1月は茨木別院、2月は茨木教行寺で開催されることが決まっている。休みの月もあり、各村の寺では4年に1回開催順が廻ってくる勘定という。報恩講は東本願寺の説教僧が来るもので、親鸞上人の命日9月18日を中心として、これも順に村寺で開催されて

いる。馬場では、8月8日頃に別に八日講があったようである。

なお、講だけでいえば、以上の講とは別に、例えば泉原では、長徳寺が説経に来る講員9軒のお名号講、長福寺が来る講員8軒（もとは12軒）の粟師講など、寺と地域が密着した講もある。他に、確節講（西垣内の場合、地藏講全員が入る。確節講の中に地藏講分もある。確（格）節講と弓講は別。）、千本・日余などの地藏講、金比羅講、伊勢講、愛宕講、東西講、だれでも入れるものと、そうではないもの・多少の階層性をともなうものなど、各種の講が村内にあった。対して、高山を含めた周辺部地域にわたる講もあったようである。この情況は、各集落も同様である。

門徒の寺は行事が少ないといわれるが、直接寺に関係するしないにかかわらず、各村では幾重もの講が錯綜し、しかも、九日講、報恩講で集落の範囲を越えた地域間のコミュニティがはかられてきたのは、戦国時代に一向衆としての結束力が強かった地域であったことを再認識させられるようである。

宮座については、本地域ではほとんど聞かない。佐保の高座神社には、言代神社がある馬場を除く佐保村の範囲で^{こうざ}神田講があった。ただし、宮座でありながら講の名付けになっている。なお、本調査地域の神社は、いずれも神官職が置かれていない。神事には福井の新屋坐神社などの神官が来られる。泉原では任期1年の神主役が村内にあり、世話をつづけたという（『村史』）。泉原の1軒に古い神像が祀り残されるのもこの関係である。

4. 墓地調査

藤波大超氏が千提寺にキリシタン遺跡を結びつけられた理由の一つは、千提寺が周辺部集落に比べ、墓地が断然多い、しかも、独立（個人）墓が多いということであった。

しかし、独立（個人）墓という名称は、共同墓地ではなく、1軒だけの墓をつくって祀られたものを指す。独立（個人）墓と呼んでしまうと、個人を祀った意にもなり、家単位の先祖代々を祀った墓の意とはとらえにくいと思われる。しかし、適当な呼称がないので、本稿では仮に一軒墓と呼称しておく。以下、調査した3地域では墓地がどのようになっているのかを確認した。なお、地域外の墓も、参考として記したことがある。

結果を先に述べる。近世以降の墓地の設営単位で見ると、

- ①下音羽の大神垣内は同族墓地を守っていること
- ②千提寺には戦後、共同墓地ができたが、同族墓地が残っている。しかし、一軒墓をもつ家もある。同族墓地より一軒墓が古そうではあるが、前後関係は不明である。
- ③泉原では共同墓地が古く、最近の傾向として一軒墓が増えている。
- ④佐保では一軒墓が古く、共同墓地にまとりつつある。

ことなどがわかった。

以上から、下音羽、千提寺においては、同族墓地が本来であること、泉原、佐保では同族墓地がみられないことがわかった。すなわち、本地域では、村の事情によって各種の規模の墓があることがわかった。

また、墓制においては、

- ①上音羽には、中世の一般的な特徴を残す共同墓地が現存する。
- ②下音羽には特別な墓標を持った同族墓地があった。
- ③千提寺にはとりたてて特徴的な墓制は一見して残っていないように見えた。

ということがわかった。

しかし、以下によれば、調査地域の近世期以降の墓地は、狭い地域でありながら多様な墓が存在するようにみえるのではないか。

(1) 上音羽

共同墓地（浄土宗の墓）（PL. 1）

上音羽クラブのすぐ前に、手前が現代の新しい石塔が林立した墓地、そして、その後ろの小丘に、現代の石塔が立つ以前の姿を示す墓地が眠るように存在している。小丘入り口には6地蔵が並んでいる。これを少しやり過ぐすと、苔むした小丘に広がる墓地がある。手前は小さな平坦地で、左手に石造地蔵像が安置された覆い屋がある。地蔵像は応永3（1396）年の銘があるという（免山 篤氏教示）。光背があり、端正な顔立ちで丁寧な彫りの立像である。泉原や佐保にみられる数少ない地蔵像とは違う古い時代のものであることが分かる。近くには、これも中世と思われる造りの宝篋印塔の一部が欠失したものである。

墓碑は、大半が中世の阿弥陀像の石仏である。その前には、五輪塔の台座などを転用した方形に近い平石を置いている。供物台になるのであろう。中には一石五輪塔もある。小山の上の方には、忌（斎）垣があり、中には塔婆などが入っている。正しく、中世からの浄土の世界の墓である。佐保クルス（栗栖）山墓地で推測する、はじめは五輪塔が並んでいたが、中世も最後の時期になってくると石仏が立ち並んだ景観になるのでは、という姿を示しているものではあるまいか。

もっとも、この墓地は、現在もお参りがある生きた墓地である。斎（忌）垣の1つに平成8年の塔婆があった。しかし、第4章で述べるとおり、本地域は、とくに本村は、中世の名主層（有力農民層）の家筋が現在まで変わらずに残っていると思われるところである。したがって、墓地も、中世から変わらない景観をそのままに残しているに違いない非常に貴重なものである。新しい石塔がこちらまで進出することのないようにと祈りたい。中世当時の本地域での一般的な村墓の様子を推測できる例として報告させていただいた。

(2) 下音羽

下音羽は、千提寺と同じくキリシタンの里である。しかし、千提寺とはキリシタン墓碑に違いがあるなど、両集落のキリシタン信仰の中身に多少の違いがみえる。したがって、千提寺と違うかどうか、下音羽の墓地を拝見させていただいた。

下音羽としての共同墓地は高雲寺の裏山にある。これとは別に、大神垣内に同族墓地が1カ所ある。大神垣内は、オガミジヨと呼ばれる。すなわち、大神条である。

①オガミジヨ（大神条）の同族墓地（PL. 2-1～5）

裏山の細い道を曲がるように少し上ると墓地になる。最初の左手の小平坦地に1軒分の墓、右手に少し入ると平坦地に2軒分の石塔、その左手の少し上段に5軒分の石塔がある。先の右手平坦地をさらに上がると、丘陵斜面を利用した広い墓地に出る。この丘陵斜面地は、キリシタン遺物所蔵家である大神家とその分家、現在は計2軒が守る墓である。石塔は少し振っているようであるが、すべて西向きである。

ここでは敏治家のこの斜面地の墓地をみたい。斜面地下半部には、石塔が立つ区画が敏治家で6カ所、離れて分家分が1カ所ある。各区画には、幾つかの石積み墓標がある。仮に石積み墓標と呼んだのは、両手でもちあげるような大きさの円礫を50cm～1m近くの高さに積み上げたものである。崩れたものは別として、単に山積みするのではなく、頭が丸い小山のような形に積むようにみえるのが特色である。区

画に続く斜面地上方部は、標識程度のもを含めて石積墓標が約30ほど点在する。

なお、区画にある石積墓標には、この上に石塔が立てられているものがある。また、石積墓標を取り除く形で基台部が石積みの高さの石塔を立てた例もある(区画⑦)。明らかに石積み墓標が存在することを意識されているのである。石積墓標の上に石塔ではなくて、石仏様の石を立てたものも幾つかある。はじめは石積墓標だけの墓地であって、石塔の年代は近世後期以降であるので、石塔が入りだすと、これに変わっていく状況を示しているのであろう。

この石積墓標の頭の丸い形は、大神家が所蔵するキリスト磔刑像の十字架の下にある半円形のゴルゴタ山を思い出す。あるいは、墓標は、これを擬しているのではないかとの懸念がある。とくに、斜面地中央部周辺にある数基の石積墓標の形が、何か特別なものを表現するかのよう象徴的である。

石塔は、方柱形と櫛形があった。明治末年に方柱形が使われるようになる。石塔の中には、「文政十一之年」と銘されたものがある。少し変わった表現ではなかろうか。なお、斜面地の下から区画に番号を与え、銘の年号を記録した。①～⑥は本家管理分、⑦が分家管理分である。

①明治39年(方)・昭和11年(方)・昭和45年(方)

②文政11(1828)年(櫛)・天保12(1841)年(櫛)

③天保7(1836)年(櫛)

④明治8年(櫛)・明治10年(櫛)・大正8年(方)

⑤天保11(1840)年(櫛)

※墓石の形態

⑥文久3(1863)年(櫛)・明治24年(櫛)

(櫛)：櫛形

⑦文化7(1810)年(櫛)・大正6年(櫛)・昭和4年(方)・昭和48年(方)

(方)：方柱形

また、斜面地の最上部、石積墓標とは離れた位置に、畳1枚より大きめの方形に石を並べて土を入れた基壇状のものが1基だけ造られている。南北軸方向で西側2.12m、東側2.05m、東西軸で1.20m、高さ約0.3mである。これは「長持ち墓」と呼ばれている。文字通りの墓か、あるいは何かを立てられていたのか、これが何であるかは不明という。敏治氏がこの話をする時、発掘調査をしつらよいと云われるという。下音羽では、禁教期にキリシタン遺物を埋めたという伝承がある。したがって、棺桶ではなくて、キリシタン遺物が埋められた可能性も存在するかもしれないからであろう。1998年に発表された高槻市埋蔵文化財センター調査の高槻城三の丸跡のキリシタン墓は、もちろん土葬であり、長方形の寝棺形木棺が使用されていた。敏治家の長持ち墓には花筒が二つ供えられていた。上横に大きい石があるが、自然の石という。事実、見た目では何もないようである。

周辺部の墓地と比して、非常に特異な石積みの墓標をもつ墓地である。また、長持ち墓がある。本墓地は、大神カイチの中に設営され、外とは隔離された世界である。おそらくキリシタン信仰と関係する意味をもつ墓地ではないか。

なお、オガマジヨ墓地には、一石五輪塔や阿弥陀石仏などの古い墓石は見なかったことを記しておく。

②高雲寺の墓地 (PL. 2-6~8)

下音羽の共同墓地である。石塔が林立するが、その以前は先の石積墓標であったことを示すものが複数区画に残っていた。この石積墓標の上には、中世の石仏が立てられたものがあった(PL. 2-6)。なお、高雲寺墓地には、墓道の六地藏替わり、また、墓地への入口など、中世石仏(阿弥陀像)が利用されることが多い。中世墓地の存在が推測される。

(3) 千提寺 (図8参照)

土葬が主体で火葬はなかった。1軒だけで墓地をもつ家、一族あるいは一統で墓地がある家など、各種の様相をみせている(図8)。しかし、現在は、全戸が戦後に整備された共同墓地にも墓をもっている。したがって、1軒で、一軒墓・同族墓地・共同墓地の3カ所に墓参りをされる例があった。一軒墓や同族墓が古く、現在、共同墓地に移転されつつあるのが千提寺の様相である。一軒墓でみた石塔の年号は、明暦3(1657)・明和2(1765)・安永6(1777)・天明6(1786)年があった。周辺部に比して、年号は古い傾向があるようである。

①上ダイ条

茨木市立キリシタン遺物史料館を囲む小丘とその上山に東家一統の一軒墓が離れた形で2軒分並ぶ。1軒は古いもので明和2(1765)年の石塔が立つ。しかし、藤網家の石塔は明治38年と新しいが、中世の一石五輪塔があった。別の場所に中世の墓地があるのか。近世庄屋乾家の墓は、ナカンタニの上の小丘平坦地に忘れられたように残っている。「乾氏先祖代々墓」は天明6(1786)年であった。百合家はクルス山に一軒墓をもっていた。石塔は、文久元(1861)年であった。

②中イ条

千提寺共同墓地(通称地名オビロ)は、もとは同カイチの何軒かだけの墓地であった。また、ナカヤの山と呼ばれた山中の「墓の丸」には、中世の石仏や一石五輪塔が少し顔を出した形で埋もれている中世墓地跡がある。中谷一統の中世墓地であったことが推測される。同じ一統でも栄家は、日名戸の耕作地の前面のマエノヤマに一軒墓(ただし、埋め墓)をもっていた。古くからの分家が推測される。

浄土宗の墓は「浄土墓」と呼ばれる。マエノヤマに続く小丘にある。毎年盆前に手入れをされるといふ埋め墓の土盛り数が全体で30余もあった。墓地の景観としては、周辺部での状況に比して特徴的である。土盛りは、下音羽大神家所蔵磔刑像のゴルゴダ山の丸山を思い出させる。しかし、このような謂われや関係はもちろん無い。浄土墓の石塔で古いものは安永6(1777)年であった。別に、上中井家は、自宅裏山に一軒墓をもたれる。明暦3(1657)年銘の石塔があった。これについては後述する。

③小山条

本カイチの居住地は、山懐二カ所に分かれている。それぞれの山手に一族の墓地がある。上家の石塔は書き直されたようで年号が明確ではない。箕山家の石塔は、寛政5(1793)・文化4(1807)年銘があった。

④明暦3(1657)年銘の墓

千提寺で明暦3(1657)年11月銘の墓石があった。今回調査した千提寺・泉原・佐保の村墓の中で近世期のものとしては特別に古い石塔である。また、近世の村墓石塔にしては少し大きく立派であると思えるものである。次に続くのは、馬場共同墓地の延宝3(1675)年「空殿夢庵庵主」が特に古いものであり、そして、泉原の寛永2(1749)年銘である。他地域ではわからないが、調査地域内では普通は古くても1800年代以降であり、この年代差は大きい。

この明暦年号については関連資料がある。第3章第2節を参照されたい。高槻藩永井家が領主となった明暦年中の8月25日、隠れキリシタンの嫌疑をうけ宗旨不足ということで村預けになっていた下音羽村百姓作兵衛が病死したところ、高槻藩は家臣を派遣し検分、近隣の浄土宗寺院で葬式を出させたという。明暦年代は短く、4年までである。したがって、ほとんど同じ時期である。立派なのは、村墓にあるものとしての石塔がまだ一般的にはそれほど製作されていない時期のものだからであろう。

すなわち、上ダイ条の東家一統でみれば、キリシタンを表明されていない鹿男家と、もとキリシタンの藤嗣家の近世期における石塔年代の差は歴然とする。もちろん、藤嗣家は中世か、近世初頭の一石五輪塔を祀られている。慶長8年の上野マリア碑は自家のものではないようである。しかし、近世期での檀家制度が確立された寛文年代以降、仏教徒としての証である石塔の建立はみられない。近代以降になるのである。中イ条でも、中井家一統の仏教徒としての石塔はいずれも古い。しかし、キリシタン墓碑を除いて中谷一統の近世期での古い石塔はみない。千提寺共同墓地にみる石塔は、近代以降のものである。小山条も、上家母家は年号不明であるが、古いとは思えない。対して、箕山一統の石塔は古い。

以上のように、千提寺が周辺部に比して相対的に石塔の建立が早かったこと、この古い年代の石塔がキリシタンとわかってきた家以外の家々のものであることを考えると、隠れキリシタン監視の影響がうかがわれる。キリシタンではないということの証明にやはり石塔が早く導入されたものではないか。

(4) 泉原 (図8参照)

西山の日余地藏堂近くの地藏山に中世墓地がある。近世以降の共同墓地は、次の3カ所である。

①ゴトクの墓 (図7参照)

西垣内の墓。山の斜面地を利用し、多少の拡張がみられるが、一カ所にまとまった墓地である。墓石は南面する形になる。

石塔は寛永2(1749)年が一番古く、寛政2(1790)年がこれに続く。文政・嘉永・安政・文久が少し。以降、明治、昭和期が多い。大正期は少ない。

②ヨスミの墓

中垣内・下条・南条の墓。南条は集落が遠いので、近年、自宅の近くに一軒墓を新設された例が多くなった。ちなみに、南条での一軒墓に享和2(1802)、享和3(1803)年の石碑があった。

ヨスミの墓は、集落部を突き抜け、天満宮の横を大きく曲がり、少し離れた耕作地帯の裏山の一角に墓の入り口がある。ヨスミは、五百住と書く。池名も同じである。しかし、謂われは不明である。現・高槻市の地名、五百住と関係があるのかどうか。京都所司代板倉重宗が領主であった寛永14(1637)年「摂州太田郡泉原村地改帳」にはすでに「よすミ」の地名が記載される。

ゴトクや、千本の墓とは違って、1本の中心墓道の両側に墓が並ぶ。墓は、石塔が林立したもので、個々に埋め墓の標石がある場合がある。南条の埋め墓は、一カ所にまとまっているよう



図7 茨木市泉原ゴトクの墓 墓石配置図

である。途中に小区画があり、願持堂と呼ぶ南無阿彌陀仏碑を祀ったお堂が建っている。これが霊場である。墓道がさらに奥へと延伸し、最奥には一軒墓が2軒分、少し距離をおいて連なる。入り口から100m位になるのではないかと。墓地が奥へと進出していくのは新しい傾向である。

墓道は、入り口近くで五百住の池の方にも延びている。少しの集合墓地や一軒墓が、これも小間隔をあけて続いていく。入り口から池横の墓地まで、200m位も続くことになる。池の反対側の丘陵部にも、一軒墓や、同族墓地があった。

道沿いの入り口からは、集合墓地のようにみえていたが、ヨスミの池まで継続的に続く様子は、耕作地帯の上が大半、先祖達の眠る地になっているようである。

なお、石塔の年号は文化3(1806)年が一番古い。以降、文化・文政・天保・弘化・嘉永・安政・元治・慶応と続く。明治、とくに昭和が多い。

①千本の墓

東谷の墓地である。バス停泉原の信号を東に細い道を上がっていくと、千提寺の一町田に至る道となるが、途中で左折すると墓地に出る。墓地を行きすぐすと、千本の地藏堂に至る。千本の墓は、石塔が立ち並ぶ共同墓地である。石塔は天保・弘化・文久期のものが少し、明治以降のものが多い。

以上の共同墓地の他に、下条・南条の家々の一軒墓が集落内、戸板の橋を渡った佐保川対岸、あるいは遠く離れて西山の耕作地につくられる。どうやら、泉原では、一軒墓がつくられるのは、このように最近の傾向にあるようである。なお、西山新田斜面南側には、開発に関わった村田家墓が残されている(寛政12(1800)年)。

また、泉原で中世墓と考えられるところは、西山の地藏山、さらに、東谷の字名宮谷の奥にキョーレンと呼ばれるところがあり、墓地もあったのではと考えられている。

(5) 佐保 (図9参照)

①免山

集落部を突き抜け、上井手との交差部の右手小山上に共同墓地がある。各家は、石塔の他に自然石の墓標も寄せられていた。また、中世阿彌陀石仏を祀られる家が多い。もちろん、共同墓地は新しいので、抜き取られたものを集めた形で祀られている。別に、上井手が道を横切る交差部左側の丘陵地には、一軒墓が断続的に続いている。佐保栗栖山墓地のように、中世石仏が墓標として並ぶ墓もあった。埋め墓の一群もあるようで、中世の大規模墓地が眠っていることが予想される。

免山集落と佐保川を挟んだ対岸段丘面にも、断続的に一軒墓が並んでいた。

②庄ノ本

庄ノ本は一軒墓が多い。水利調査をしながら小丘や田の端、空地をみると、一軒墓があった。石塔の年号は、古いもので文化13(1816)年、大半が明治以降であった。共同墓地は、庄ノ本から上がり、尾谷に入る手前に張り出した小丘陵の上の平坦地に3軒分がある。石塔は文政2(1819)年が古い。

③梅原

集落から耕作地を見ながら谷奥へと歩き、小脇の池の少し手前をあがると、梅原の共同墓地がある。17基の石塔が並ぶ。墓石は安政4(1857)年が一番古い。明治以降が多い。

近世墓地とは離れた丘陵地に中世墓地がある。石仏が祀られる。

④屋上、松谷

耕作地奥を山手に上ると屋上の共同墓地がある。現在、3軒の墓がある。墓石は明治以降である。近くに中世墓地があり、以前に春日丘高校によって発掘調査が行われている。掘り出された石仏が共同墓地と一緒に祀られていた。他は一軒墓で、山道を少し入った平坦地などにあった。屋上の一軒墓に安永8(1779)年があった。松谷も一軒墓である。

⑤馬場

以前は一軒墓が主であったが、近年、共同墓地が整備され、墓は大半が集められた。佐保栗栖山墓地は、馬場の元墓と云われる。したがって、元墓にあった石仏は、この墓地で手厚く祀られている。

⑥神合

大井手の末端あたりに近世以降の共同墓地がある。集落とは離れた小丘地である。石塔群の中心奥に地藏石仏があり、霊場の中心仏となっている。石塔は昭和年代である。別に集落上の丘陵地に中世墓地があったことが、石仏祭祀の状況から推測される。

(6) 相撲取りの墓

鎌倉・室町時代における惣村では神事の一つに奉納相撲が行われることが多かった(箕面市役所; 1964)。時代は飛び、明治から大正期にかけて、「泉原踊り、佐保相撲」と云われるが、しかし、泉原も佐保ともに相撲が盛んであった。神社や堂地で奉納相撲があり、興行もあったようである。松谷の高座神社でも相撲興行があった。泉原の薬師講では堂前の空地で奉納相撲がおこなわれたという。別に、泉原の素盞鳴尊神社には相撲番付表が残っていた(PL.14)。当時の様子は『村史』に詳しい。

泉原・佐保では門人が顕彰、建立した碑・塚や墓石を道端や墓地にみることができる。門人とは弟子筋だけではなく、後援者が含まれるようである。

相撲取りの墓は、生まれ石、つまり、未加工の自然石を使う。相撲取りは裸の発想か。

泉原 ①ゴトクの墓	泉瀧幾五郎碑(大正12年)	菊嶋菊次郎墓(明治41年)
	丸嶋亀吉墓(明治22年)	白藤権太郎墓(明治34年)
②ヨスミの墓	一ツ石為吉塚(年号不明)	伊勢ヶ浜伊勢吉塚(明治45年)
佐保 庄ノ本バス停近く	若緑源次郎墓(昭和10年)	
馬場・集会所の横	虎林寅(定カ)次郎之墓(大正10年)	

5. 石仏調査

千提寺・泉原・佐保が属する地域で現存も祀られている石仏は、中世期に作られた阿弥陀座像である。ただし、呼び名は「地藏さん」である。

本来の地藏像は、非常に少ない。近代以降の地藏は、泉原下条の石屋であった石井家が製作されたものしか見ない。希に他の作があるが、それはごく最近のものである。また、千提寺には阿弥陀石仏はあっても地藏はない。赤才のヒノキ地藏も中世阿弥陀石仏である。他の2地区、泉原、佐保でいえば、地藏は集落の境にあり、しかも講をつくって共同祭祀として祀られるのが共通している。

石仏祭祀については図8・9、表2を参照されたい。石仏は、本来墓地にあったものを祀り直したとされるため、墓地分布図に併せて表示、検討材料とした。しかし、地域、地区によって、屋敷地に祀られるのが多かったり、耕作地に祀られるのが多かったりという傾向がある。最近、佐保では盗難・散逸防止のために整備造成工事などで動いた石仏については、墓地に祀り直される傾向があるようである。

(1) 千提寺

石仏の祀り方については、屋敷地や耕作地、とくに、耕作地に手厚く祀る場合が多い。例えば、小山条の自家の屋敷地裏山に、屋敷地内とは別に祀られた1基の石仏のたたずまいは、まるでマリア像であるかのような感慨にとらわれた。誠にこれは調査者の個人的感覚にすぎないかもしれないが。あるいは、かつて、石仏とマリア信仰とが結びついたものがあったのではなからうか。現況では判断できないので、表3に含めて祀られる場所を記録させていただいた。

(2) 泉原

①集落の共同祭祀で祀るもの(地藏講)

阿弥陀像の石仏は普通、各家単位で祀られるが、地藏像の石仏は講やカイチ単位で祀られるということがわかった。

千本・西垣内・日余にある地藏講は、元禄5(1692)年寺社吟味帳にすでに記載されている古い講である(『村史』参照)。なお、字名清水に下条の複数軒で阿弥陀石仏を祀るものがあった。調査した3地域では赤才のヒノキ地藏(実際は阿弥陀石仏)共同祭祀とともに珍しい。ただし、赤才は、集落の成立から近代以降の祭祀とわかっている。

東谷 …千本の地藏堂

中世の作かとされる石製丸彫の大型地藏座像が祀られる。地藏講がある。千提寺、佐保の境近くにある。

中垣内…お堂の中に阿弥陀石仏が集められ祀られている。地藏石仏はない。

西垣内…うえ山の地藏さん。「地藏菩薩」碑だけで、実際には地藏石仏はない。地藏講がある。昔は前の広場で盆踊りがあったという。

南条 …養生講場の地藏さん

実は、佐保の坂塚の地藏のことである。地番としては佐保地に属するようである。養生講は、飼牛の爪切りを行う講であり、したがって、藁草履が奉納されている。現在は、南条から近い

表2 中世阿弥陀座像石仏祭祀一覧表

地区	カイチ	祭祀	№	屋敷地・周辺地	耕作地	墓地	備考
千提寺	上ダイ条	個人	A1	○ (非戸籍)	○		耕作地にありを継続祭祀
			A2		○		
			A4		○		
	中イ条	個人	B1	○(非戸籍)		○	自宅裏山の1軒墓
			B2			○	
	共同	B3					
	共同	B4					
	共同	B5					
	共同	B6					
	共同	B7					
	共同	B8					
	共同	B9					
	共同	B10					
	共同	B11					
	共同	B12					
	共同	B13					
	共同	B14					
	共同	B15					
	共同	B16					
	共同	B17					
	共同	B18					
	共同	B19					
	共同	B20					
	共同	B21					
	共同	B22					
	共同	B23					
	共同	B24					
	共同	B25					
	共同	B26					
	共同	B27					
	共同	B28					
	共同	B29					
	共同	B30					
	共同	B31					
	共同	B32					
	共同	B33					
	共同	B34					
	共同	B35					
	共同	B36					
	共同	B37					
	共同	B38					
	共同	B39					
	共同	B40					
	共同	B41					
	共同	B42					
	共同	B43					
	共同	B44					
	共同	B45					
	共同	B46					
	共同	B47					
	共同	B48					
	共同	B49					
	共同	B50					
	共同	B51					
	共同	B52					
	共同	B53					
	共同	B54					
	共同	B55					
	共同	B56					
	共同	B57					
	共同	B58					
	共同	B59					
	共同	B60					
	共同	B61					
	共同	B62					
	共同	B63					
	共同	B64					
	共同	B65					
	共同	B66					
	共同	B67					
	共同	B68					
	共同	B69					
	共同	B70					
	共同	B71					
	共同	B72					
	共同	B73					
	共同	B74					
	共同	B75					
	共同	B76					
	共同	B77					
	共同	B78					
	共同	B79					
	共同	B80					
	共同	B81					
	共同	B82					
	共同	B83					
	共同	B84					
	共同	B85					
	共同	B86					
	共同	B87					
	共同	B88					
	共同	B89					
	共同	B90					
	共同	B91					
	共同	B92					
	共同	B93					
	共同	B94					
	共同	B95					
	共同	B96					
	共同	B97					
	共同	B98					
	共同	B99					
	共同	B100					

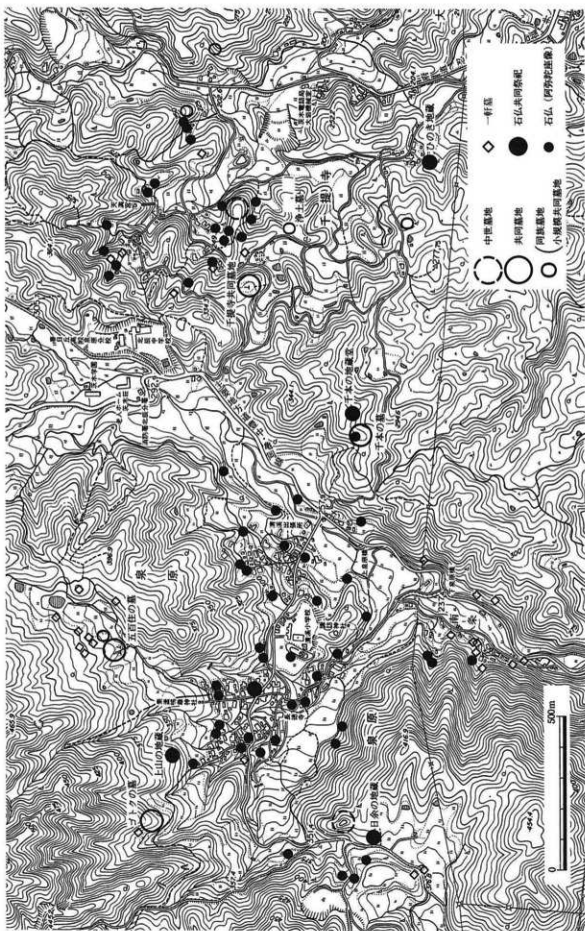


図8 茨木市泉原・千掛寺 石弘・墓分布図

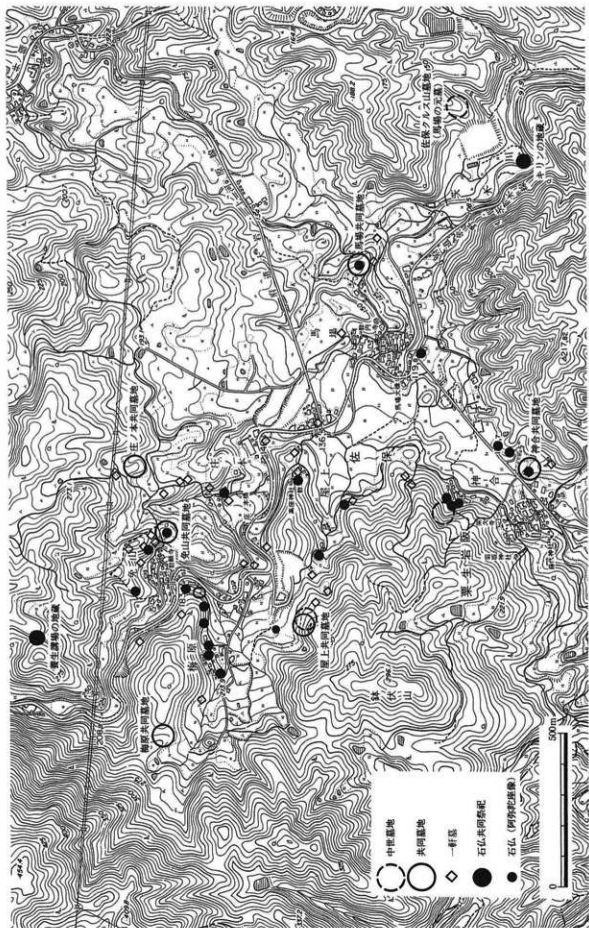


図9 茨木市佐保 石仏・墓地分布図

表 3-1 千提寺同族・一統別集落構成一覧表 カイチ:弓講・伊勢講によるカイチ分け (1998年9月現在)

姓	№	屋号	カイチ	檀那寺	石 仏(阿弥陀像)	一軒墓・同族墓地	備 考	
東	1	オクン ジョ	上 ダ イ 条	曹洞宗 下音羽・高雲寺	耕作地(トバ ¹) 3点・南面	一軒墓 一石五輪塔(火水地輪)	キリシタン遺物所蔵家	
	2	ヒガシ			・耕作地(けい ²) 2点・南面 ・モト井戸 1点・南面	一軒墓		
	3				耕作地(おほ ³) 1点・南面			
	4				記らない			
☆	5			耕作地(おほ ⁴) 1点・南面		石仏は自家のものではないが、祖母が祀る。		
百 合	6		赤 才	浄土真宗 (西)本願寺派 十日市町・善水寺	耕作地(おほ ⁵) 1点・南面	同族墓地?		
	7				ヒノキ地蔵 (赤才共同祭祀)			
乾	8			浄土真宗 (東)大谷派 安元・教誓寺	記らない	(近世期の乾家は一軒墓)	近世期の住屋家を継ぐ。 近世期の乾家は、(西)本願 寺派だった。	
	9							
中 井	10	ウエ ナカイ	赤 才	浄土宗 上音羽・常福寺 (田安成村 大念寺) ※ 戦後に寺変更 (大念寺の檀家が多 かったため近い寺 へ)	屋敷高山 (個人墓地内) 1点・南面	・一軒墓(屋敷高山) 五輪塔:火・地輪各2基 ・同族墓地(浄土墓)		
	11				ヒノキ地蔵 (赤才共同祭祀)	同族墓地(浄土墓)		
	12					同族墓地(浄土墓)		
	13						一統だが現代に転入	
中 谷	14	ナカヤ	中 イ 条	曹洞宗 下音羽・高雲寺	・もとの屋敷地 3点・南西面? ・耕作地か(旧宅近く) 1点・北面 ・耕作地(村 ⁶ に面す) 1点・東面	・山(ナカヤの山) 忘れられた中世墓が あるが、同族・一統 の墓も昔はここにあ った? ・もとの墓が千提寺 の共同墓地になった。	旧: まだま精舎の位置 キリシタン遺物所蔵家	
	15				耕作地 2点・南面		旧: 集落センターの位置	
	16				記らない		旧: 現在の教会の位置	
	17				記らない			
	18	キタ					もとの墓が千提寺の 共同墓地になった。	キリシタン遺物所蔵家
	19	アツチャ						もと、キリシタン
20	シntax			耕作地(村 ⁷) 1点・南面		もと、キリシタン		

表3-2 千提寺同族・一統別集落構成一覧表

カイチ:弓講・伊勢講によるカイチ分け

姓	No.	屋号	カイチ	檀那寺	石仏(阿弥陀像)	一軒墓・同族墓地	備考
中谷	21	インキョ	中イ条	曹洞宗 下音羽・高雲寺	・耕作地(伊ノノ)	一軒墓(瓦ノヤ)	キリシタン遺物所蔵家 埋め墓か
					1点・南面 ・一軒墓(瓦ノヤ) に続く尾根 1点・南面		
上	22	コヤマ ジョ	小山条	曹洞宗 下音羽・高雲寺	・屋敷地内 4点・南西面 ・屋敷地上 1点・南西面	同族墓地	
	23				ヒノキ地蔵 (赤才共同祭祀)	同族墓地	
	24						
☆	25		赤才	法華宗		上家の同族墓地	転出
箕山	26	オモヤ	ミネ山垣内	浄土真宗 (西)本願寺派 十日市町・善永寺	祀らない	同族墓地	
	27					同族墓地	
	28						
	29						
	30				一		同族墓地
☆	31		町田	浄土宗 上音羽・常福寺	祀らない		昭和20年代転入
	32		中イ条	曹洞宗 下音羽・高雲寺			

☆:同族以外の姓 ※最近の転入者については、記載しなかった。

※転出者については、同族墓地に墓石が残る場合のみ記載。千提寺共同墓地に残るものは含めていない。

※キリシタン墓碑は、本表に含めなかった。

こともあり、泉原から詣る人が多いようである。お産や婦人病にも効くと云われている。

下条 …日余の地藏さん

覆い屋の中に自然石「南無地藏尊 下条講中」銘碑を中心として、本来、真中にあるはずの地藏立像、一石五輪塔残欠、組み合わせ式五輪塔、阿弥陀石仏などが立ち並んでいる。

②個人の屋敷で祀るもの

祀る場所は、前庭か井戸の脇が普通である。移動すると不幸がある類の話はよく聞いた。来歴がわかる家は実際には少ない。「昔からあった」という答えが多い。

(例1) 家附近にあったが、道路拡張のため屋敷地内の庭に祀り直した。(北向きに祀る。)

(例2) 西山の耕作地にあったものを60数年前に引いてきて、屋敷地庭に祀った。(北向き)

石仏は、南向きが普通。したがって、北向きの地藏は怖い(強い)という。願い事をよく聞いてくれ

ると云う。

③耕作地で祀られるもの

西山地区の耕作地の高畦などに石仏を祀る箇所があった。しかし、いずれも、泉原の中世墓地とされる地藏山の周辺部である。祭祀地も同じように谷筋が開墾された斜面地や、その下であるので、地藏山墓地の続きがあり、これらから崩落したものを祀られたりしたものか。

④厄除けの地藏参り

第4章で紹介する中世での古い集落地域である下条、西垣内の地域だけに、家の当主の厄落しに地藏を廻る習俗があることを聞いた。したがって、下条や西垣内の家では庭に石仏を祀られている場合が多い。

大晦日の晩から正月元旦の朝にかけて、前厄、本厄、後厄、つまり、41～43才の3年間、毎回、厄の数だけの餅をもって地域の地藏にお参りし、地藏1基に各1個ずつお供えして廻る。地藏は一家所に数体祀られる場合があるが、それも各一に餅を供える。地藏とは中世阿弥陀石仏のことである。地藏であればこの地藏でもよいという。

中垣内や東谷ではこのような習俗はないという。また、その他の地区でも聞かなかった。大晦日に厄落しする習俗は珍しくはない。しかし、周辺部での同様の祭祀例を知りたいものである。

(3) 佐保

墓地で祀る場合、屋敷地の近くで祀る場合、耕作地で祀る場合がある。過去に行われた馬場のクルス(栗栖)山墓地発掘調査の結果、中世当時に墓標として使用された石仏が数多く出土し、現在、基本的には馬場共同墓地に合祀されている。これについては、本書Ⅶ、石造物調査の項を参照されたい。屋上共同墓地にも同じく、近くの中世墓地を発掘調査された時に出土した石仏が合祀されている。佐保のうち、梅原や伏原、神合などは、屋敷地の近くや耕作地など、比較的、手近なところに石仏が祀られているようである。中世墓地が集落に近いのである。しかし、現在、佐保では、道が出来たりで動かさなければならなくなった石仏は、意図的に墓地に集めて祀られつつあるようである。

キリンの地藏(頼欠地藏)は、実際はキリン製菓が祀っていた。しかし、中世末から近世はじめかと思われる立派なものである。福井との村境にあり、いわゆる村境に祀られる地藏であったと思われる。

6. 妙見街道の石造物

本域には、能勢妙見への参拝道「妙見街道」が通っている。能勢妙見堂は、日蓮宗の寺院である。しかし、鎌倉のエリザベス・サンダースホームを創立された沢田美喜女史のコレクションに、「背面に金属製キリスト磔刑像を後補した妙見大土像」があることで、キリシタンとの関係が云々されている。

妙見街道は、調査地域で見れば、大岩の国見から千提寺を通り、泉原、上音羽に至っている。千提寺と泉原の街道筋の関連石造物を記録した。南から記す。

- | | | |
|---------|---------------------|----|
| ①千提寺赤才 | 妙見大士の燈籠(享保3(1718)年) | 1基 |
| ②千提寺一町田 | 南無妙法蓮華経碑 | 2基 |



図10 茨木市千提寺 集落配置図

	鳥居（明治20(1887)年）	1基
③泉原と上音羽の境界	もとは千提寺口にあったが、道路拡張のため本地に移転	
（字：千本）	方柱碑	1基
	南無妙法蓮華經 妙見大士・天下泰平国家安全（天保3(1832)年）	

おわりに

以上、現地調査成果を簡単にまとめた。しかし、各地区での歴史性を把握するために再構成し直すまでには至らなかった。しかしながら、カイチや寺の宗旨、墓制などの調査によって、各集落の違いや特徴をかなり明確に把握できる地域であることがわかった。今後は、本調査の成果をふまえ、地元の方々、歴史に興味を持たれる方々や研究者が、さらに本地域に関心をもたれることに期待したい。一つを考えればいつかは答えが出て、さらに新しい問題点が湧きあがるというのが地域研究のおもしろさである。

次章に字名調査の成果、さらに、以下、本地域で現地調査を実施した成果をもとに、今回調査の大きな目的であったキリシタン信仰、および本地域の歴史的な特徴を示す事項を続けて報告したい。とくに、第4章で紹介する名田・名主の書き上げ文書は、早い段階で存在を知ってはいたが、別調査の地域外から提供されていた資料であり、中身は全く不明のものであった。ところが、今回調査の成果をまとめるにあたり、記載の名主が調査地域の家々の姓と一致するケースが多いことに、突然、思い至った。地域での馴染みがなければ、とうてい思いつくものではなかった。これらを含め、本調査の成果をまとめることができたのは、ひとえに調査に同行、たえずご訓導いただいた本調査特別調査員免山 篤氏のご協力のおかげである。文末ながら、謝意を表するものである。（文責 井藤暁子）

注

- (1) 松尾 寿「国人安威氏と守護細川氏」 1997
 ((財)大阪府文化財調査研究センター『安威川総合開発事業に伴う文化財等総合調査中間報告書』)

資料提供

大阪府北部農と緑の総合事務所……「府営圃場整備事業茨木北部地区平面図」
 住宅・都市整備公団……「北大阪丘陵地区水利調査図」

参考文献

- 奥野慶治：『綜合清溪村史』 清溪尋常高等小学校 1935
 高槻市役所：『高槻市史』第2巻 1984
 古谷叔彌：『車作と畑中権内』 1989
 茨木市教育委員会：『わがまち茨木』城郭編 1987
 茨木市教育委員会：『わがまち茨木』地名編 1988
 茨木市教育委員会：『わがまち茨木』神社・仏閣編 1989
 茨木市教育委員会：『わがまち茨木』水利編 1991
 (財)日本ナショナルトラスト：『自然と文化』54 [特集] 隠れキリシタンと鯨 1997



石仏の墓標が多い



忌垣



一石五輪塔



石仏の墓標

地藏は応永3(1346)年銘をもつという



茨木市上音羽の共同墓地（浄土宗）



一石五輪塔



墓地入口の六地藏は近世のもの



石積墓標



長持ち墓



石積墓標の上に石仏が立てられていた（井上家）



石積墓標の上に石仏様の自然石や墓石が立てられたものもあった



1～5 オガミジヨの同族墓地（大神敏治家） 6～8 高雲寺上の共同墓地



1. 箕山 2. ドノガミ 3. 谷への井堰 4. 日名戸 5. 耕作地の水溜めとウド小屋（日名戸） 6. ヒアケの土探場
7. 小池（日名戸） 8. 天水利用（一町田） 9～11. ヒノキ地蔵・ヒノキ井戸 11. ヒノキ地蔵覆屋立替の抜魂式（1997年12月）



1. 明暦3(1657)年銘の墓 2・3. 浄土墓 4~7. いずれも各同族墓地内 8. 中谷 栄家の埋め墓(マエノヤマ)
9. 東 藤嗣家墓(一軒墓)内



1・2. 屋敷地内・裏で祀る石仏(小山条) 3・4. 耕作地で祀る石仏(ヤナイダ) 5. マエノヤマ 6. ドノガミ
7. もと中谷 茂家の石仏 8. 耕作地で祀る石仏(滝尻) 9. 耕作地で祀る石仏(カワヒガシ)



かつて妙見参詣人の休憩所だった国見



妙見街道の石像物



1. 国見峠から 2. 国見峠の石遺物 3. もと山城屋（料理旅館）（国見） 3. もと大國屋（旅館）（国見）
5~8. 妙見関係石遺物（5・6千提寺一町田 7・7'、千提寺赤才 8. 上音羽入口の妙見碑（もとは千提寺口にあった）



1. 久保田、ワランド周辺 2・3. 今井堰（2・上流側から、3・下流側から） 4. 東谷の井堰 5. 竹樋の利用
6. 教蓮池の余水吐 7. 井堰（西山） 8. 泉原川・戸板の井堰 9. ウド小屋（東垣内）



新田イデ (西山新田への導水)



新田の開発に関わる村田家の墓



西山新田の水を温めるための池



西山新田



野小屋 (ホゾの谷)



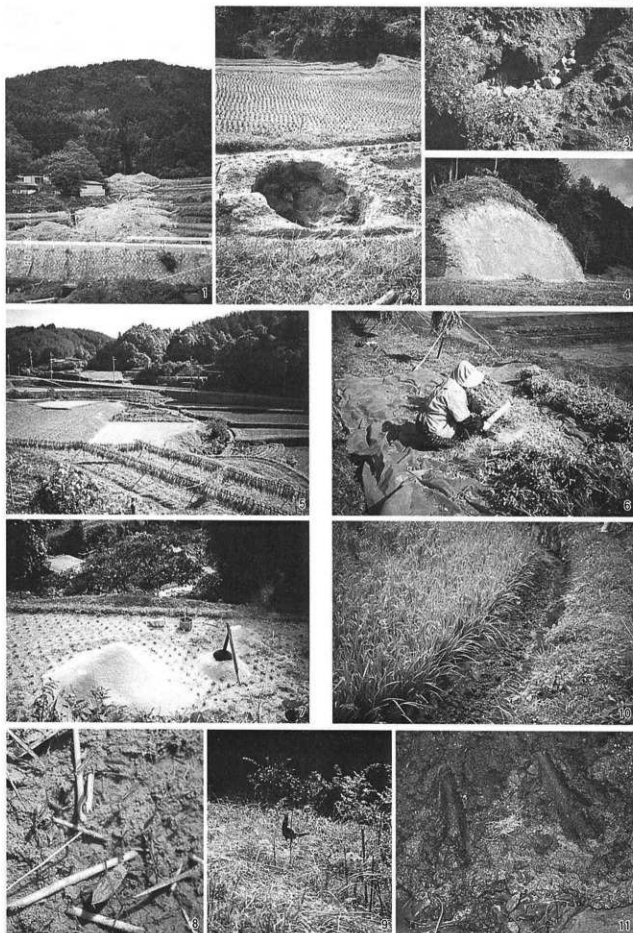
サカのカシラの耕作地 (西山)



大中の耕作地 (圃場整備済み)



堂の前の耕作地



1. 集中豪雨による土砂崩れ(ホソの谷) 2. 耕作地の陥没穴 3. 陥没穴の補修 4. 補修用土を採る 5・6. 豆の収穫
7. 籾殻焼き 8. メダカと太鼓ウチ(西山) 9. 高麗キジ(後方) 10. イノシシに荒らされたツユ畝(イノタニ)
11. 10の田に残るイノシシの足跡



1. 苗床などにまくための藁の準備 2. マキの蓄え 3. 夕方、帰宅時に苗床の水やり 4. 耕作地への往来 5. マキの準備
6. 湧水利用 7. 湧水利用（この水溜み場をタンポと呼称） 8. 屋敷地裏の湧水場と洗い場
9. 水路に堰をして水を溜めた洗い場 10. 竹炭用の窯場



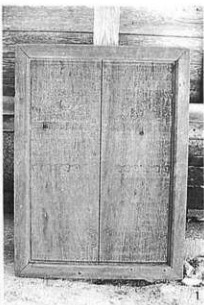
1. 諏訪神社 2・3. 素盞鳴尊神社 4. 不動堂(大中) 5. 金毘羅宮(東垣内) 6. 大峯山燈籠 7. 素盞鳴尊神社旧祭神
8. 伊勢講燈籠 9. 薬師堂



1・2. 五百住の共同墓地 3. 五百住の墓地典の一軒墓 4・5. 五百住池周辺の一軒墓 6. 南条の一軒墓
7・8. ゴトクの共同墓地 9・10. 千本の共同墓地



1. 東垣内の石仏 2. 宮谷の石仏 3. ヤガミの石仏 4. 西山・小山の石仏 5. 大中の石仏(3軒の共同祭祀)
6. 上山の地藏堂(西垣内) 7・8. 千本の地藏堂 9. 日余の地藏堂内の地藏像



1. 相摸番付表（泉原・素盞鳴尊神社境内）
- 2～5. ゴトクの墓内の相摸取りの墓
- 6・7. 五百住の墓内の墓碑
8. 庄ノ本バス停近くの墓碑
9. 佐保・馬場集会所横の墓碑



1. 梅原 2. 馬場 3. 當代神社(馬場) 4.(左)高座神社・(右)教恩寺 5. 教恩寺を望む 6. 下ノ代(馬場)
7・8. 神合



上井手（ウワイデ）の井堰（佐保川）



磯久子（イクシ）井手の井堰



上井手は免山集落の上位を通る



大井手（オオイデ）の井堰



大目下井手の井堰



字下代の下位を潤す井堰



下代水路の井堰（塩田川）



大目の下の井堰



屋上の共同墓地



免山の共同墓地内



免山の一軒墓（石仏が墓標となっている）



免山の共同墓地内



馬場の共同墓地



共同墓地に未移転の一軒墓（馬場）



佐保クロス山墓地から移転された墓石類



神合の共同墓地



1. 養生講場の地藏堂 2・4・6. 梅原の石仏 3. 個人で祀られる石仏(馬場) 5. 免山の共同墓地の石仏
7. 伏原の石仏(覆屋あり) 8. 神合の中世墓地近くの石仏 9. 大井手末端近くの石仏

第2章 北部丘陵地域の字名調査

武智陽子

第1節 資料について

調査対象地域は、箕面市・茨木市の山間部であるが、西国街道以北の茨木市域20地区、箕面市域1地区、豊能町1地区の大字単位の字名表・字名図を作成した。字名表・字名図の資料の出典は表1のとおりである。また、泉原地区について、泉原公民館所蔵の絵図（巻頭写真3）より、整理統合以前の細かい字名を知ることができたので、それらについてとり上げた。なお、本文中では字名にも「」を付けて示している。

1. 字名表

字名は、明治20年代（1887・1888年が多い）に作成された土地台帳の地番順に挙げた。読みは同じでも表記が異なるもの、文字が紛らわしいものも逐一列挙した。

地番は、普通地番（原則は、地目が田・畑・宅地であるもの）、山地番（山林）に区別される。各1番から繰られ、各々に字名が記される。

台帳で上記の表記順にあてはまらない地区を挙げると、福井の普通地番は宅地・畑地・田地の地目ごとに綴じられている。桑原の普通地番は1887・1888年当初に作成されたものが追加分として後に入っていた。粟生間谷では、1890年に全面的に地番の改正が行われた。字名も整理され、北部の山林の字名が「北山」にまとめられた。他地区でも同様に地番変更、字名の整理統合が行われたようである。後で述

表1 資料の出典

No	地区	字名表	字名図
1	高山	頭より読み取り	「豊能町大字・小字図」(「豊能町史 史料編」附図) 1984
2	銭原	旧土地台帳」年欠	「茨木市地番図」1965
3	長谷	〃	〃
4	清飯	〃	〃
5	上音羽	〃	〃
6	下音羽	「旧土地台帳」1887根基 1888検了	〃
7	忍頂寺	旧土地台帳」年欠	〃
8	車作	〃	〃
9	安元	〃	〃
10	大岩	〃	「摂津国島下郡石河村大字大岩全図」1894
11	生保	〃	「摂津国島下郡生保村全図」1886写
12	大門寺	〃	「摂津国島下郡大門寺村全図」1887写
13	千歳寺	〃	「大阪府下摂津国島下郡千歳寺村全図」年欠(1894以前)
14	泉原	〃	「大阪府下摂津国島下郡泉原村地押二間スル現地目巻村全図(泉原村全図)」1887
15	佐保	〃	「大阪府下摂津国島下郡佐保村地押二間スル現地目巻村全図(佐保村全図)」1887
16	粟生岩坂	「旧土地台帳」1887根基 1888検了	「粟生村岩坂地理全図」1886
17	粟生間谷	頭より読み取り	「大阪府下摂津国島下郡粟生村間谷全図」年欠(1890以前)
18	福井	旧土地台帳」年欠	-
19	宿久庄	旧土地台帳」1887根基 1888検了	「茨木市地番図」1965
20	清水	旧土地台帳」年欠	〃
21	桑原	旧土地台帳」年欠	-
		追加分は1887年根基 1888年検了)	-
22	安威	旧土地台帳」年欠	-

べる泉原の明治6年頃作成の地籍図には、数筆程度の単位で字名が記されている。字名は、その土地代々の情報を示すとらえられるので、明治20年代の字名統合は、地域研究の基礎的な史料が減じられたともいえる。

旧土地台帳に記された地目で気づいたことを付記する。山間部地域では、田畑の筆数のうち畑が半分近くなるなど、畑が多くなる。山林に竹藪・柴山・松木山・草山・雑木山・竹木雑生地・柴草荳山・藪などを付記し区別しているのは、山間部地域の特徴であろうか。平野に近い山間部では原野（芝地）が多くなり、山林の付記からもいわゆる里山の景観を想像できる。

2. 字名図

字名図は、「地籍図」「地番図」などの村界・大字界を太実線、字界を実線でトレースした。図が傷んでいるなど判読しづらい箇所は、地番・筆界線や1965年「地番図」を参照し補った。推測字界線・不明箇所は破線で記入した。普通地番と山地番の境界、字界線の入っていない字界は明らかな箇所のみ細実線で記入した。字名は出典図に記載のものを記している。字名表と一致することが確認できたものに限り番号を記入した。

3. 泉原の字名資料

泉原公民館において、以下の2枚の絵図の写真を撮らせていただいた。これらは1872年に始まる壬申戸籍に伴って作成されたと思われる。

①「明治六年頃調製前泉原村旧地図」 1873年頃（以下「旧地図」と略す）（巻頭写真3-1・図7）

本図は、次に挙げる「字引図」より実際の地形に即している。1筆ごとに、屋敷地は地番＋所有者名、山林は字名＋地番＋所有者名、その他は字名＋地番が記入される。図の訂正や、文字を墨で塗りつぶしている箇所、後に描き足している箇所などがある。

②「字引絵図 嶋下郡第巻区五番細泉原村扣」 1873年10月（以下「字引図」と略す）（巻頭写真3-2）

本図は「旧地図」を基に清書した図の控といわれる。山林も含めた泉原村領が幅幅全体に長方形に描かれ、個々の耕作地等もより四角く描こうとしている。1筆ごとに字名と地番、屋敷地は地番のみ記入される。山地番と普通地番があり、さらに新開、荒地（「旧地図」では「ヤブ」）にもそれぞれ1番から地番が付いている。

なお、上記2図をさす場合は「M6図」と記す。「地籍図」「土地台帳」による字名には（M20）と付記した。

その他、近世に遡り字名がわかる資料として寛永14(1637)年の「摂州太田郡五ヶ庄内泉原村地改帳」（以下「地改帳」と略す）などがある。

位置比定がしやすいよう、「旧地図」の写真をトレースし、ベースマップとした。同図より地番・字名・地目を読み取り、一部は「字引図」で補い、図7を作成した。「地改帳」の記載と合わせて表2とし、「地籍図（M20）」の字名ともできるだけ対照させた。

第2節 字名よりわかること

以下、字名調査よりわかることや特徴ある字名について記す。

1. 桑里制、中世の字名との関係

「勝尾寺文書」（『箕面市史』資料編）の寄進状・田畑売券類より、調査対象地域では泉原、佐保、

粟生間谷・粟生岩阪・他2地区から成る粟生、宿久庄の中世の字名や条里呼称が知られる。字名を比べると、一致するものは極めて少なかった。泉原では整理統合前の字名と一致するものがみられた。

「勝尾寺文書」にあらわれる泉原の字名（ ）内の数字は年

- ①河尻田・川尻田・川しり田・河尻田中深 (1293~1459)
- ②平野垣内 (1294~1353)
- ③シケカヤフ・シケイカヤフ・志けいかやふ・重藪田・繁藪 (1318~1441)
- ④下和田 (1408~1423)
- ⑤寺田 (1459~1464)
- ⑥あかつち・赤土 (1459~1464)
- ⑦□ヶ谷 (1522)
- ⑧カラキカフチ? (1530頃) (箕面市役所『箕面市史』史料編一(1968)、史料編二(1972)参照)

①⑥はいずれも、泉原では勝尾寺寄りの、日余の峠の西側で勝尾寺川水系の「西山 (M20)」に位置する。④に似通った字名に、「和田が口・和田口」、あるいは「和田ノ前・和田の前・和田前」や音が似ている「しもおだ・しもおた・下田」が挙げられる。①⑤と同じく勝尾寺川水系の「和田が口・和田口」と予想したい。「谷」の付く字名は多いので特定できないが、勝尾寺川水系では「堂ヶ谷」という字名がある。②について、「東垣内 (M20)」に「平田前・ひら田前」があるが、特定できない。

既往研究(天坊 (1929)、『箕面市史』『茨木市史』)の里界線を延長してみると、宿久庄と福井の境界が7条と8条との里界線にあたる。「10条1里・字 柳谷(「勝尾寺文書」)」は、「伏柳崎(「地番図」の字名)」にあたるのだろうか。宿久庄・清水では平野部の「……代」という字名の地域に条里型地割が広がっていた。その西側には「西垣内野」など「……野」という字名が複数あり、「鳥羽ヶ原」「新田原」「西山新開」などの字名もみられ、中世以後の開発が理想される。山間部の谷状の耕作地には「……谷」という字名が多い。

2. 「……代」字名

調査対象地域では「……代」という字名(以下「代」字名と記す)が複数みられる。

(地区名) (字名) (…主な地目)

銭原 十代、(千代?) …畑・田・原野・山林

車作 西代…田・畑・原野・山林

安元 十代…山林

(泉原 十代…田 「地改帳」「M6図」による)

佐保 下ン代、田中代、北代、東代…田・山林

宿久庄 北東代、中東代、南東代、東前代、西前代、藤森代(藤ノ森代)、縄瀬角代、
道祖神迎ヒ代(道祖神迎代)、松ノ本代…ほぼ田

清水 東代…ほぼ田

安威 上向代、下向代…ほぼ田

地目をみると、田が多い。ちなみに「……田」という字名(「田」字名と記す)は一般的な名称であり、調査対象地域においても高山・生保・千提寺及び宿久庄地区を除いて複数みられる。以上の「代」字名に共通の地形は(例えば「代」が台地状の地形を意味する等)、地形図からはよく分からなかった。地区内での位置や方角については、共通点を見出せない。「十代」が3地区にみられるが、共通点を見出

せない。

宿久庄地区の中で、「代」字名は条里型地割の明瞭な地域に一致する。9つの「代」字名のうち、縄瀬角代・道祖神迎代（道祖神迎代）・松ノ本代に対して、縄瀬・道祖神迎い（道祖神迎ヒ・道祖神迎）・道祖神・松ノ本の「代」が付かない字名がある。地目を比べてみたが、どちらも（池など2筆を除いて）全て田（畦畔を含む）であった。

免山 篤氏より、ナガンダイのように、「（佐保村）文禄検地帳」に「田」と書いてあるものを後に「ダイ」「代」といっているので、「代」とは田のことではないかと御教示を得た。佐保村の史料よりタ・ダイの付く字名を挙げる。

①文禄検地帳	②1776	③1878	④1887	通称
ながれ田	ながれ田	ナガレ田	—	流田（ナガンダイと発音）
田中	—	—	田中代？	
九□田	？	？	—	九□田（井堰）
東田	—	—	東代	
志を田	塩田（井手）	—	塩田	
おかた	—	—	—	おかた（2ヶ所？）
ひろ田	—	—	廣田（2ヶ所）	
北田	—	—	北代（キタンダイ）	
上ノ田	—	—	上ノ田	ウエン田（ウエンタ）
—	下ん代	下ん代（井堰）	下ん代	

①文禄検地帳；『摂州太田郡五ヶ内佐保村御検地帳』（梅原保夫家文書）

②1776；『御普請場所帳』安永五年

③1878；『御普請落成書上帳』明治十一年

④1887；『旧土地台帳』

「文禄検地帳」には上記の他、次の「田」字名が記される。「ありの木田・かわらけ田・まへ田・下北田」これらは以後不明である。「たい」という字名も記されるが以後不明である。その他、「さんまい谷」を「サンマイ田」とも称する例、山林の字名で「見田」がある。

「文禄検地帳」には「代」字名は皆無である。「東田」・「北田」の「田」は「代」に変わったといえそうだが、しかし、「田」のまま変わっていないものも多く、「下ん代」は「代」のままである。これら代字名と田字名の相違点については、地形・地目・位置や分布などからは違いが見出せない。では、耕作地の開発時期についてはどうだろうか。「田中代」は、免山氏のご教示によると、10世紀前後の遺物がみられ、この頃に開発が始まったと考えられるとのことである（Ⅲ・(Ⅱ)第8章参照）。「北代」「東代」については未調査である。「下ん代」は、塩田川から取水する下ん代井堰・下ん代水路および佐保川からの取水により灌漑されるが、これらの開発時期は分かっていない。「下ん代」に接する地域については、北接するクルス山砦・クルス山墓地遺跡は中世を主とする遺跡で、「神田平」は免山氏によると「文禄検地帳」にあり、中世の遺物が散布しているとのことである。「下ん代」周辺は「文禄検地帳」以前に土地利用が進んでいたと考えられるが、「下ん代」は「文禄検地帳」に無く、開発時期が分らない。

「代」字名の地目はほぼ田であるといえるが、「代」字名と「田」字名の相違点に分らないままで

ある。開発時期については資料不足で、「代」字名の共通点を見出しがたい。また、免山氏の説も証明することができなかった。

3. 泉原の字名

「地改帳」の記載順と「M6図」の地番の順番はほぼ一致（表2はほぼこれらの順で、字名などが入り交っている箇所はまとめた場合もある）、筆数や地目が一致する字もみられる。ところが、「地籍図」「土地台帳」(M20)とは地番が全く異なる。「地改帳」と「M6図」は、最初に「大中」(M20)、「ヲガ」「ヨスミ」等の次に「萩坂」が記される。集落より西の「大中」は、小出屋敷・清水屋敷などといわれる中世の名主層（有力農民層）の居住地から近くて（第4章参照）、上田が多く条件の良い土地である。泉原北東端の「萩坂」は忍頂寺へ向かう道筋にあたる。ともに古くから耕作がなされていたと推測される（Ⅲ・(Ⅱ)第8章参照）。

「ヲガ」(M20)の「ミダノ」「ヨスミ」「サブ谷」には、「M6図」で「池成」の注記のある地筆がある。ヨスミ(ヲガ)の大池の改修(1864年)とも関連するのだろうか。

「萩坂」は「地改帳」によると48筆の内18筆を千提寺、3筆を忍頂寺の人が耕作している。現在千提寺の飛地となっている辺りである。「こいさ」は「小砂」をさすと思われ、「カナイケ」もあり製鉄関連の字名かと思われる。千提寺の中谷 茂家では「荒金焼□の秘宝 他」秘伝目録1枚、及び「泉州堺・紀州加たの浦出 阿波のむや江渡る」（巻頭写真23）の文書を所蔵されている。前者は製鉄に関する秘伝を列挙したもの、後者は奥州から九州に至る諸国諸州に宛てた何かの製品の規格（おおむね「四匁（前後）金 九寸前後」）を記したもののようである。したがって、昔は製鉄に関係したことをされていたのかもしれない。この他、「地改帳」「M6図」によると、「上カジャ」「かじやの下」「かねつき」「カナツキ田」などの字名があるが、鍛冶との関係は不明である。しかし、「今井」(M20)の鍛冶に関わる泉原今井遺跡の辺りでは、それらしい字名はみられない。

「垣内」は屋敷の周りの畑地の字名となっている。「地改帳」「M6図」では「垣内」の前に東・西などが付いているものは数少ない。「地改帳」では字欠で畑となっている場合もある。屋敷には字名が記されていない。「垣内」字名、集落の字名の変遷をまとめるとおおよそ以下のようになる。

「地改帳」	→	「M6図」	→	「地籍図」、現在の呼称
垣内・(屋敷)・東垣内	→	垣内・(屋敷)・東垣内	→	東垣内
(屋敷)・(字欠)	→	(屋敷)・垣内	→	南条
北殿垣内・カミとのかいち	→	北殿垣内・垣内・上トノ垣内・カミトノ垣内	→	上殿垣内
(屋敷)・(字欠)・西ノ坊垣内・西坊垣内	→	西房・西ノ房・西坊・西ノ坊	→	中之垣内
かたかりの下 など・垣内・(屋敷)	→	片狩・片狩下 など・垣内・(屋敷)	→	下垣内
垣内・なかまの前・(屋敷)	→	西坊・垣内・ナカママへ・(字欠)・(屋敷)	→	西垣内

(片狩、ナカマは居住者の姓)

集落の立地を考えると、東垣内・南条・下垣内は谷に家屋が建っている。これらの地域では、小谷奥に立地し湧水を持っている家屋が複数ある。南条では古いとされる峯家一族は「峯」(ノ)谷を占めていた。対して、中之垣内は素盞鳴尊神社正面から真直ぐにのびる尾根上の道の左右に家屋が整然と並び、西垣内も尾根上に家屋が並ぶ。「西房・西ノ房・西坊・西ノ坊」は長徳寺付近の字名である。長徳寺に問い合わせたところ、寺が西ノ坊と呼ばれていたことは確認できなかった。「西房・西ノ房・西坊・西ノ坊」の西にさらに家屋が建ち並んだため、後に「西房 など」が「中之垣内」となり、新しい方が

「西垣内」となったのだろうか。谷の地形を利用して建っている屋敷地の方が古く、「中之垣内」などは近世的な景観といえそうである。「M6図」によると、長福寺の向かいには郷藏、長徳寺の向かいには高札と郷藏があった(Ⅲ・(Ⅱ)第1章・第4章参照)。

わらん堂(「久保田(M20)」)についてはよくわからないが、その付近でもっとも音の似通った字名に「和田(の・ノ)前」がある。

「堂之前(M20)」の堂跡といわれる田1筆のみ「宮田(M6図)」となっている。また、「堂之前(M20)」に「M6図」では1筆だけ「座田」がある。御輿を埋めたという伝承のある田と関係があるのだろうか。日余・ウエヤマの地蔵堂付近及び泉原西端の箕面市と接する辺りに1筆ずつ「法寿庵」の畑地や新開がみられる。法寿庵とは何であろうか。馬ノパンジョウ(「西山(M20)」にある修験の遺跡といわれる岩)の所だと思われる田1筆が「立石」となっている。とすると、「佛石」(「萩坂(M20)」)には何があったのだろうか。

泉原城に関連しそうな字名については「城ノコシ」がみられる。「北殿垣内」「上殿垣内」も城に関連するのだろうか。

いろいろ資料やご教示を得ながら、本章では字名の列挙にとどまり考察を深めることができなかった。「M6図」字名と水利や開発との問題、字名による景観復原などについては今後の課題としたい。

資料調査にあたり、茨木市役所、住宅・都市整備公団、泉原公民館のお世話になった。また、樟蔭女子短期大学教授松尾 寿氏より「地改帳」に関してお教えいただき、氏の調査成果である「摂津太田郡五ヶ庄内泉原村地改帳」1637年(奥野家文書)、「五箇内泉原村新開帳写」1646年(同)、「摂津国嶋下郡泉原村新開帳写」1707年(同)の筆写ノートを使わせていただいた。「地改帳」は、1633年より知行した板倉家が実施した検地で、3名の役人が村中を巡り任に当たった。近世を通じて村の基礎台帳として使用されていたという。氏の研究は、松尾 寿:「太閤検地の斗代について」三鬼清一郎編『戦国大名論集18 豊臣政権の研究』吉川弘文館、1984、初出は1969 などにまとめられている。

資料の収集は井藤暁子が行い、武智陽子が補助した。箕面市、免山 篤氏より資料を提供していただいたが十分活用することができなかった。

参考文献

- 天坊幸彦:「摂津三島郡の條里」『歴史地理』第54巻第3号 1929
『箕面市史』第一巻(本編) 資料編一 1964、1968、1972
『茨木市史』復刻版 1978
奥野慶治:『綜合清溪村史』(復刻版) 1988
茨木市教育委員会『わがまち茨木 城郭編』1987
茨木市教育委員会『わがまち茨木 地名編』1988

字名表

1. 高山地区

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	大原	2	ササガミネ	3	サイノ	4	丸坪	5	ニシノウチ
6	ウト谷	7	ワツギハラ	8	ヒロシバ	9	一本木	10	西山
11	城山	12	トンゴ	13	カゲ山	14	キタガイチ	15	モリ
16	サワノクボ	17	ムラダチ	18	オクノマエ	19	ユリ	20	サンガツデン
21	コカベ	22	スゴ	23	角ノ尾	24	ナカイハラ	25	フケ
26	ムカイガイチ	27	ヒラ井	28	イゴダニ	29	キドクチ	30	イシナダ
31	シクダニ	32	留谷	33	上フナオカ	34	下フナオカ	35	サイジムラ
36	ヲノムラ	37	タカザワ	38	ランマツタニ	39	ツバキタニ	40	竹谷
41	野谷	42	アカハゲ	43	ミヤマダチ	44	ワジモ	45	カワツジ
46	カイザカ	47	湯山	48	藤ノ木	49	サブトコ		

2. 鉄原地区

普通地番									
No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	塚石	2	下町	3	平瀬	4	高樫	5	小堂
6	大谷	7	今井	8	舟井	9	井ノ上	10	砂子
11	河原田	12	川原田	13	堂ノ上	14	小谷	15	井之久保
16	井ノ久保	17	風呂	18	谷川	19	千(千?)代	20	十(千?)代
21	船岡	22	塚崎	23	今西	24	藤ノ下	25	船浦
26	見立	27	瀬戸	28	平木	29	八丁ノ下	30	船谷ノ下
31	船谷ノ下	32	初ヶ坂	33	寶谷町	34	宝谷町	35	河田
36	加美田	37	樋之谷	38	樋ノ谷	39	隠行	40	思(思?)行
41	隠行	42	磯地	43	樋田	44	船巻谷	45	中ノ坂
46	中ノ坂	47	中ノ坂	48	園ノ谷	49	浅井川	50	車谷
51	杖ヶ谷	52	波摩留	53	ハマル	54	田之廣	55	田ノ廣
56	浅井山								

山地番									
No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	向井山	2	大畑	3	坊所	4	坊ノ所	5	防所
6	杉ヶ谷	7	ハマル	8	田之廣	9	田ノ廣	10	北谷
11	梅ヶ谷	12	内園	13	浅井山	14	藤ヶ花	15	大原
16	白加勢	17	百加勢	18	丸山	19	平瀬	20	塚石
21	下町	22	小堂	23	大谷	24	今井	25	井ノ上
26	砂子	27	河(田)原田	28	堂ノ上	29	小谷	30	谷川
31	風呂	32	十代	33	塚崎	34	今西	35	見立
36	瀬戸	37	平木	38	八丁ノ下	39	船谷ノ下	40	船ヶ坂
41	加美田	42	樋ノ谷	43	樋谷	44	隠行	45	船巻谷
46	中ノ坂	47	中ノ坂	48	園ノ谷	49	浅井川	50	車谷

3. 長谷地区

普通地番									
No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	庄田前	2	谷口	3	ヲダラ	4	ヲタダ	5	ヲクダ(ヲタダ?)
6	堂ノ前	7	ノタグチ	8	カミタ	9	トイタ	10	宮ノ前
11	下ノ垣内	12	中通	13	中通り	14	西下ノ垣内	15	有馬ノ下
16	西谷	17	東浦	18	砂ノ前	19	ミナカド	20	寺ノ前
21	上坂	22	西ノ下	23	向庄	24	清水	25	オケ谷
26	寶山〔ノ之?〕前	27	寶山前	28	西原	29	西ノ下口		

山地番									
No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	西原山	2	寶山	3	大谷	4	谷口	5	下ノ垣内
6	西下ノ垣内	7	西谷	8	砂ノ前	9	寺ノ前	10	ミナカド
11	西原	12	西ノ下	13	清水	14	向イ庄	15	向庄
16	オケ谷	17	谷口(岩輪)	18	ヲダブ	19	有馬ノ下	20	中通り

4. 清原地区

普通地番									
No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	丸鬼谷	2	平野谷	3	奥田	4	松ノ下	5	棚元
6	堀	7	西谷	8	西向	9	南ノ下	10	穴虫
11	立目山								

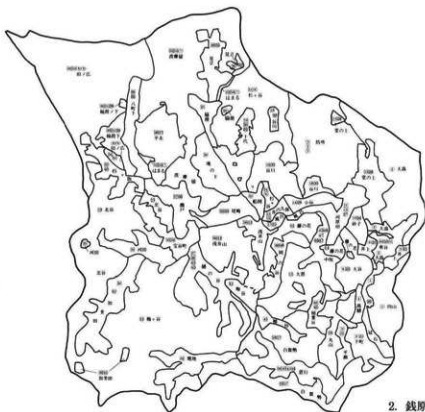
山地番									
No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	榎木山	2	釜ヶ谷山	3	地獄谷山	4	堂山	5	向井山
6	峠山	7	東岡山	8	西岡山	9	立目山	10	丸鬼谷
11	平野谷	12	奥田	13	南ノ下	14	棚元	15	西谷
16	西向	17	南ノ下	18	南ノ下	19	穴虫	20	堀



1. 高山



3. 長谷



2. 銭原

凡例

□ 普通地番

○ 山地番

数字のみは普通・山地番の
区別がなかったもの

★ 他地区飛地

図1 北部丘陵地域字名図(1)

5. 上音羽地区

普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	タワ	2	峠	3	嶺杉	4	ケンゴ	5	宍谷
6	西ケンゴ	7	西ケンコ	8	赤坂	9	赤坂	10	片狩
11	西田	12	鎌谷前	13	才之木	14	神ノ下	15	神ノ下
16	上ノ垣内	17	上ノ東前	18	下東前	19	落田前	20	寺ノ前
21	箱谷	22	白樺	23	上ノ谷	24	寶谷	25	カツラマヘ
26	桂前	27	塩田前	28	大嶺垣内	29	堂ノ前	30	堂ノ前
31	本坂前	32	カミ田	33	谷頭				

山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	原谷	2	駒ヶ坂	3	谷頭	4	奥ノ谷	5	野田山
6	タワ	7	峠	8	西ケンゴ	9	赤坂	10	片狩
11	西田	12	鎌谷前	13	才ノ木	14	神ノ下	15	上ノ垣内
16	上ノ東前	17	上ノ東前	18	落田	19	寺ノ前	20	白樺
21	宝谷	22	塩田前	23	大嶺垣内	24	堂前	25	□(90)谷

6. 下音羽地区

普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	ヒンデイ	2	上ヒンデイ	3	山口	4	幸	5	幸
6	井関前	7	峠	8	庄田前	9	上庄田	10	下熊田
11	西向イ	12	西向井	13	岩倉	14	上熊田	15	笹原
16	見咲り	17	百菊	18	榊狭間	19	戸板	20	神田
21	宮ノ前	22	堂ノ前	23	橋ヶ谷	24	大神垣内	25	下ノ垣内
26	谷川	27	東ノ垣内	28	前ノ浦	29	上ノ垣内	30	内畑
31	上ノ岡	32	細首	33	丸岡	34	余野地	35	篠原

山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	丸岡	2	番所	3	野ヶ坂	4	海前原	5	岡山
6	ナララ	7	西山	8	余ノ地	9	平野	10	東山
11	大垣山	12	上ヒンデイ	13	下ヒンデイ	14	山口	15	幸(幸?)
16	幸	17	西向井	18	西向イ	19	岩倉	20	笹原
21	篠原	22	上熊田	23	百菊	24	榊狭間	25	榊狭間
26	堂ノ前	27	堂ノ前	28	橋ヶ谷	29	上庄田	30	東之垣内
31	東ノ垣内	32	前ノ浦	33	庄田前	34	神田	35	細首
36	井関前	37	見咲り	38	見咲	39	戸板		

7. 忍頂寺地区

普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	コハ口	2	小田前	3	小田坂	4	小田坂	5	岡崎
6	井手ノ下	7	ビヤノ木	8	ビハノ木	9	太畑	10	トウ田
11	大門	12	ヲナ坂	13	ヲナ坂	14	西角	15	フルツク
16	ミノノ	17	宇庄ヶ谷	18	宇庄ヶ谷	19	コモ池	20	イギガ本
21	七之段	22	七ノ段	23	下神田	24	戈ノ嶺(嶺)	25	戈之嶺(嶺)
26	上西垣内	27	中垣内	28	中之垣内	29	中ノ垣内	30	段垣内
31	養元	32	ヨモト	33	東田	34	前田	35	芝垣内
36	中尾垣内	37	前田山	38	新垣内	39	キビヨウ	40	西之谷
41	荒田	42	龍王山	43	深山	44	控(嶺)野尾		

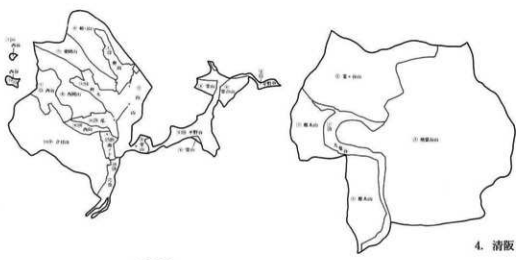
山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	樽之尾	2	樽ノ尾	3	丸ノ尾	4	野間ヶ谷	5	平林山
6	宇庄ヶ谷	7	西山	8	深山	9	岩倉	10	コモ手萩
11	コモ手萩	12	七之段	13	正徳アン	14	前田山	15	中尾垣内
16	コハ口	17	小田前	18	岡崎	19	ビハノ木	20	井手ノ下
21	大畑	22	トウ田	23	大門	24	ヲナ坂	25	西角
26	フルツク	27	イギガ本	28	上西垣内	29	中垣内	30	段垣内
31	ミノノ	32	コモ池	33	中ノ垣内	34	中垣内	35	ヨモト
36	東田	37	前田	38	新垣内	39	西ノ谷	40	キビヨウ
41	荒田	42	平林						

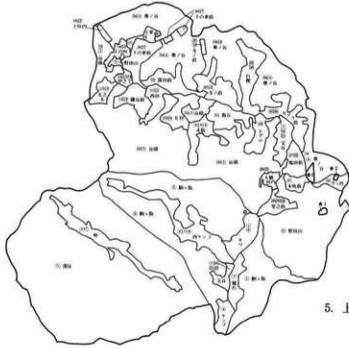
8. 車作地区

普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	西代	2	ツガミ	3	ツガシ	4	ツガミ	5	古田
6	段	7	落方	8	日ノ平尾	9	東山	10	一越キ
11	志越キ	12	谷口	13	古川	14	下島	15	下湯
16	前田	17	平林山	18	平松山	19	東島	20	東原
21	イヌイ	22	乾	23	中垣内	24	東浦	25	清水
26	尾ヶ廣	27	尾廣	28	尾方廣	29	弥ヶ谷	30	段ノ山
31	風呂ノ谷	32	下畑	33	百瀬	34	山添		

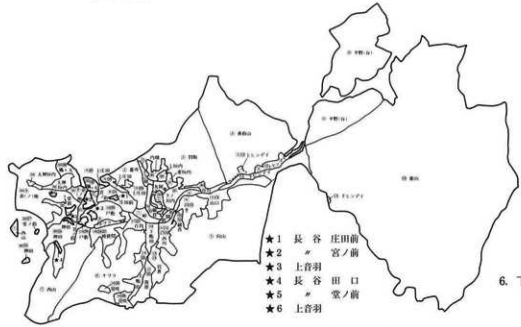


4. 清阪



- ★1 下音羽 神田
- ★2 井 堂ノ前
- ★3 井 西山

5. 上音羽



- ★1 長谷 庄田前
- ★2 井 宮ノ前
- ★3 上音羽
- ★4 長谷 田口
- ★5 井 堂ノ前
- ★6 上音羽

6. 下音羽

図2 北部丘陵地域字名図(2)

山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	百瀬	2	藤谷	3	横瀬	4	山瀬	5	イヤガ谷
6	弥谷	7	清水	8	タンゴ山	9	ダンゴ山	10	深山
11	風呂谷	12	下ノ岳	13	圃ノ谷	14	西代	15	ツガミ
16	古田	17	段	18	落方	19	日ノ平尾	20	東山
21	岩越キ	22	一越キ	23	谷口	24	古川	25	下島
26	前田	27	平林山	28	東島	29	乾	30	中垣内
31	東浦	32	尾方蔵						

9. 安元地区

普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	馬場之下	2	馬場ノ下	3	今井田	4	茨田	5	堂前
6	堂ノ前	7	西之谷	8	西ノ谷	9	池上垣内	10	大谷
11	清水垣内	12	塚山	13	奥谷	14	清水	15	岸林

山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	岸林	2	中井垣内	3	峠山	4	ナシ元	5	ナシモト
6	十代	7	奥谷	8	大谷	9	竹ノハナ	10	畑ノ前
11	馬場ノ下	12	倉ヶ谷	13	オヨメ山	14	清水垣内	15	今井田
16	茨田	17	堂ノ前	18	西ノ谷	19	池上垣内	20	塚山

10. 大岩地区

普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	松ノ前	2	松之前	3	栗之前	4	栗ノ前	5	柳之五
6	柳ノ前	7	井尻	8	榎木	9	ムクロシ	10	ムクロジ
11	赤ロジ	12	河原田	13	河原田	14	中ノ谷	15	中之谷
16	大北	17	堂前	18	猪ノ谷	19	横ノ谷	20	藏畑
21	生部谷	22	浅河	23	針木谷	24	荒岩	25	国見
26	土ノ谷	27	塩田	28	舟石	29	船石	30	大谷
31	谷浦	32	小中	33	森ヶ岡	34	平松尾	35	八幡山
36	西山	37	神有	38	瀬ノ谷	39	瀬ノ谷	40	八幡

山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	生部谷	2	生部谷	3	深山	4	坊主岡	5	小中
6	藤ノ山	7	森ヶ岡	8	森ヶ岡	9	平松尾	10	平船尾
11	神有	12	奥谷	13	奥ノ谷	14	西山	15	向イ林
16	八幡	17	瀬ノ谷	18	瀬ノ谷	19	松ノ前	20	井尻
21	榎木	22	赤ロジ	23	河原田	24	中ノ谷	25	大北
26	堂ノ前	27	猪ノ谷	28	藏畑	29	浅河	30	針木谷
31	荒岩	32	国見	33	土ノ谷	34	土谷	35	塩田
36	船石	37	船石	38	八幡山				

11. 生保地区

普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	北宮	2	イシマチ	3	向七畑	4	西畑	5	西山
6	東山	7	北宮山	8	奥谷	9	向七山		

山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	北宮	2	堀ノ棚	3	奥谷	4	奥谷 奥ノ谷	5	向七山
6	岩谷	7	石ヶ角	8	石町	9	向七畑	10	西畑
11	西山	12	東山	13	北宮山				

12. 大門寺地区

普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	土ノ谷	2	長谷	3	奥ノ谷	4	奥ノ谷	5	薬王寺
6	イヤガ谷	7	弥ヶ谷	8	イヤガ谷	9	前田	10	向山
11	甲(車?)カ(夕?)イ山	12	河山						

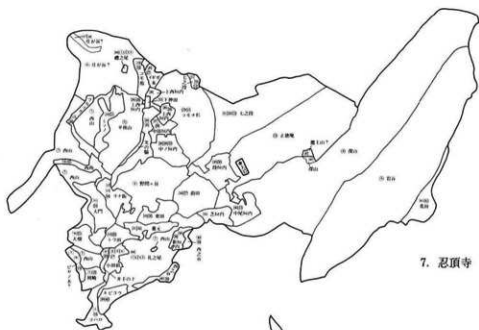
山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	嶺ヶ枝	2	薬王寺	3	イヤヶ谷	4	弥ヶ谷	5	地獄谷
6	大洲山	7	赤井谷	8	長谷	9	前田		

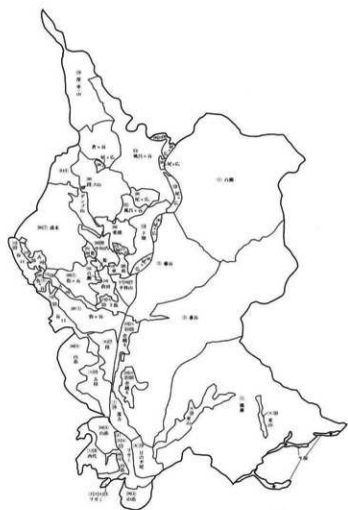
13. 千塚寺地区

普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	堂版	2	堂版	3	百井	4	下目名 ¹⁾	5	目名 ¹⁾
6	大フケ	7	弁	8	谷	9	市坂	10	市坂
11	松谷	12	中ノ谷	13	神坂	14	神坂	15	西谷



7. 忍頂寺



8. 車作



9. 安元

図3 北部丘陵地域地名図(3)

山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	中ノ谷山	2	松谷山	3	大門山	4	千本	5	市坂山
6	クルシ山	7	箕山	8	エンノ上山	9	堂坂	10	白井
11	下名戸	12	日名戸	13	大ツケ	14	谷	15	峠
16	市坂	17	松峠	18	松谷	19	森谷	20	寄峠
21	中ノ峠	22	中ノ谷	23	中ノ清田谷	24	神坂	25	神坂
26	神坂山	27	日名戸山	28	千木山	29	藤ヶ谷山	30	西谷山
31	西谷山	32	鹿尻山						

14. 泉原地区

普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	今井	2	萩ノ坂	3	萩ノ坂	4	萩坂	5	萩之坂
6	ケンゴ	7	ケンコ	8	二反田	9	貳反田	10	高柿
11	久保田	12	宮谷	13	堂ノ前	14	川原	15	清水
16	大中	17	西山	18	落方	19	西垣内	20	下ノ垣内
21	下垣内	22	中ノ垣内	23	ヲガ	24	ヲカ	25	上殿垣内
26	東垣内	27	千本	28	風呂谷	29	五百住	30	セソ谷
31	戸坂								

山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	栗坪	2	大竹谷	3	中山	4	中山西原	5	五百住
6	ヲガ山	7	スダ之谷	8	スダ之谷	9	セソ之谷	10	中里
11	五百住寺	12	大原	13	フキ谷	14	石堂ヶ岡	15	天狗岩
16	ショブヶ原	17	ホソ之谷	18	ワシデ	19	美野畑	20	ミノハタ
21	向井山	22	南谷	23	戸坂	24	今井	25	萩之坂
26	萩之坂	27	ケンゴ	28	ケンコ	29	二反田	30	高柿
31	久保田	32	宮谷	33	堂ノ前	34	川原	35	清水
36	大中	37	西山	38	落方	39	西垣内	40	下垣内
41	中垣内	42	ヲガ	43	ヲカ	44	上殿垣内	45	東垣内
46	千本								

15. 佐保地区

普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	トン代	2	蔵下	3	神田平	4	アイ谷	5	金井
6	下之宮	7	下ノ宮	8	田中代	9	神合	10	ソウ
11	南ウズ	12	屋上	13	松谷	14	廣	15	馬場
16	上ノ田	17	笹原	18	雨堤	19	尾谷	20	北代
21	東代	22	廣田	23	高ノゴウベ	24	高ノコウベ	25	塩田
26	土ノ谷	27	土谷	28	入釜	29	堀野	30	庄本
31	宮之上	32	宮ノ上	33	佐倉道	34	サナベ	35	辻釜
36	梅原	37	免山	38	飯塚	39	飯塚	40	岩本
41	西脇	42	伏原	43	クルス	44	黒石	45	見田
46	千本	47	川ハタ						

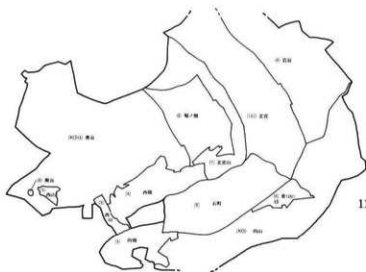
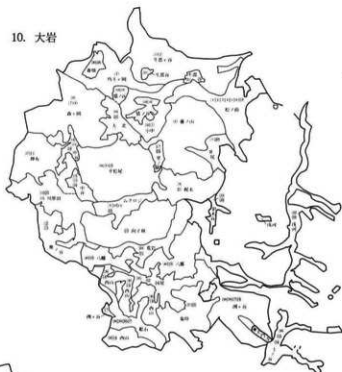
山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	岡イ山	2	伏原	3	佐倉道	4	サナベ	5	ハカン谷
6	西大谷	7	岩本	8	西脇	9	飯塚	10	飯塚
11	千本	12	東代	13	坂尾	14	馬場谷	15	見田
16	黒石	17	クルス	18	川ハタ	19	トン代	20	蔵下
21	神田平	22	愛谷	23	金井	24	下ノ宮	25	田中代
26	神合	27	神谷	28	ソウ	29	南ウズ	30	屋上
31	松谷	32	廣	33	馬場	34	上ノ田	35	笹原
36	雨堤	37	尾谷	38	北代	39	廣田	40	高野子部
41	塩田	42	土谷	43	入釜	44	堀切	45	庄本
46	宮ノ上	47	辻釜	48	梅原				

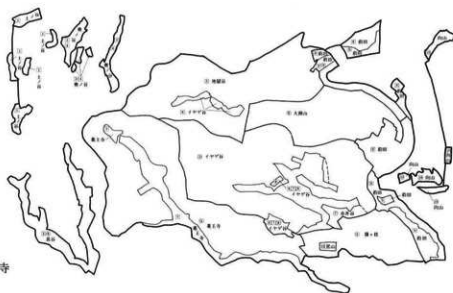
16. 栗生岩版地区

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	高岡	2	小倉	3	目ノ尾	4	西ヶ藪	5	庄谷
6	多良原	7	小瀬	8	柳ヶ谷	9	大戸	10	口中
11	西山	12	柿宇助	13	柿ウジ	14	柿宇ジ	15	平ノ田
16	梶ヶ谷	17	西谷	18	向イ	19	向	20	古屋垣内
21	堀ノ上山	22	中筋	23	西筋	24	畑	25	堂ノ上山ノ内
26	堂ノ上	27	蔵ノ上	28	さがそ立?	29	さがそは?	30	さかそ八
31	サガリハ	32	岩ヶ峠	33	奥瀬リ	34	奥瀬	35	長谷
36	ジロク	37	鉢伏	38	西谷 東林 高丸 (高尾?)	39	五條谷	40	五條谷
41	小金尾	42	口掛ヶ	43	口掛				

10. 大岩



11. 生保



12. 大門寺

圖 4 北部丘陵地域字名圖 (4)

17. 粟生間谷地区

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	奥ヶ谷良尾 シタヶ尾	2	奥ヶ谷青山浦	3	奥ヶ谷□□東原	4	外殿岡ハリノ木沢 郷ヶ原奥谷西原	5	奥ヶ谷奥谷東原 (改 北山)
6	奥中尾宮山 (改 北山)	7	奥中尾大宮宮山 (改 北山)	8	北山	9	奥中尾東宮山 (改 北山)	10	奥中尾龍ノ方 (改 北山)
11	東林ヒノ尾(改 北)	12	西今井	13	東今井	14	市井	15	八尾地
16	カラニ?	17	城山	18	樺坂	19	白駒井	20	中筋
21	…井?	22	大目	23	笹原	24	菩提山	25	中尾
26	古坂?	27	庄ヶ平	28	山(ノ)口	29	カマヤ	30	古坂内
31	辻内	32	堂前ノ内	33	廣田?	34	堂之前	35	堂之前ノ内大蔵
36	寺田	37	小ツ(シ)リミ	38	山字 高岡	39	山字 善福寺原	40	山字 西田(ノ内)
41	善福寺原	42	善福	43	北西田	44	ヲ口西田	45	南西田
46	西田	47	□ヶ西田	48	西原	49	廣	50	小谷山
51	西山ノ井	52	山之井	53	下川原	54	西庄田	55	東庄田

18. 福井地区

普通地番のうち宅地のみ

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	餅路	2	寺垣内	3	中垣内	4	和所	5	和所
6	小井手	7	一本木	8	下井手	9	堂縄手	10	西ノ垣内
11	室ノ前	12	林割	13	板宿	14	平塚	15	横
16	城ノ谷	17	室ノ上	18	初田	19	峠奥		

普通地番のうち畑地のみ

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	大畑	2	大畠	3	樽谷	4	餅露	5	矢上
6	寺垣内	7	中垣内	8	露林	9	宮ノ下	10	和所
11	和所	12	小井手	13	田中	14	西ノ川原	15	秋浦
16	下井手	17	堂縄手	18	西垣ノ内	19	室ノ前	20	板宿
21	屋須磨	22	岩ノ厨	23	平塚	24	平川原山	25	林割
26	横	27	城ノ谷	28	室ノ上	29	初田	30	峠奥
31	飯村	32	手水ヶ谷	33	平池谷	34	九本松	35	九殿

普通地番のうち田地のみ

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	花折	2	花折	3	三十八	4	露林	5	岡山
6	平池谷	7	餅露	8	矢上	9	飯村	10	宮ノ下
11	西浦所	12	西浦所	13	樺ノ木	14	和所	15	小井手
16	秋原	17	一本木	18	田中	19	西ノ河原	20	西ノ川原
21	西川原	22	秋浦	23	下井手	24	堂縄手	25	西ノ垣内
26	西垣内	27	室ノ前	28	板宿	29	虚空蔵	30	野原
31	勝根	32	屋須磨	33	熊ヶ谷	34	矢内容	35	岩ノ厨
36	平塚	37	平川原山	38	谷田	39	推ノ木	40	推ノ木
41	林割	42	横	43	城ノ谷	44	室ノ上	45	初田
46	寺垣内	47	中垣内						

山地番

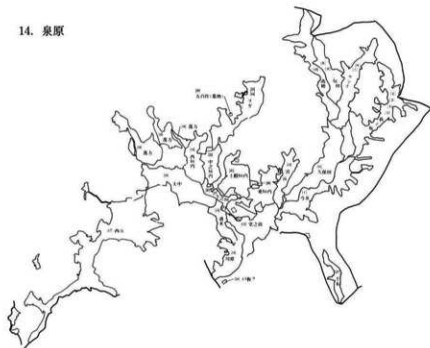
No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	大畠	2	露林	3	樽谷	4	岡山	5	平池ノ谷
6	平池谷	7	大谷	8	九本松	9	三十八	10	手水ヶ谷
11	九殿	12	狼谷	13	長谷	14	一ノ谷	15	峠奥
16	佐保川筋上之部	17	上ノ垣内	18	庵垣内	19	寺垣内	20	矢上
21	中垣内	22	下ノ垣内	23	下垣内	24	西ノ川原	25	林割
26	熊ヶ谷	27	岩ノ厨	28	勝根	29	勝根	30	秋浦
31	西ノ垣内	32	室ノ前	33	板宿	34	宮山	35	西浦所
36	推ノ木	37	和所	38	小井手	39	田中	40	下井手
41	虚空蔵	42	屋須磨	43	矢内容	44	平塚	45	谷田
46	推ノ木	47	横	48	室ノ上	49	城ノ谷		

19. 宿久庄地区

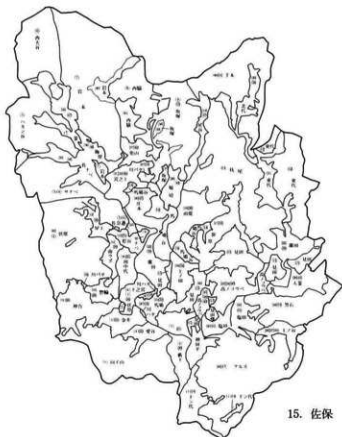
普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	北東代	2	中東代	3	南東代	4	東前代	5	西前代
6	藤森代	7	藤ノ森代	8	太良杉	9	綱瀬角代	10	綱瀬
11	道祖神迎 七代	12	道祖神迎代	13	道祖神迎代	14	道祖神迎七	15	道祖神迎
16	道祖神	17	松ノ木	18	松ノ木代	19	庄ノ脇	20	東清水ヶ原
21	東清水原	22	西清水ヶ原	23	西清水原	24	南山ノ井	25	南山ノ下
26	北山ノ井	27	十九野	28	十八野	29	鳥羽ヶ原	30	法事前
31	法東前	32	北法東前	33	北法事前	34	北法東前野	35	西ノ垣内野
36	西垣内野	37	押谷野	38	福原池谷	39	大谷前	40	岩飯向ヒ
41	岩飯向ヒ	42	岩飯向イ	43	穴虫谷	44	末木中尾谷	45	末木
46	末木中尾	47	西又谷	48	西又	49	伐柳崎	50	伐柳崎
51	伐柳	52	伏柳	53	伏柳	54	伏柳崎	55	伏柳崎
56	薬口谷	57	薬口	58	惣太谷	59	惣太ヶ谷	60	高松
61	勝京原	62	北山東谷	63	梁山谷	64	岩谷	65	栗山谷
66	栗山	67	栗谷	68	葛藤谷	69	濁り薮	70	向イ石本
71	向石本	72	中通	73	中通り	74	宮ノ東	75	宮東
76	宮ノ西	77	大北野	78	西北野	79	大池谷	80	夕部森

14. 泉原



13. 千提寺



15. 佐保

图5 北部丘陵地域字名图(5)

山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	薬山	2	大池谷	3	栗山	4	福谷山	5	道西山
6	小堀ヶ谷	7	葛藤谷	8	池谷	9	城ノコシ	10	米山
11	秋谷山	12	押谷山	13	東中尾	14	西中尾	15	新吾兵五山
16	高松	17	高松	18	高森	19	芝山	20	西山
21	廣山	22	中通	23	南東代	24	山之井	25	山ノ井
26	烏羽ヶ原	27	円山	28	北東代	29	中東代	30	南東代
31	西前代	32	藤ノ森代	33	通祖神遊	34	庄ノ脇	35	西清水ヶ原
36	北法東前	37	西ノ垣内	38	押谷野	39	福原蓋谷	40	大谷崎
41	岩坂向	42	末木中尾谷	43	西又	44	伏櫛崎	45	伏櫛崎
46	崖口谷	47	北山東谷	48	岩谷	49	薮ノ妻	50	向ヒ石本
51	向イ石本	52	宮ノ東	53	宮ノ西	54	大北野	55	西北野
56	小倉(小倉谷・山)	57	小倉山	58	小倉	59	夕部森	60	大久

20. 清水地区

普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	川原田	2	廣山	3	広山	4	久保ノ井	5	末谷
6	山ノ井	7	山野井	8	落ノ井	9	落井	10	東代
11	庄ノ脇	12	小笹	13	西山新開	14	西山	15	新田原

山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	西山	2	廣山	3	杉谷	4	西中尾	5	大谷
6	新吾兵衛山	7	葛藤谷	8	川原田	9	末谷	10	落井
11	庄ノ脇	12	西山新開						

21. 桑原地区

普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	日余	2	岡初田	3	向山(山ノ初)出	4	中島	5	下黒谷
6	奥垣内	7	辻垣内	8	下垣内	9	上初田	10	下初田
11	八木屋谷	12	片ヶ谷	13	石籬谷	14	黒谷	15	越崎磯淵
16	南ヶ谷	17	伯父ヶ谷	18	長谷	19	上黒谷	20	黒谷口

山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	向イ山	2	尾ヶ谷	3	南ヶ谷	4	畑ヶ谷	5	奥垣内
6	辻垣内	7	下垣内	8	下初田	9	越崎磯淵	10	上初田
11	日余								

(追加分) 普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	日余	2	岡初田	3	中島	4	下黒谷	5	奥垣内
6	辻垣内	7	下垣内	8	上初田	9	下初田	10	八木屋谷
11	片ヶ谷	12	石籬谷						

22. 安威地区

普通地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	井手口	2	上向代	3	下向代	4	柳(柳)	5	柳
6	宮ノ後	7	宮ノ前東	8	阿為野ヶ崎	9	阿為野ヶ崎	10	下春日
11	西垣内	12	八幡前	13	八幡崎	14	上將軍	15	越中前
16	烏居前	17	烏井前	18	市橋ノ	19	島ヶ末	20	西宮ノ前
21	榎場	22	二十野	23	西水垣	24	岩宮前	25	山西
26	下將軍	27	白狐塚	28	坂塚	29	西ノ口	30	上春日
31	中春日	32	谷山	33	菩提谷	34	増蔵坊	35	僧真坊
36	栢谷	37	長尾	38	栗谷	39	越崎磯淵	40	越崎磯淵
41	黒谷口	42	二コリ池	43	上初田	44	下初田	45	長谷
46	將軍山	47	花口(園か?)	48	花園	49	長ヶ瀬	50	宮ノ前東
51	伯父谷	52	伯父ヶ谷	53	八木屋谷	54	片ヶ谷	55	石籬谷
56	黒谷	57	向山	58	大バリ	59	ヲチヲク谷	60	笹廣
61	花表前	62	將軍	63	栢原				

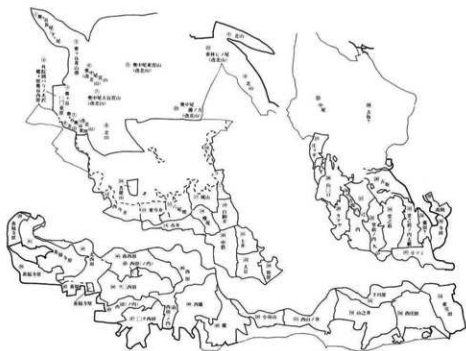
山地番

No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名	No.	字名
1	花園	2	上向代	3	將軍	4	西山	5	阿武山
6	西ノ口	7	花表前	8	上春日	9	中春日	10	下春日
11	西垣内	12	上將軍	13	長ヶ瀬	14	長ヶ瀬	15	城ヶ浦
16	山西	17	下向代	18	宮ノ后	19	宮ノ前東	20	アイノヶ崎
21	下將軍	22	越中前	23	烏居前	24	柳	25	白狐塚
26	坂塚	27	下初田	28	八幡前	29	將軍山	30	長谷
31	初田	32	二十野						



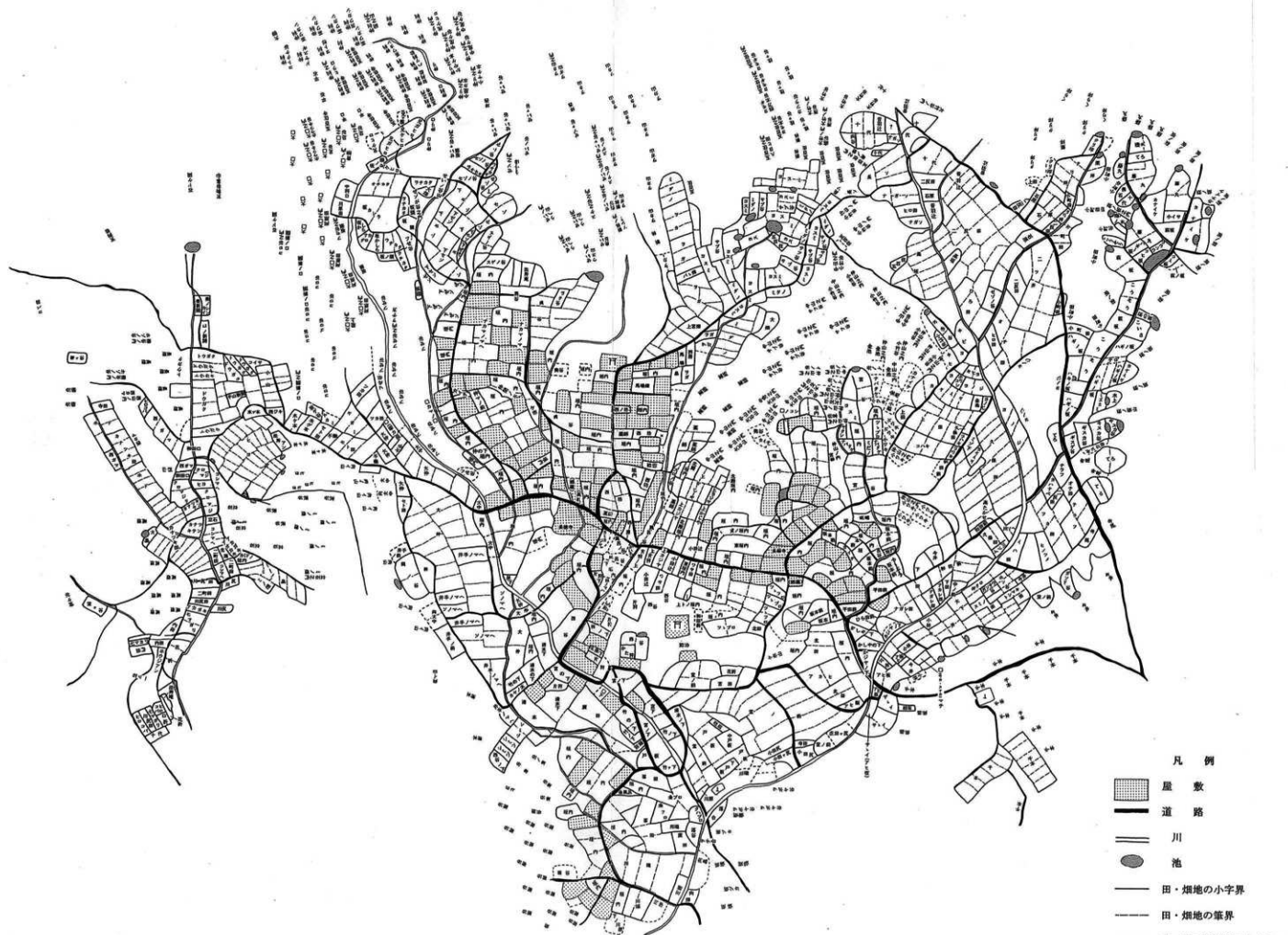
16. 栗生岩版

19・20. 宿久庄・清水



17. 栗生間谷

图6 北部丘陵地域字名图(6)



- 凡例
- 屋敷
 - 道路
 - 川
 - 池
 - 田・畑地の小字界
 - 田・畑地の筆界
 - 山・嶽で境界線のあるもの

図7 茨木市泉原「旧地図」による字名図(明治6(1873)年頃)

